黒部市障がい者計画

令和8年度～令和 12 年度

（ 2026 年度～2030 年度 ）

黒 部 市

本計画における「障害」の「害」という漢字の表記については、「害」という漢字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、ひらがなで「障がい」と表記しています。

ただし、法律等に規定されている名詞や用語等については、漢字で表記しています。

また、本文中には、誰もが見やすいように工夫された書体（ユニバーサルデザインフォント（UD フォント））を使用しています。

はじめに



近年、人口減少や少子高齢化の進行、障がいのある人とその家族の高齢化や核家族化の進展により、いわゆる「親亡き後」の不安を抱える世帯の増加や高齢福祉・児童福祉・保健・医療・教育など幅広い分野にわたる複合的な生活課題を抱える世帯への対応など、障がい者福祉を取り巻く課題は、年々複雑化し、多様化しています。

こうした時代の変化や課題に対応するため、これまで本市では、「黒部市障がい者計画（令和3年度～令和7年度）」に基づき、「障がいのある人もない人も、誰もが自立し、お互いに尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念に掲げ、各施策を推進してまいりました。

このたび、従来計画の計画期間が満了することに伴い、これまでの取組を振り返るとともに、近年の社会情勢の変化に対応するため、計画内容の見直しを行い、令和8年度からの5年間における障がい者施策の基本となる計画をまとめました。

本計画は、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、心豊かに暮らし続けられるよう、「第2次黒部市総合振興計画後期基本計画」や「第4次地域福祉計画」における基本方針の下、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

本計画では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するまちの実現に向けて、4つの基本目標を柱とした新たな施策体系の下、きめ細やかな障がい者施策を盛り込み、障がい者福祉の一層の向上を目指します。

また、計画の着実な推進を図るため、保健・医療・福祉・都市基盤・雇用・教育などの各分野でご活躍されている支援機関や国、県及び新川圏域の自治体等と連携しながら、共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました「黒部市障がい者計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等を通じ、多くの貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和8年3月

黒部市長　武隈 義一

目　次

**第1章 計画の策定に当たって・・・

基本目標Ⅲ 個々のニーズに応じた支援の充実・・・

第１章　計画の策定に当たって

第１節　計画の趣旨

平成28（2016）年3月に策定した「障がい者計画（平成28年度～令和2年度）」において、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を踏まえつつ、「共生社会の実現」を基本理念に掲げ、その実現に向けて取組を推進してきました。

現行の「障がい者計画（令和3年度～令和7年度）」においても、従来計画の基本理念を継承し、各種施策に取り組んできたところであります。

この計画期間中には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）」の施行や、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行に伴う、医療的ケアが必要な障がい児者への支援の拡充ほか、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する人の状況や支援ニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備の推進など、新たな法律の制定や施策の拡充がなされています。

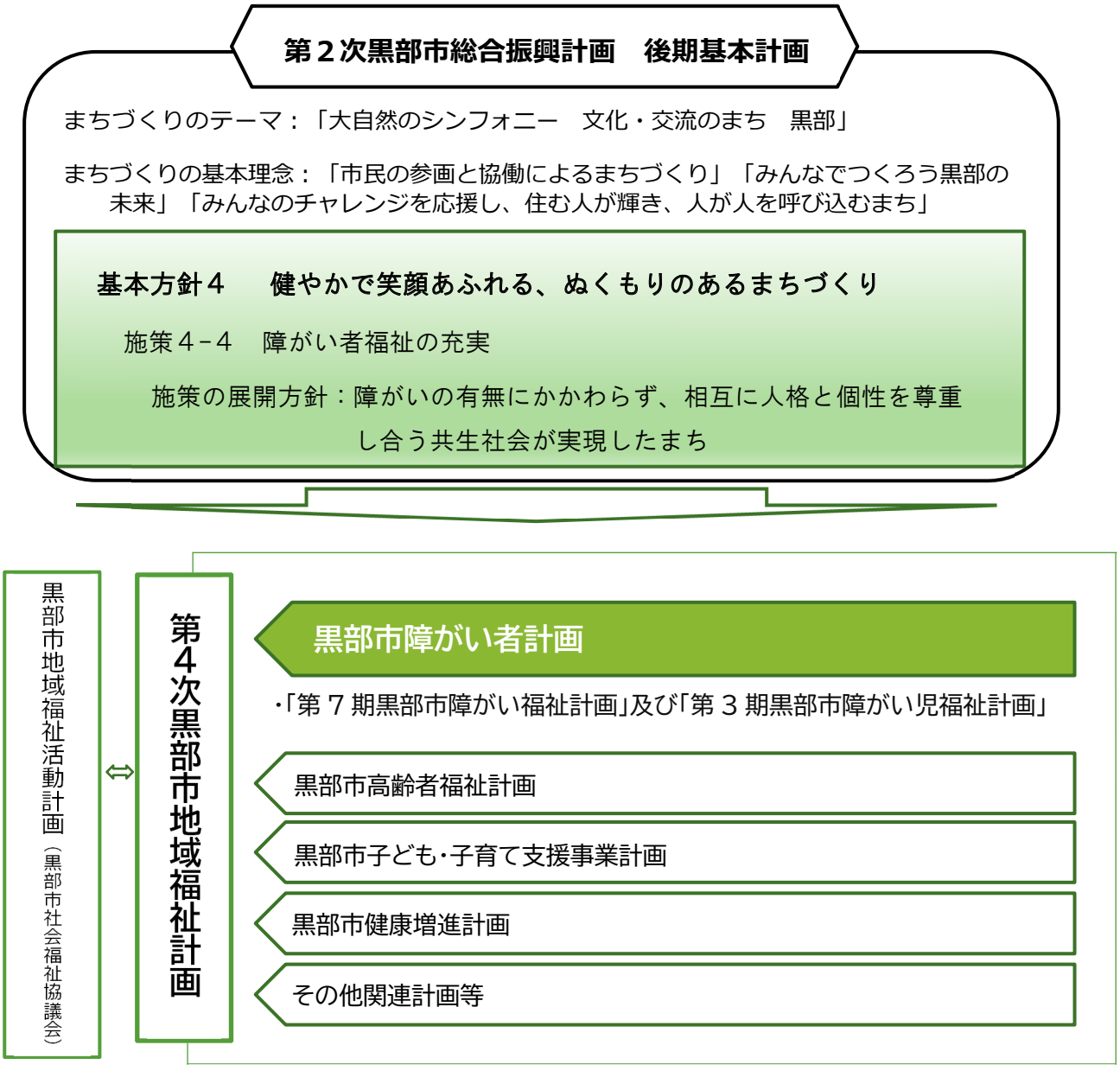
このように法制度が充実されるなか、本市では、障がいのある人とその家族の高齢化や核家族化の進展により、いわゆる「親亡き後」の不安を抱える世帯の増加や高齢福祉、児童福祉、保健・医療・教育など幅広い分野にわたる複合的な生活課題を抱える世帯への対応など、障がい者福祉を取り巻く課題は、年々複雑化し、多様化しています。

そこで、本計画は、現行計画における成果と課題、障がい者の状況、国の障がい者施策等を踏まえ、障がいのある人を「必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」としてとらえ、中長期的な視点に立って、近年の社会情勢の変化に適切に対応するとともに、本市の障がい者施策の一層の推進を図るため、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの計画を策定します。

第２節　計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」第１１条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定したものであり、本市の障がい者施策全般について、基本的な方向性や取り組むべき施策を示した基本計画として位置付けられます。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」や「富山県障害者計画（第5次）」を基本としつつ、本市の最上位計画である「第2次黒部市総合振興計画後期基本計画」や福祉政策の最上位計画である「第4次黒部市地域福祉計画」で定める基本方針の下、関連する個別計画との整合性を図りながら、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

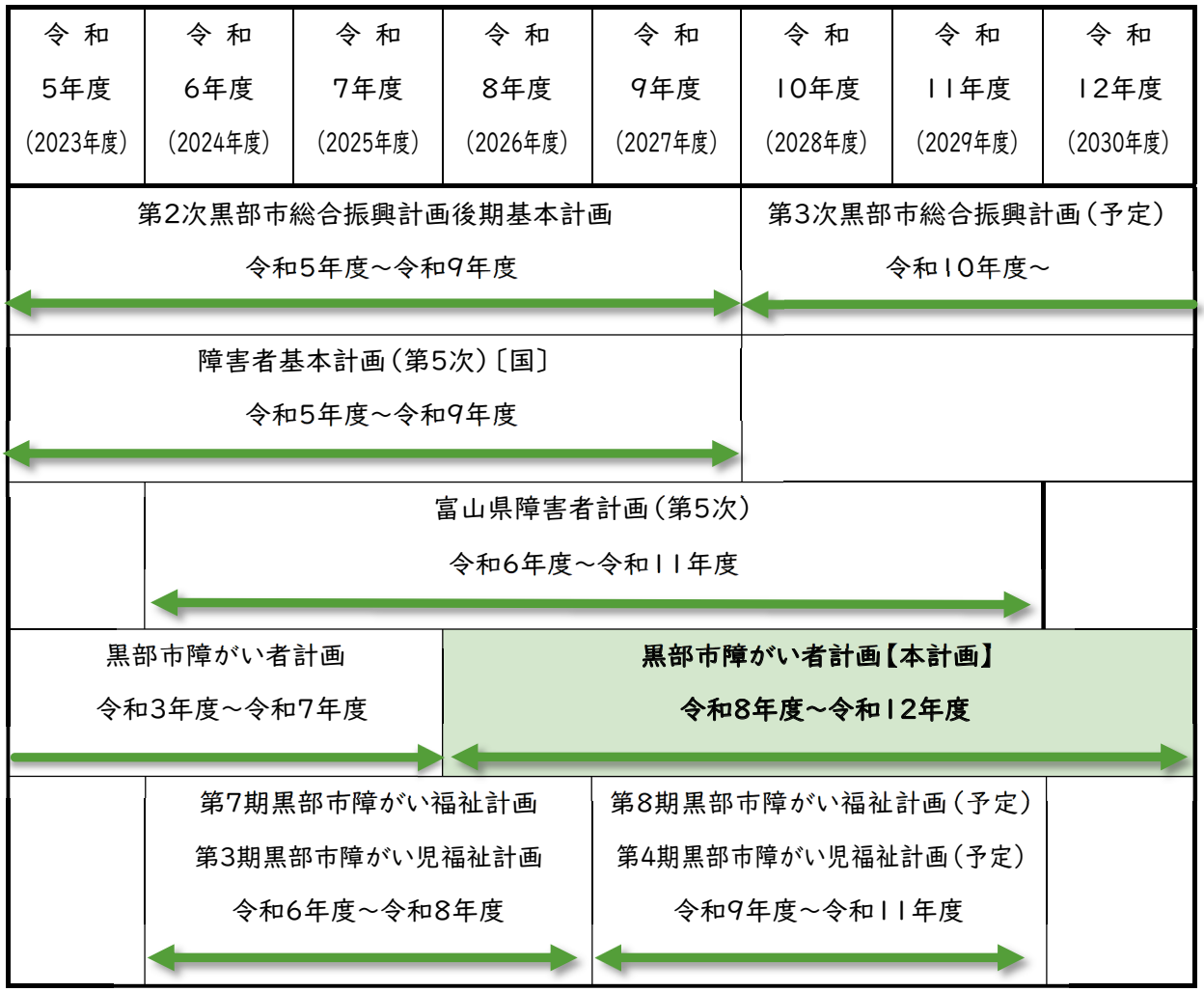


なお、本市の「第2次黒部市総合振興計画後期基本計画」では、平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、令和 12（2030）年までに、誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標として提唱された「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方に基づき、まちづくりを推進しています。本計画においても関連するSDGsの目標の推進を図ります。



第３節　計画の期間

本計画は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間を計画期間とします。ただし、計画期間中に制度改正等による大幅な社会情勢の変化がある場合は、必要に応じて適宜見直しを行います。



第２章　計画の背景

第１節　計画策定の背景

平成26（2014）年１月に批准された「障害者の権利に関する条約」の締結に関連して、わが国の障がい者施策に関する法整備は急速に展開しています。

平成23（2011）年7月に改正された「障害者基本法」では、「障がい」によって受ける社会生活の制限は、心身機能の障がいによってのみ生じるのではなく、差別や偏見など社会にある様々な障壁との相互作用によって作り出されるという「社会モデル」の考え方が採用され、障がい者の定義が、「障害があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と見直され、「障がい」の範囲についても、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害」と見直されました。

そして、「改正障害者基本法」で掲げる「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」等が新たに整備されてきました。さらに、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」や、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」等が改正されたほか、平成30（2018）年には、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が見直され、共生社会の実現に向けた法整備が進められています。

また、国では、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催決定を契機に、平成29（2017）年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定し、オリンピック・パラリンピックを通じて、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互理解に向けてコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」やアクセシビリティの向上にむけた「ユニバーサルデザインの街づくり」に関する取組が推進されています。

さらに、令和3(2021)年6月には、「障害者差別解消法」が改正され、民間事業主による合理的配慮の提供が義務付けられました。令和4（2022）年5月には、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定され、令和5（2023）年3月には、「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、11の施策分野ごとに基本的な考え方や具体的な取組が示され、共生社会の実現に向け、それぞれの施策分野で取組が推進されています。

第２節　障がい者施策に関する制度改正等の主な経緯

年　月	事項・内容
令和3年3月	「富山県第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）」の策定 「黒部市第6期障がい福祉計画」・「黒部市第2期障がい児福祉計画」の策定
令和3年6月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布（令和6年4月施行） ・民間事業者による合理的配慮の提供が努力義務から義務に改正
	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）の公布（同年9月施行） ・国、地方公共団体、保育所設置者、学校設置者等の責務の明確化 ・医療的ケア児支援センター等の設置
令和4年5月	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の公布、施行 ・生活を営んでいる地域に関わらず等しく情報取得可能とすること ・障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得可能とすること等
令和5年3月	「障害者基本計画（第5次）」の策定
	「富山県民福祉基本計画（第3次改訂版）」の策定
令和6年3月	「富山県第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）」の策定 「黒部市第7期障がい福祉計画」・「黒部市第3期障がい児福祉計画」の策定
令和7年6月	「手話に関する施策の推進に関する法律」（手話施策推進法）の公布、施行
令和7年12月	「高次脳機能障害者支援法」の公布（令和8年4月施行）

第３節　障がい者福祉の広域的展開

富山県では、障がい者等の生活に密接な関わりを持つ保健・医療・福祉サービスの連携や広域的サービス体制の整備を推進するため、４つの障がい保健福祉圏域を設定しています。また、平成20（2008）年６月11日に富山県自立支援協議会が設立され、地域自立支援協議会を支援する体制が整備されました。本市は新川障害保健福祉圏域に属し、新川地域自立支援協議会の構成市として富山県の支援を受けながら、広域的な福祉サービスの提供を強化しています。

新川地域自立支援協議会は、新川圏域の障害福祉サービス事業者、保健・福祉・医療・教育・雇用、当事者・障害者団体、学識経験者、企業、ボランティア等の関係者で構成されており、新川圏域全体の障がい者施策を推進する上で、中核的な役割を果たす協議の場となっています。

新川地域自立支援協議会には、就労部会、児童部会、精神部会、地域生活部会及び相談支援部会の５つの専門部会があり、次の事項等について協議を行っております。

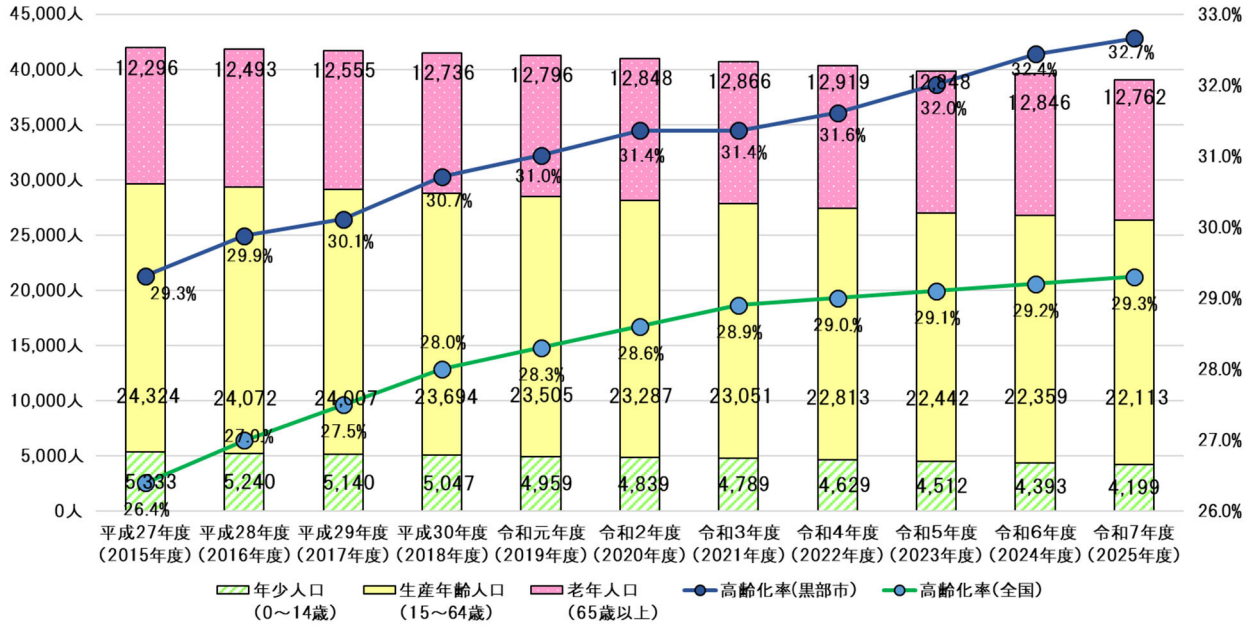
・委託相談支援事業の運営に関すること。（中立・公平性を確保するため）
・障がい福祉に関する各般の困難事例への対応に関すること。
・地域における関係機関によるネットワークの構築、社会資源の開発等に関すること。
・市町相談支援機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
・市町障害福祉計画の推進に関すること。
・「障害者差別解消法」に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
・その他協議会が必要と認めた事項。

第４節　障がい者等の状況

１　本市の概要

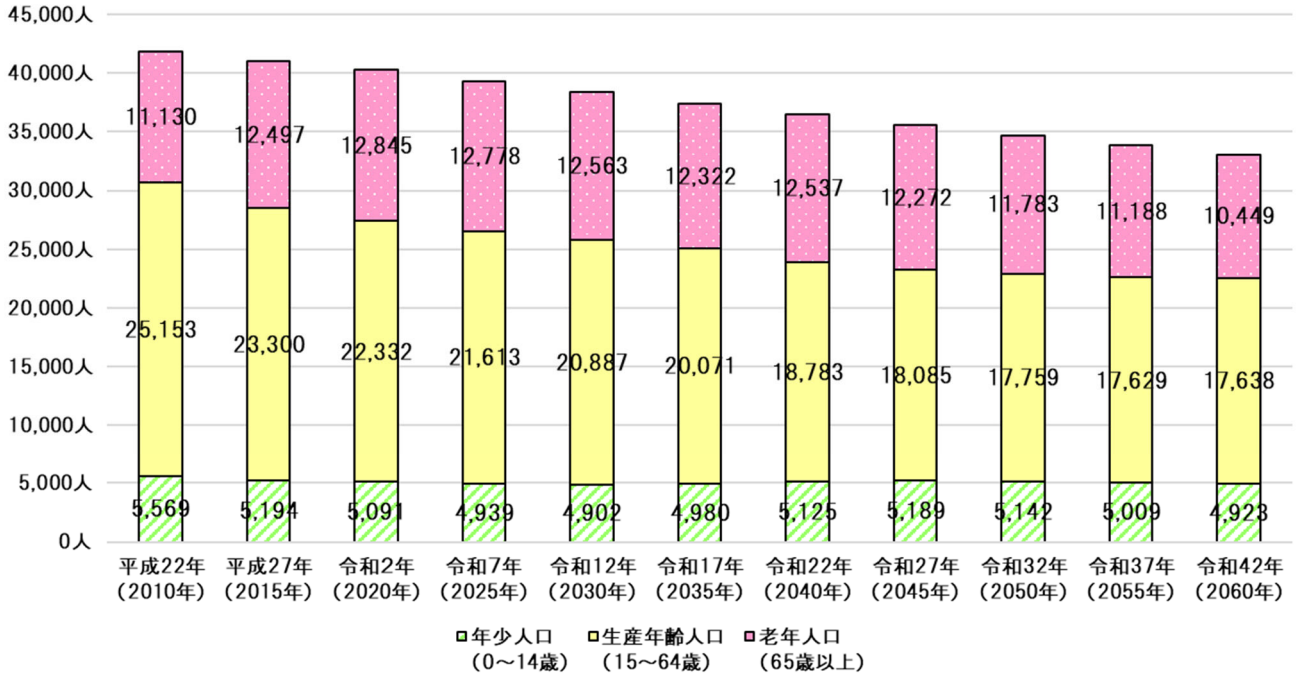
本市における直近 10 年間の総人口は、緩やかに減少している一方、65 歳以上の老年人口は増加し続けており、令和7（2025）年度の高齢化率は 32.7%となっています。全国の高齢化率と比較しても、高い割合で推移しています。黒部市人口ビジョン〔平成 27（2015）年 10 月策定〕における本市の目指す将来人口では、老年人口は令和4（2022）年をピークに減少に転じ、令和 12（2030）年までは、老年人口、生産年齢人口、年少人口ともに減少が続くと推計しており、本計画期間中においても、全国的な傾向と同様に、人口減少、少子高齢化が進行していくことが見込まれています。

｜黒部市の年齢３区分別人口と高齢化率の推移｜　　（各年度４月１日現在）



資料：各年度４月１日現在の黒部市住民基本台帳
　　各年度４月１日現在の政府統計（年齢（５歳階級），男女別人口（確定値））

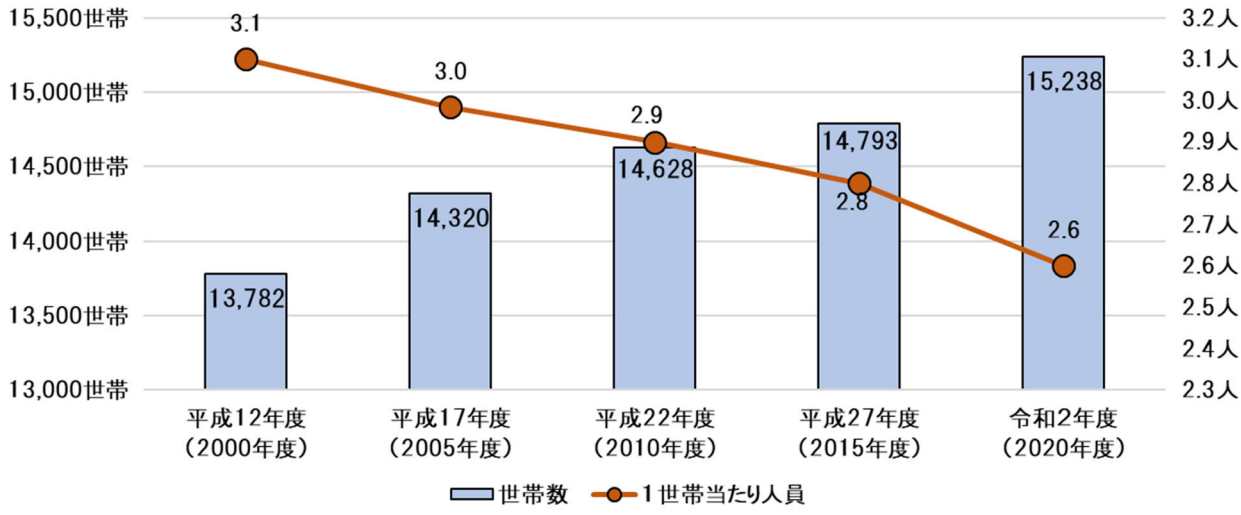
｜黒部市人口ビジョン　将来人口における年齢３区分別人口の推計｜



資料：黒部市人口ビジョン〔令和２（2020）年３月策定〕

世帯数の推移については年々増加しており、令和2(2020)年で 15,238 世帯となっています。一方で、1世帯当たり人員数は年々減少しており、世帯の縮小化が進んでいます。

｜黒部市の世帯数と１世帯当たり人員数の推移｜　（各年 10 月１日現在）

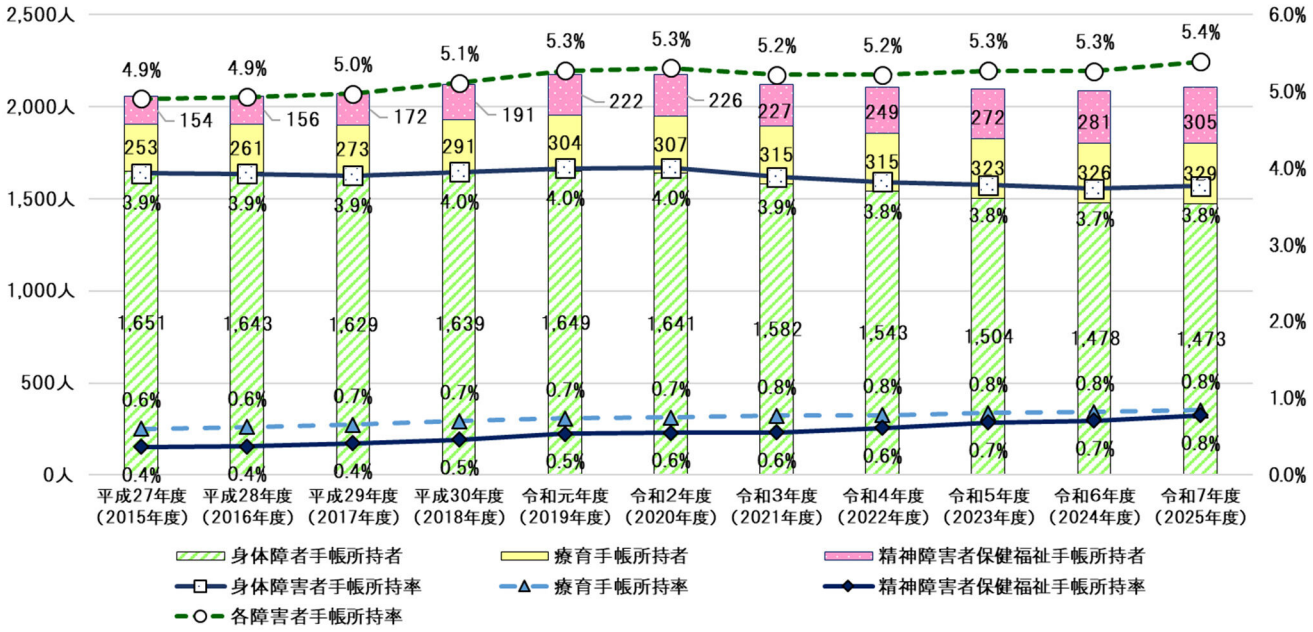


出典元：国勢調査

2 本市における障がい者等の概要

身体障害者手帳の所持者は減少傾向にあるものの、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。

｜黒部市の総人口に占める各障害者手帳所持者数と所持率の推移｜　（各年度４月１日現在）



年齢階層別各障害者手帳別所持者数を5年前（令和2年/2020年）と比較すると、身体障害者手帳の所持者は各年代で減少しています。療育手帳の所持者は、18歳未満を除いた年齢階層で増加が見られ、65歳以上の方の割合が増えています。精神障害者保健福祉手帳の所持者は、18歳から64歳の年齢階層の増加が見られ、5年前(令和2年/2020年)の約1.4倍となっています。

｜年齢階層別各障害者手帳別所持者数の５年前との比較｜　（各年度４月１日現在）

区　分		18歳未満	18歳から64歳	65歳以上	合計
身体障害者手帳	令和2年度	25人	367人	1249人	1641人
	令和7年度	19人	309人	1145人	1473人
	（増加数／増加率）	（△6人／△24.0%）	（△58人／△15.8%）	（△104人／△8.3%）	（△168人／△10.2%）
療育手帳	令和2年度	47人	230人	30人	307人
	令和7年度	47人	244人	38人	329人
	（増加数／増加率）	（0人／0.0%）	（14人／6.1%）	（8人／26.7%）	（22人／7.2%）
精神障害者保健福祉手帳	令和2年度	4人	179人	43人	226人
	令和7年度	5人	251人	49人	305人
	（増加数／増加率）	（1人／25.0%）	（72人／40.2%）	（6人／14.0%）	（79人／35.0%）
合　計	令和2年度	76人	776人	1322人	2174人
	令和7年度	71人	804人	1232人	2107人
	（増加数／増加率）	（△5人／△6.6%）	（28人／3.6%）	（△90人／△6.8%）	（△67人／△3.1%）

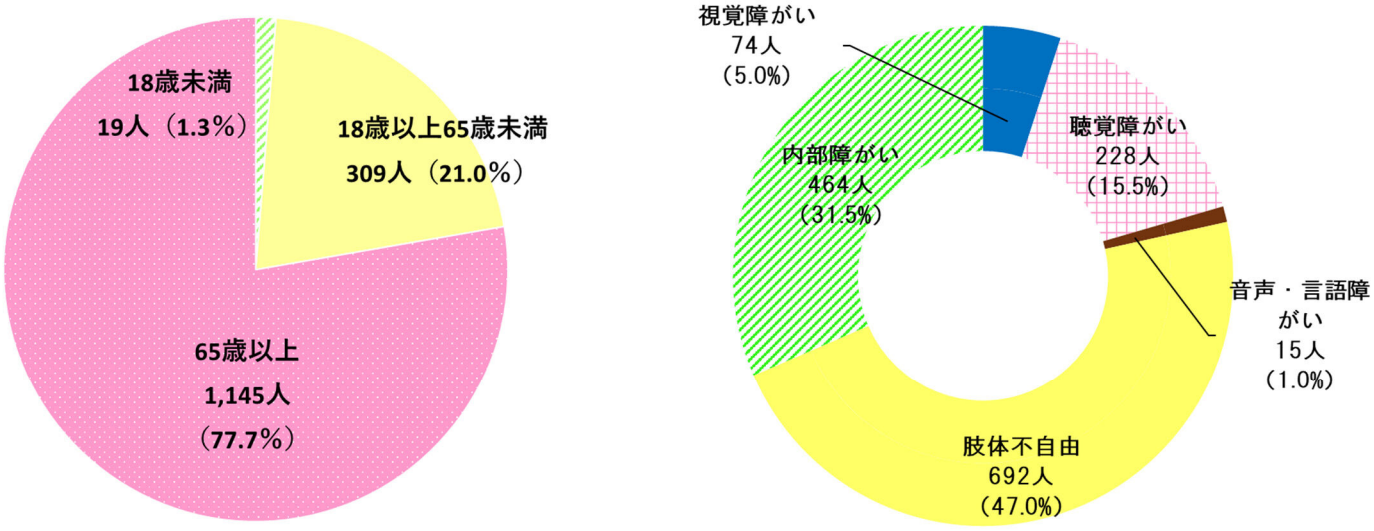
3 障がい種別ごとの状況

（1） 身体障がい者等の状況

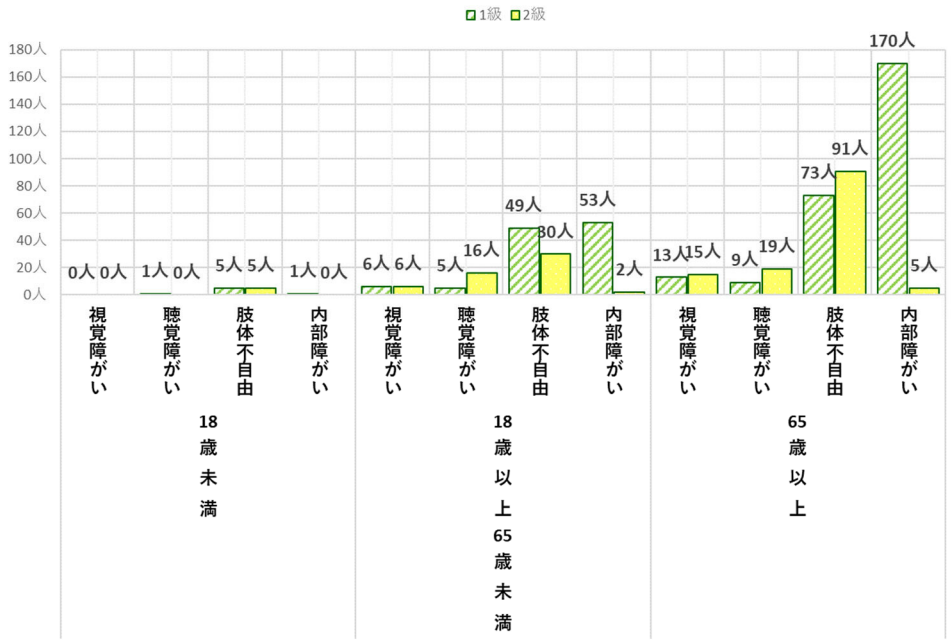
身体障害者手帳所持者は令和7（2025）年4月1日現在で 1,473 人となっています。身体障害者手帳所持者はここ5年で、減少傾向にあります。

年齢階層別にみると 65 歳以上が 77.7%を占めています。障がいの種類別にみると「肢体不自由（構成割合 47.0%）」が最も多く、次いで心臓や腎臓などの「内部障がい（構成割合 31.5%）」、「聴覚障がい（構成割合 15.5%）」の順で多くなっています。また、重度障がいのある人（身体障害者手帳1・2級所持者）は、65 歳以上の「肢体不自由」や「内部障がい」が多く、がんや心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病に起因する疾病等によって、高齢になってから重度身体障がい者になる人が多くなっています。

身体障害者手帳所持者の年齢階層別構成割合と障がい種別の状況　（令和７年４月１日現在）



年齢階層別重度身体障がい児・者（身体障害者手帳１・２所持者）数の状況　（令和７年４月１日現在）



｜年齢階層別、障がい種別、程度別の身体障害者手帳所持者数の状況｜（令和７年４月１日現在）

区　分	手帳等級 / 障がい別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合　計	身体障害者手帳所持者全体に占める割合
18歳未満	視覚障がい	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
	聴覚障がい	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0.1%
	音声・言語障がい	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人	0.1%
	肢体不自由	5人	5人	0人	0人	0人	0人	10人	0.7%
	内部障がい	1人	0人	6人	0人	0人	0人	7人	0.5%
	小　計	7人	5人	6人	1人	0人	0人	19人	1.3%
18歳以上65歳未満	視覚障がい	6人	6人	3人	0人	3人	1人	19人	1.3%
	聴覚障がい	5人	16人	1人	5人	0人	6人	33人	2.2%
	音声・言語障がい	0人	0人	2人	3人	0人	0人	5人	0.3%
	肢体不自由	49人	30人	25人	21人	21人	13人	159人	10.8%
	内部障がい	53人	2人	16人	22人	0人	0人	93人	6.3%
	小　計	113人	54人	47人	51人	24人	20人	309人	21.0%
65歳以上	視覚障がい	13人	15人	3人	7人	16人	1人	55人	3.7%
	聴覚障がい	9人	19人	16人	87人	2人	61人	194人	13.2%
	音声・言語障がい	0人	0人	5人	4人	0人	0人	9人	0.6%
	肢体不自由	73人	91人	113人	161人	58人	27人	523人	35.5%
	内部障がい	170人	5人	94人	95人	0人	0人	364人	24.7%
	小　計	265人	130人	231人	354人	76人	89人	1,145人	77.7%
総計	視覚障がい	19人	21人	6人	7人	19人	2人	74人	5.0%
	聴覚障がい	15人	35人	17人	92人	2人	67人	228人	15.5%
	音声・言語障がい	0人	0人	7人	8人	0人	0人	15人	1.0%
	肢体不自由	127人	126人	138人	182人	79人	40人	692人	47.0%
	内部障がい	224人	7人	116人	117人	0人	0人	464人	31.5%
	小　計	385人	189人	284人	406人	100人	109人	1,473人	100%

（2） 知的障がい者等の状況

①程度別・年齢別状況

療育手帳所持者は、令和7（2025）年4月1日現在で329人となっており、5年前（令和2年/2020年）と比較して22人増加（増加率7.2%）しています。年齢階層別にみると、18歳から64歳が244人で全体の74.2%を占めており、18歳未満の児童は47人（構成割合14.3%）、65歳以上の高齢者は38人（構成割合11.6%）となっています。障がいの程度別の構成をみると、重度（A）が122人で全体の37.1%を占めており、中・軽度（B）が207人（構成割合62.9%）となっています。

｜療育手帳所持者数の内訳｜　　（令和７年４月１日現在）

	A（重度）	B（中度・軽度）	合計	療育手帳所持者全体に占める割合
18歳未満	15人	32人	47人	14.3%
18歳から64歳	95人	149人	244人	74.2%
65歳以上	12人	26人	38人	11.6%
合　　計	122人	207人	329人	100.0%

②知的障がいと身体障がいが重複している障がい者等の状況

令和7（2025）年4月1日現在で療育手帳を所持している人のうち、全体の17.6%にあたる58人が知的障がいと身体障がいの重複障がいがあります。そのうち、36人（構成割合62.1%）が重度重複障がい者（療育手帳A及び身体障害者手帳1・2級の所持者）となっています。

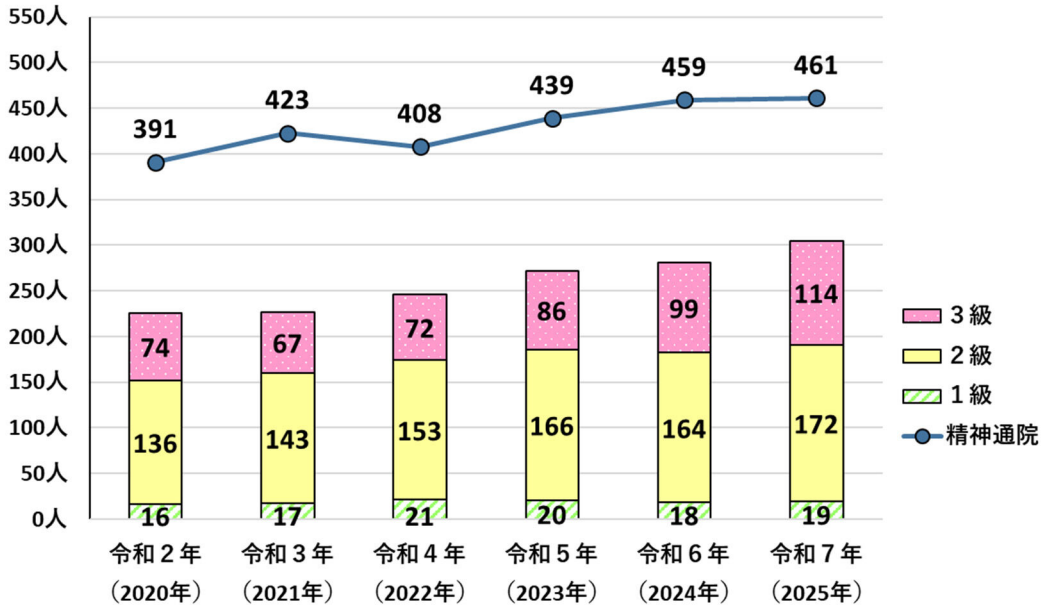
｜療育手帳所持者のうち、身体障がいとの重複障がいのある人の状況｜　　（令和７年４月１日現在）

			身体障がいの程度（身体障害者手帳の等級）						
			重度		中度		軽度		計
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	
療育手帳	A	18歳未満	1人	1人	1人	0人	0人	0人	3人
		18歳から64歳	22人	7人	2人	4人	0人	1人	36人
		65歳以上	3人	2人	0人	1人	0人	0人	6人
		小　計	26人	10人	3人	5人	0人	1人	45人
	B	18歳未満	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		18歳から64歳	3人	3人	1人	2人	1人	1人	11人
		65歳以上	0人	0人	0人	2人	0人	0人	2人
		小　計	3人	3人	1人	4人	1人	1人	13人
	計		29人	13人	4人	9人	1人	2人	58人

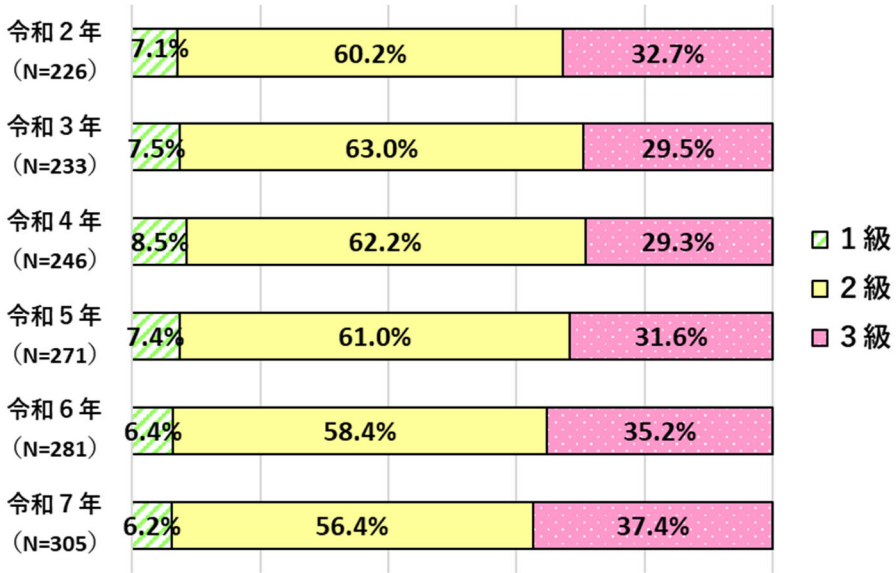
（3） 精神障がい者等の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和7（2025）年4月1日現在で305人であり、5年前（令和2年/2020年）と比較して79人増加（増加率35.0%）しています。また、精神疾患の治療のため、通院による精神医療を継続的に受ける必要がある人の医療費負担を軽減する自立支援医療（精神通院）の受給者数は、令和7（2025）年4月1日現在で461人であり、5年前（令和2年/2020年）と比較して70人増加（増加率17.9%）しています。

｜精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院）受給者の推移｜　（各年度４月１日現在）



｜精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳｜　（各年度４月１日現在）



（4）発達障がい・高次脳機能障がい者等の状況

発達障がい児（者）数については、知的障がいや精神障がいの手帳を所持している人もいますが、発達障がいであることに着目して手帳の対象となっているわけではないため、その正確な人数は把握できていません。

県では、富山県発達障害者支援センターを設置し、平成28（2016）年度からは特に、発達障がいがある方が身近な地域で必要な支援が受けられる体制（ネットワーク）整備を強化しています。富山県発達障害者支援センターの令和6（2024）年度の実支援人数は310人、延相談件数は1,129件となっています。

高次脳機能障がいは、交通事故や病気等で脳に障がいを受けたことが原因で、注意力や記憶力が低下したり、感情のコントロールが難しくなるなどの症状が現れる障がいですが、症状の内容や程度も多様であることから、正確な障がい者数の把握はできておりません。

県では、富山県高次脳機能障害支援センターを設置し、障がい当事者やその家族に対する専門的な支援等を行っています。富山県高次脳機能障害支援センターの令和6（2024）年度の実相談件数は202件であり、延相談件数は1,316件となっています。

本市では、富山県発達障害者支援センターや富山県高次脳機能障害支援センター、黒部市民病院の関係科と連携を取りながら、発達障がいや高次脳機能障がいの当事者やその家族の支援を行っています。

（5） 難病患者等の状況

難病については、スモンの発生を契機として昭和47（1972）年10月に策定された「難病対策要綱」を基に各種対策事業が推進され、平成27（2015）年1月には、より充実した難病対策として「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されました。

この法律における「難病」とは、「①発症の機構が明らかでない」、「②治療法が確立していない」、「③希少な疾病である」、「④長期にわたる療養を必要とする」と定義されており、その中で、「患者数が日本において一定の人数（人口の0.1%程度）に達しておらず、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立している」疾病を「指定難病」とし、医療費の一部について公費助成しています。

医療費助成の対象となる疾病は、指定難病341疾病、特定疾患（国制度）4疾患、特定疾患（県制度）9疾患、小児慢性特定疾病16疾患群788疾病、先天性血液凝固因子障害等11疾患となっています。

また、平成25（2013）年4月より障害者総合支援法のサービス対象に難病等が加わっています。

指定難病等の状況

	新川厚生センター管内の疾病数	黒部市の疾病数
指定難病	1,014人	328人
特定疾患（国制度）	1人	0人
特定疾患（県制度）	6人	2人
小児慢性特定疾病	82人	29人

資料元：「新川厚生センター事業概要（令和６年度実績）」に基づき市作成

4 障がい児の就学の状況

市教育委員会では、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の教育的ニーズに対応するため、特別支援学級や通級指導教室を開設し、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばす特別支援教育を行っています。令和6（2024）年度の総在籍数は、5年前（令和元年度/2019年度）と比較して、26人増（増加率12.6%）の233人となっています。特別支援学級在籍児童生徒数は5年間で2人増加し、特別支援学級数は1クラス減少しています。また、通級指導教室を利用する児童生徒数は5年間で 24 人（増加率 21.6%）増となっています。

令和7（2025）年4月1日現在で、本市からにいかわ総合支援学校に就学している児童・生徒は 37 人となっています。

市内の特別支援学級及び通級指導教室数の推移　（各年５月１日現在）

種　別	区　分	令和元年（2019年）			令和６年（2024年）		
		小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
知的障害特別支援学級	学級数	10人	4人	14人	11人	3人	14人
	在籍数	34人	15人	49人	34人	16人	50人
肢体不自由特別支援学級	学級数	1人	1人	2人	1人	0人	1人
	在籍数	1人	1人	2人	1人	0人	1人
病弱・身体虚弱特別支援学級（院内学級）	学級数	2人	0人	2人	2人	1人	3人
	在籍数	1人	0人	1人	1人	1人	2人
難聴特別支援学級	学級数	0人	0人	0人	1人	0人	1人
	在籍数	0人	0人	0人	1人	0人	1人
言語障害特別支援学級	学級数	0人	－	0人	0人	－	0人
	在籍数	0人	－	0人	0人	－	0人
自閉症・情緒障害特別支援学級	学級数	9人	4人	13人	9人	2人	11人
	在籍数	30人	14人	44人	34人	10人	44人
特別支援学級　計	学級数	22人	9人	31人	24人	6人	30人
	在籍数	66人	30人	96人	71人	27人	98人
言語障害通級指導教室	学級数	3人	－	3人	0人	－	0人
	在籍数	38人	－	38人	0人	－	0人
学習障害通級指導教室	学級数	6人	3人	9人	9人	2人	11人
	在籍数	65人	8人	73人	112人	23人	135人
通級指導教室　計	学級数	9人	3人	12人	9人	2人	11人
	在籍数	103人	8人	111人	112人	23人	135人
合　　計	学級数	31人	12人	43人	33人	8人	41人
	在籍数	169人	38人	207人	183人	50人	233人

資料元：富山県教育委員会「富山県教育要覧」に基づき市作成

総合支援学校の就学者数　（令和７年４月１日現在）

	小学部		中学部		高等部		訪問教育	合計
	知的障がい	身体障がい	知的障がい	身体障がい	知的障がい	身体障がい		
にいかわ総合支援学校	16人	3人（肢体）	7人	0人	10人	1人（肢体）	0人	37人

資料元：富山県教育委員会

5 障がい者の雇用状況

「障害者雇用促進法」では、民間企業、国、地方公共団体に対して、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障がいのある人の雇用を義務としており、段階的に引き上げられています。また、雇用義務の対象となる企業の規模の引き下げも段階的に行っています。令和6（2024）年4月の民間企業の法定雇用率は 2.5%、対象事業主の範囲は 40.4 人以上となっていますが、令和8（2026）年7月には法定雇用率が 2.7%に引き上げられ、対象事業主の範囲は 37.5 人以上に引き下げられます。

近年の魚津公共職業安定所（ハローワーク魚津）管内における障がい者雇用の状況は、雇用されている障がい者数と実雇用率が増加傾向にあります。法定雇用率を達成する企業の割合は、令和3（2021）年4月の法定雇用率の引上げにより、一時的に減少したものの、令和4（2022）年度には増加に転じています。また、令和6（2024）年4月の法定雇用率の引上げにより、法定雇用率を達成する企業の割合は再度減少したものの、県や全国平均と比べて高い水準で推移しています。

｜一般の民間企業における障がい者雇用状況の推移｜　　（魚津公共職業安定所管内　各年６月１日現在）

	対象企業数				常用労働者数 ①	短時間労働者数 ②	常用雇用労働者数計 ①＋②×0.5	算定基礎労働者数 ③
		達成	未達成	達成率				
令和２年	110	69	41	62.7%	34,935	1,326	35,598.0	34,907.0
令和３年	109	65	44	59.6%	34,477	1,319	35,136.5	34,418.5
令和４年	109	73	36	67.0%	34,238	1,197	34,836.5	34,125.5
令和５年	111	75	36	67.6%	33,092	1,027	33,605.5	32,929.5
令和６年	114	69	45	60.5%	33,445	1,005	33,947.5	33,297.5

	身体障がい者					知的障がい者				精神障がい者			M 障がい者数	実雇用率 M÷◎×100	法定雇用率達成企業
	A 重度	B 重度以外	C 重度（短時間）	D 重度以外（短時間）	E 重度（特短）	F 重度	G 重度以外	H 重度（短時間）	I 重度以外（短時間）	J 精神障がい者	K 短時間	うち、特例			
令和２年	181	207	7	11	—	33	71	9	4	73	15	9	814.5	2.33	62.7
令和３年	175	204	6	8	—	30	66	6	6	81	16	10	793.0	2.30	59.6
令和４年	178	201	7	9	—	32	67	8	5	89	18	8	812.0	2.38	67.0
令和５年	180	193	9	10	—	31	65	5	9	95	21	—	819.5	2.49	67.6
令和６年	180	186	7	8	1	32	69	2	9	113	14	—	824.0	2.47	60.5

注）１「③算定基礎労働者数」とは、常用労働者数と短時間労働者数（短時間労働者数については、１人を 0.5 人に相当）を合計した数から除外率相当の労働者数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

２　M 欄の「障がい者数」は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の合計である。A 欄の「重度身体障がい者」及び F 欄「重度知的障がい者」については、法律上、１人を２人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。また、C 欄の「重度身体障がい者である短時間労働者」及び H 欄の「重度知的障がい者である短時間労働者」については、１人に相当しているものとしている。D 欄の「重度以外の身体障がい者である短時間労働者」、I 欄の「重度以外の知的障がい者である短時間労働者」及び K 欄の「精神障がい者である短時間労働者」については、１人を 0.5 人に相当したものとしてカウントしている。

３ L 欄は、K 欄の精神障がい者である短時間労働者の内、雇入れから３年以内または、精神障害者保健福祉手帳取得から３年以内の精神障がい者である短時間労働者であり、１人に相当するものとしてカウントしている。

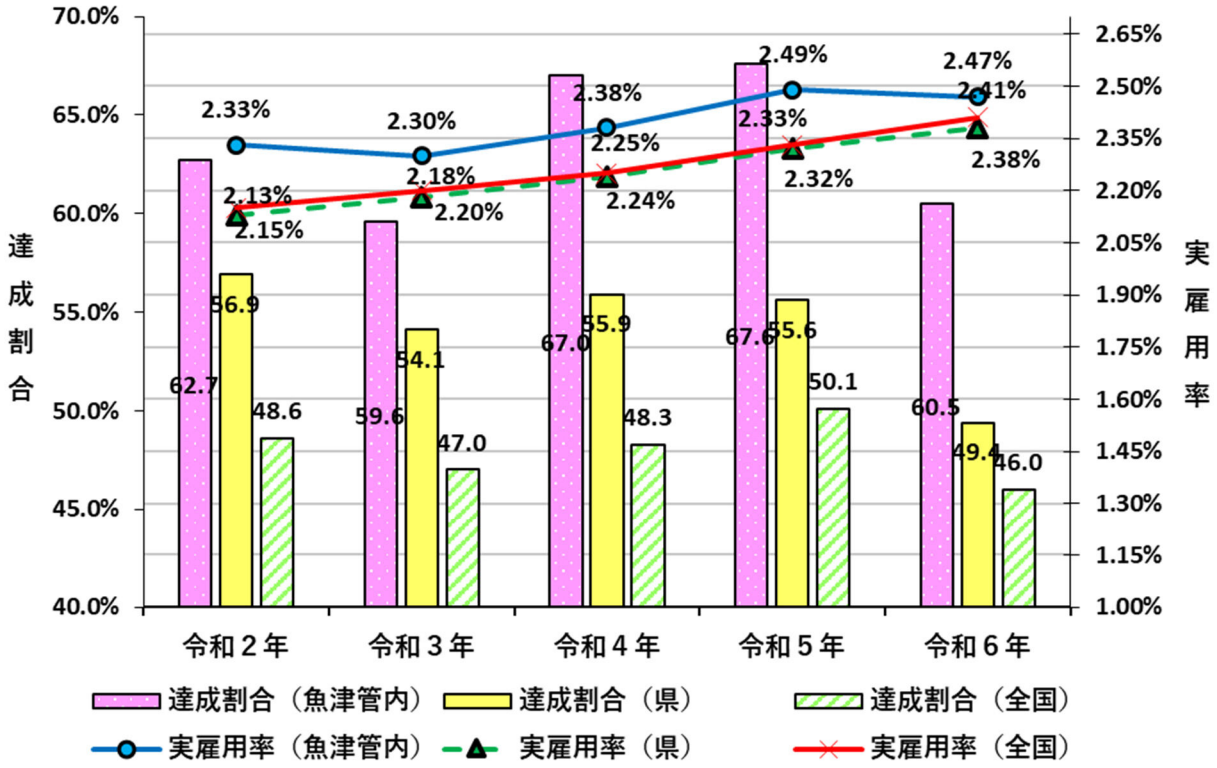
令和５年度まで・・・M＝A×２＋B＋C＋D×0.5＋F×２＋G＋H＋I×0.5＋J＋K

令和６年度から・・・M＝A×２＋B＋C＋D×0.5＋E×0.5＋F×２＋G＋H＋I×0.5＋J＋K

資料元：魚津公共職業安定所「障害者雇用の現状について」に基づき市作成

｜実雇用率・達成企業割合の推移｜

（魚津公共職業安定所管内　各年６月１日現在）



資料元：魚津公共職業安定所「障害者雇用の現状について

｜黒部市（行政機関）における障がい者雇用の推移｜

	対象年	法　定 雇用率	① 法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	② 障がい者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
黒部市	令和５年	2.60%	816.5	21.0	2.57%	0.0
	令和６年	2.80%	821.0	22.0	2.68%	0.0
黒部市 教育委員会	令和５年	2.60%	102.0	3.5	3.43%	0.0
	令和６年	2.80%	92.0	2.5	2.72%	0.0

注）１　①欄の「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

２　②欄の「障がい者の数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数並びに精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障がい者、知的障がい者並びに精神障がい者である短時間勤務職員については、法律上、１人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントしている。

３　④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（１未満の端数切捨て）から②欄の障がい者の数を減じて得た数であり、これが 0.0 となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が 0.0 となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

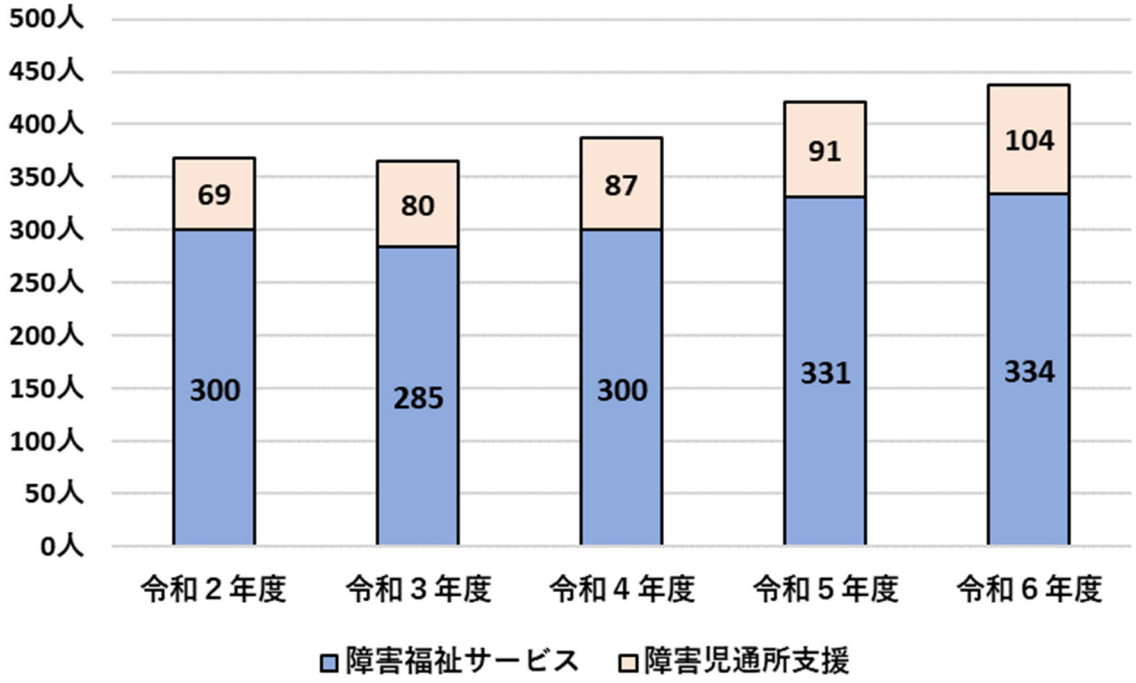
資料元：富山労働局が毎年公表している「６月１日現在の障害者雇用状況」に基づき市作成

6 障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスと、障害児通所支援の受給者証交付者数は、令和6（2024）年度で 438 人となっており、年々増加傾向にあり、令和2（2020）年度と比較すると、1.19 倍になっています。

障害福祉サービス、障害児通所支援ともに、受給者証交付者数は年々増加が見られ、特に、障害児通所支援利用者の増加が大きくなっています。

受給者証交付者数の推移　　（各年３月末現在）



第３章　計画の基本的な考え方

第１節　基本理念

本格的な少子・高齢社会の到来に伴い、障がいのある人とその家族の高齢化や核家族化が進展し、障がいのある人が必要とする支援ニーズは、高齢福祉・児童福祉・保健・医療・教育など幅広い分野にわたります。

また、近年のわが国における障がい者施策では、「障害者の権利に関する条約」の締結に関連して、「障害者基本法」の理念に基づく新たな法律や制度が施行され、社会的障壁を除去するための合理的な配慮の提供や障がい者の就労の安定を図るなど、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組が展開されています。

本市においても、「障害者基本法」の理念に基づき、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自立できるよう支援する取組を進めていかなければなりません。これを踏まえ、本計画では、次のとおり基本理念を定め、施策を展開します。

障がいのある人もない人も、誰もが自立し、
互いに人格と個性を尊重し合いながら共生するまち

※障がい者の自立とは

・必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加すること

・障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できること　　「障害者基本計画（第5次）より」

第２節　障がい者の概念

「障害者基本法」では、障がい者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。そこで、本計画における「障がい者」は、「障害者基本法」の定義に準拠するほか、「必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」として捉え、基本理念の実現を目指します。

第３節　施策の体系

この計画では、次の4つの目標を基本とし、施策を展開します。

基本目標	施策区分	施策項目
Ⅰ共生社会を実現するバリアフリー化の推進	1 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進	(1) 啓発・広報活動の推進
		(2) 福祉教育の推進
		(3) 地域での交流の推進
		(4) ボランティア活動の推進
	2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 障がいを理由とする差別の解消
		(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止
	3 コミュニケーション支援体制の確立	(1) 情報のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
		(2) 情報アクセシビリティの向上
		(3) 意思疎通支援の充実
	4 安心して暮らせる生活環境の整備	(1) 住まいの確保・整備の促進
		(2) 人にやさしいまちづくりの整備
		(3) 利用しやすい交通、移動手段の整備
		(4) ユニバーサルデザインの普及
		(5) 防災対策の推進
		(6) 防犯対策の推進
		(7) 感染症対策の推進
		(8) 消費者トラブルの防止
Ⅱ保健・医療体制の充実	1 保健・医療施策の充実	(1) 障がいの原因となる疾病の予防と早期発見・早期支援体制の確立
		(2) 保健・医療等の充実
		(3) 精神保健施策の推進
		(4) 医療費支援の充実
		(5) 保健・医療を支える人材の育成・確保
Ⅲ個々のニーズに応じた支援の充実	1 相談支援体制の整備	(1) 自己決定の尊重及び意思決定の支援
		(2) 相談支援体制の充実
	2 障がいのある子どもに対する支援の充実	(1) 地域療育体制の整備
		(2) インクルーシブ教育システムによる特別支援教育の推進
		(3) 教育相談体制の充実
	3 地域生活を支援するサービス提供体制の整備	(1) 障害福祉サービスの充実・質の向上
		(2) 障がい特性に応じた専門的支援の充実
		(3) 障害福祉サービス事業所の整備の方向と機能の充実・活用
		(4) 福祉を支える人材の育成・確保・定着
Ⅳ生きがいのある暮らしの支援	1 雇用・就労の促進、経済的自立の支援	(1) 就労の支援
		(2) 就労支援事業所等への支援
		(3) 生活の自立に向けた支援
	2 社会参加活動の推進	(1) スポーツ活動や文化芸術活動の振興
		(2) 地域活動への参加の促進
		(3) 障がい者団体等の活動支援

第４章　計画の内容

本計画では、各障害者手帳を所持している人を対象に実施したアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）結果を引用しています。調査の概要や回答者の属性は以下のとおりです。

（1）調査の概要

調査方法 ： 郵送法 Web 回答

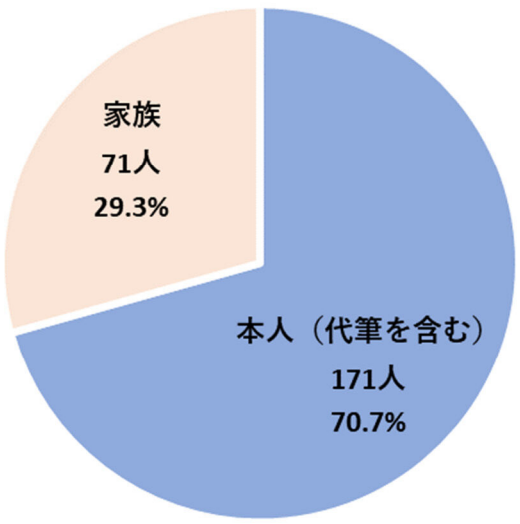
調査期間 ： 令和7（2025）年5月1日～5月 30 日

調査対象者	配布数	回答数	回収率
18 歳未満	58	24	41.38%
18 歳以上	442	218	49.32%
合計	500	242	48.40%

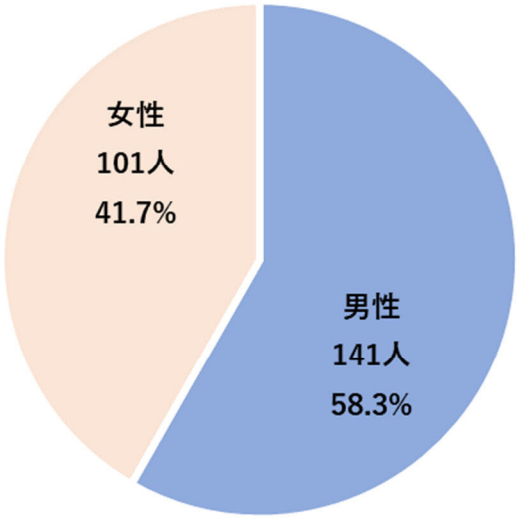
回答者の手帳種別	人数
身体障害者手帳所持者	135
療育手帳所持者	69
精神障害者保健福祉手帳所持者	55

※重複して手帳を所持する人も含むため、各障害者手帳の種別毎の回答数と、回答数の合計は一致しません。

（2）回答者の属性



<回答者 N=242 人>



＜ 性 別 ＞

基本目標Ⅰ　共生社会を実現するバリアフリー化の推進

基本理念に掲げる共生社会を実現するためには、障がいのある人の日常生活や社会参加を制約している物理的な障壁を除去するだけではなく、一人ひとりの意識や慣例、制度などに潜む社会的な障壁を取り除くことが重要です。

そのため、市民や企業等の間に障がいや障がいのある人に対する正しい理解が広く浸透し、差別や偏見のない地域づくりに向けて、心のバリアフリーを推進します。

また、情報のバリアフリー化等による、コミュニケーション手段の確保や、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進、住まいの確保や防災対策等に取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境を整備します。

現状・課題

平成 28（2016）年4月に「障害者差別解消法」が施行され、障がいに対する理解促進と差別の解消に向けた研修会や啓発事業を行うとともに、交流事業の促進に取り組んできました。

しかしながら、アンケート調査では、障がいに対する理解は、障がいのある人が実感できるほど深まっていない状況がうかがえます。差別の解消や障がいに対する理解の周知・啓発を重要な課題の一つとして捉え、引き続き市民の意識醸成に向けた取組を推進するとともに、合理的配慮に関する理解促進も図っていく必要があります。

また、本市では、令和4（2022）年4月に、成年後見サポートセンターを設置し、制度利用の促進や、地域連携ネットワークによる被後見人及び成年後見人等に対する支援、啓発活動を実施しております。アンケート調査によると、意思判断能力が十分でない人の権利擁護に有効な成年後見制度の認知度については、6割以上が「内容を知らない」と回答しており、潜在的なニーズが見込まれることから、さらなる成年後見制度の普及のための啓発と、制度を支える担い手の育成を推進する必要があります。

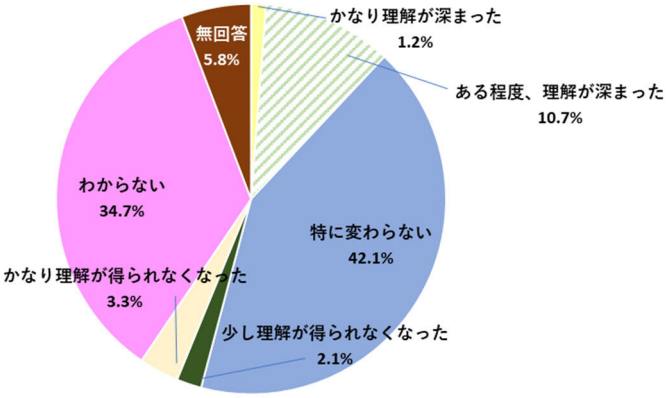
そして、情報の入手の際に困ることとして約半数の人が「どこに情報があるのかわからない」と回答しています。障がいのある人が必要な情報に容易に接することができ、円滑に取得できる「アクセシビリティ」の整備が必要です。

安心して暮らせる生活環境の整備については、施設等のバリアフリー化を進めるとともに、障がいに対応した移動手段を整備することが重要です。

また、「親亡き後」を見据えた住まいの確保が課題となっています。アンケート調査では、約8割以上が、今後親や兄弟、配偶者や子ども等、家族と一緒に暮らしたいと回答しており、希望の暮らしを叶えるために必要なこととして、「住宅改修費の助成制度が充実していること」と回答しています。住み慣れた家で、生活していくための支援が必要となっています。

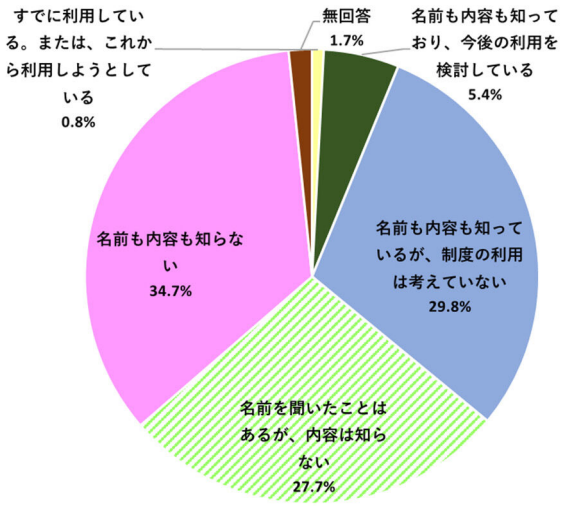
このほか、災害時の支援として、避難時に何らかの支援が必要な人が5割以上おり、8割の人が、「近所に支援者がいない」、「わからない」と回答しています。障がいのある人など、避難行動要支援者は大規模災害が発生すると被害を受けやすいため、全国的に多発している自然災害等に備えるため、障がいのある人に対する情報伝達や避難誘導、避難所での適切な生活支援等、災害時における支援体制を構築する必要があります。

｜この５年間における市民の障がいに対する理解度の変化（N＝242 人）｜



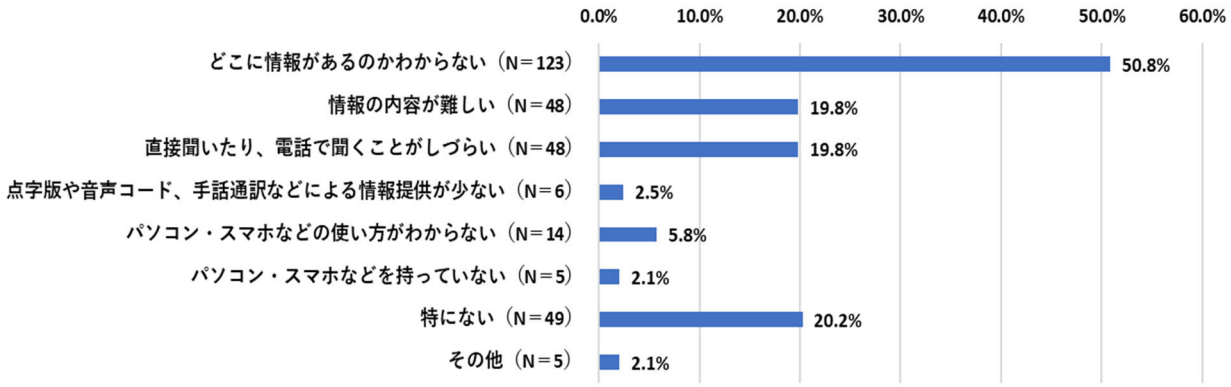
資料：「アンケート調査」

｜成年後見制度の認知度（N＝242 人）｜



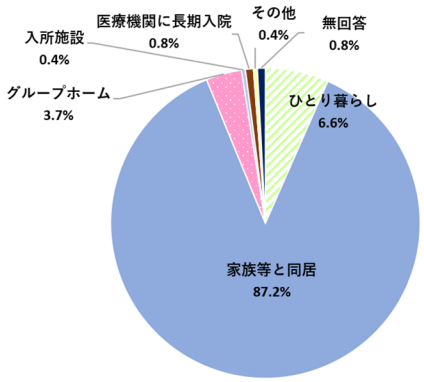
資料：「アンケート調査」

｜情報を入手する時に困ること　※複数回答（N＝242 人）｜



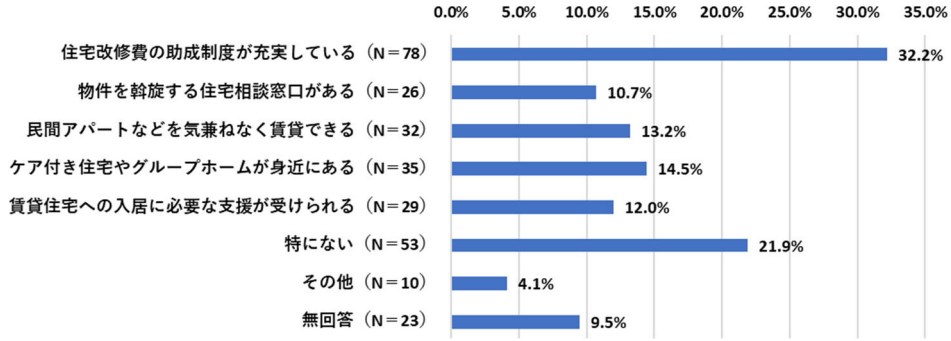
資料：「アンケート調査」

｜将来どのように暮らしたいか（N＝242 人）｜



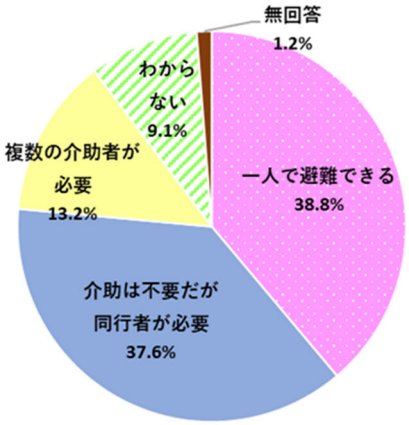
資料：「アンケート調査」

｜住まいについて望むこと　※複数回答（N＝242 人）｜

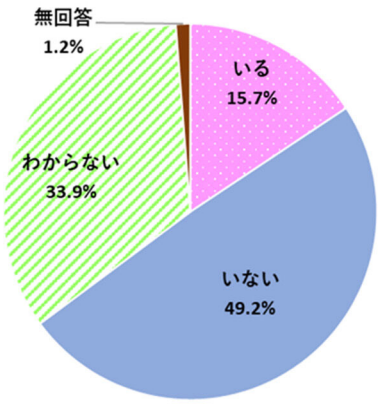


資料：「アンケート調査」

｜避難時の支援（N＝242 人）｜

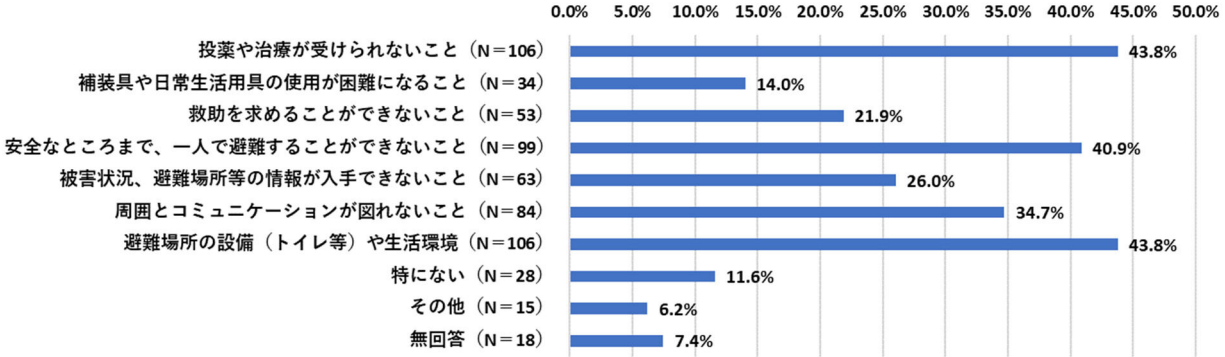


｜避難時の支援者の有無（N＝242 人）｜



資料：「アンケート調査」

｜災害時に困ること　※複数回答（N＝242 人）｜



資料：「アンケート調査」

評価指標と目標値

評価指標	基準値 令和7年度 （2025 年度）	目標値 令和 12 年度 （2030 年度）
市民等が障がいのある人への理解を深めることを目的とした交流事業の実施回数（理解促進研修・啓発事業等）	7回	9回
市民を対象とした、成年後見制度に関する講座の受講者数（累計）	92 人 （令和 6 年度）	450 人
手話奉仕員の登録者数（累計）	10 人	30 人

施策区分１　障がい及び障がいのある人に対する理解の促進

【取組の方向性】

「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」等の理念や障がいや障がいのある人に対する正しい理解が浸透するよう、あらゆる機会と媒体を活用して啓発・広報活動を推進するとともに、公的機関や民間企業等を含めて、障がいの特性や必要な配慮に関する理解を促進し、心のバリアフリーを推進します。

また、子どもから大人まで生涯にわたって福祉教育を推進し、前述の取組とあわせて共生社会の実現に向けた意識の醸成に努めます。

さらに、障がいのある人もない人も地域活動へ積極的に参加し、ボランティア活動等を通して、地域での交流を促進し、障がいを理由とする差別の解消と障がいのある人やその家族等に対する理解の促進を図ります。

（1）啓発・広報活動の推進

●啓発・広報活動の推進

・市の広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、パンフレット、SNS等の各種媒体を活用し、障がい者福祉に関する啓発・広報活動を推進します。

・障がい者団体や障害福祉サービス事業所、市民団体等が行うイベントや行事等の広報に努め、イベント等を通じた交流の場の支援や、各種団体との連携による啓発・広報を推進します。

・黒部市社会福祉大会において、地域福祉の必要性や活動内容などについての啓発に努めます。

●障害者週間の周知

・障がいへの関心と理解を深め、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12 月3日から 12 月9日までの「障害者週間」について、普及・啓発に努めます。

・障害者週間に合わせて各種行事を展開し、市民の理解を促進します。

●障がいのある人に関するマーク・取組等の普及促進

・「ヘルプマーク」等の障がいのある人に関するマークの利用拡大と市民等への理解を促進します。

・「富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度」、「身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）」等の配慮を必要とする人を支援する取組の普及啓発に努めます。

●理解促進研修、出前講座等の推進

・市民、地域団体及び企業等を対象とした理解促進研修会の開催や、職員出前講座等により、障がい者福祉に関する理解を促進します。

●市職員への研修の充実

・市職員に対し、新規職員採用研修や職員研修・啓発等を実施し、理解の促進に努めます。

（2）福祉教育の推進

●小中学校における福祉教育の推進

・「特別の教科 道徳」、「総合的な学習の時間」、「特別活動」等を活用し、障がいのある人との交流や共同学習を通して、思いやりの心をもち、共に支え合って生きようとする児童生徒を育てる福祉教育を推進します。

・「保健体育」等の教科において、心の健康等に関する内容の指導の充実に努めます。

・中学2年生が職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組む「社会に学ぶ『14 歳の挑戦』」を実施します。

・一人ひとりがかけがえのない存在であることを自覚し、差別や偏見、いじめをなくし、互いの人権を尊重し合う児童生徒を育てる人権教育を推進します。

・小中学校における体験学習を通じたボランティア意識の醸成に努めます。

●啓発・広報活動等の推進

・県と連携してメンタルヘルスサポーター、心のサポーター、ひきこもりサポーター及びピアサポーター等の養成研修に関する情報提供に努めます。

・新川地域精神保健福祉推進協議会と連携して精神保健福祉に関する知識の普及啓発に努めます。

●各種研修等の充実

・小学生介護体験の実施により、福祉への関心や意識の醸成に努めます。

・認知症ジュニアサポーター養成講座、認知症サポーター養成講座、地域支え合い養成講座等により、福祉への関心や意識の醸成に努めます。

・手話奉仕員養成講座を開催し、聴覚に障がいのある人に対する理解の促進と、手話を学ぶ機会を提供します。

（3）地域での交流の推進

●地域交流事業の推進

・絵画や音楽等の文化芸術活動や障がい者スポーツ等に親しむ機会を提供し、障がいの有無や年齢、性別等の違いを超えた交流の促進に努めます。

・市内の障害福祉サービス事業所とその利用者の活動を紹介し、交流する機会を提供します。

・共生型イベント等を開催し、障がい者、家族会、地域住民等の相互交流の機会を提供します。

●移動手段の確保の推進

・屋外での移動が困難な障がいのある人等に外出のための支援を行う「移動支援事業」、「福祉タクシー・ガソリン共通券給付事業」、「自動車運転免許取得助成事業」、「自動車改造助成事業」等を実施し、移動手段の確保に努めます。

●コミュニケーション支援の充実

・意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者等の派遣を行う「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」を実施し、コミュニケーション支援の推進を図ります。

●黒部市社会福祉協議会が実施する「くろべネット事業」の推進

・地域住民、自治組織、行政機関、民生委員・児童委員、専門職、企業等が連携した「くろべネット事業」により、誰もが地域で安心して生活できる地域づくりの推進に努めます。

●共生型サービスの整備促進

・身近な地域で障がい者、高齢者、子ども等を区別なく一緒に福祉サービスを提供する共生型サービスを推進します。

・「富山型デイサービス施設支援事業費補助金」の周知を行い、事業者の確保に努めます。

（4）ボランティア活動の推進

●ボランティア団体の活動支援の推進

・くろべボランティアセンター（黒部市社会福祉協議会内）と連携してボランティア活動の普及促進とボランティア団体の活動支援に努めます。

・「広報くろべ」や「福祉くろべ」を、視覚障がいのある人向けに音訳するボランティアグループである、「黒部リーディンググループ」の活動を支援します。

・手話でのコミュニケーションや情報交換、聴覚障がいへの理解を深めることを目的に活動している、手話サークルの活動を支援します。

・障がいのある人やその家族、地域住民等が悩みを共有したり、情報交換したりする自発的な取組（自発的活動支援事業）を推進します。

・県と連携してメンタルヘルスサポーターや心のサポーター、ひきこもりサポーター及びピアサポーター等の養成研修に関する情報提供を行うとともに活動を支援します。

・認知症ジュニアサポーター、認知症サポーター、地域支え合い養成講座等の研修に関する情報提供と活動を支援します。

・ＮＰＯ法人や市民団体等との連携体制の整備や、「黒部市公募提案型協働事業」を実施し、地域福祉活動の推進に努めます。

・地域住民が主体的に運営する拠点づくりの場の確保を支援します。

●体験ボランティア活動の実施

・小・中・高等学校等における体験学習を通じたボランティア意識の醸成に努めます。

●啓発・広報活動の推進

・ボランティア団体等の活動の広報に努め、地域における交流やふれあいの促進を図ります。

・赤い羽根共同募金や善意銀行などの普及・啓発を通じ、寄附活動の促進に努めます。

●各種養成講座の実施による、人材確保の推進

・手話奉仕員養成講座を開催し、登録手話奉仕員の確保に努めます。

・認知症ジュニアサポーター養成講座、認知症サポーター養成講座、地域支え合い養成講座等を実施し、人材の確保に努めます。



写真：「中学生対象の心のバリアフリー講座」

施策区分２ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【取組の方向性】

全ての国民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されます。障がいのある人やその家族に対して、不当な差別的取扱いがなく、必要かつ合理的な配慮が自然と行われる地域をめざして施策を推進します。

また、誰もが住み慣れた地域で心豊かに暮らすためには、自らの意思が尊重され、個人としての尊厳が守られる必要があります。障がいのある人が、自らの権利や財産を侵害されたり、虐待を受けたりすることがないよう、権利擁護の推進と虐待の防止に取り組みます。

（１）障がいを理由とする差別の解消

●啓発・広報活動の推進

・市民、事業者に対して、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等に関する理解の促進と普及啓発を推進します。

・公共職業安定所（ハローワーク）や県等と連携して「障害者雇用促進法」で規定された雇用分野における障がいのある人に対する差別の禁止や、障がいのある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（相談体制の整備及び合理的配慮の提供）に関する情報の周知に努めます。

・「心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の対象者に対する差別や偏見の解消に努めます。

●相談支援体制の強化

・障がいのある人に対する差別やその他の権利侵害の防止と相談・紛争解決のための体制を整備します。

・県の広域相談員や地域相談員、市の障害者相談員、民生委員・児童委員、人権擁護委員、社会福祉協議会等と連携して障がいを理由とする差別に関する相談支援体制の強化と緊急連絡体制を整備します。

●市職員への研修の充実

・「障がいを理由とする差別を解消するための黒部市職員対応要領」に基づき、市職員に対して研修・啓発等を実施し、適切な対応の徹底に努めます。

●新川地域自立支援協議会の活用

・新川地域自立支援協議会において、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うための協議を実施します。

（2）権利擁護の推進及び虐待の防止

●成年後見サポートセンターによる取組の推進

・成年後見サポートセンターにおいて、次の事業を実施し、制度普及のための啓発活動及び、権利擁護支援の推進のための地域ネットワークの形成に努めます。

（相談支援/広報/市民公開講座、出前講座、市民後見人養成講座による普及啓発、市民後見人の養成/後見人支援）

・障がいのある人にとっての最善の利益を追求した意思決定の支援と、適切な成年後見制度の利用支援（成年後見制度利用支援事業）を推進します。

・成年後見制度を利用する必要があっても申立てする親族がいない人など、やむを得ない事情によって制度の利用ができない人に対して、市長申立を実施します。

●相談支援体制の強化

・相談支援専門員による、障がい児者相談会を実施し、権利擁護や障がい者虐待についての相談支援体制の強化に努め、必要に応じてアウトリーチ支援を行います。

・障がい者の権利擁護に係る相談窓口「障害者 110 番」の周知に努めます。

●黒部市社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」の促進

・黒部市社会福祉協議会と連携して「日常生活自立支援事業」の普及啓発を通じて、金銭管理等が必要な人への利用支援に努めます。

●「黒部市障害者虐待防止センター」による取組の推進

・「黒部市障害者虐待防止センター（福祉課内）」において、次の事業を実施し、権利擁護や障がい者虐待に関する相談支援体制の推進と地域ネットワークの形成に努めます。

（障がい者虐待防止に向けた普及啓発/障がい者虐待の未然防止/障がい者虐待の早期発見、迅速な対応/養護者への指導及び再発防止等の推進）

・虐待を受けた障がいのある人を一時保護するために必要な居室の確保に努めます。

・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や、従事者への虐待防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置の徹底等、虐待の早期発見や防止に向けた取組を推進します。

●黒部市権利擁護ネットワーク運営委員会との連携強化

・黒部市権利擁護ネットワーク運営委員会を開催し、関係機関・団体等の相互の情報共有と連携の強化を図ります。

成年後見制度と日常生活自立支援事業の対照表

	成年後見制度	任意後見制度	日常生活自立支援事業
対象者	精神上の障がい等により事理を弁識する能力について ・不十分な者（補助） ・著しく不十分な者（保佐） ・欠く常況にある者（後見）	判断能力のあるもの	判断能力が不十分であり、契約能力がある ・認知症高齢者 ・知的障がい者、精神障がい者　等
鑑定の要否	原則として鑑定必要 （「補助」の場合は不要）	不要	不要
事業内容（目的）	判断能力が不十分であるため契約等の法律行為の意思決定が困難なものに、後見人等の機関がその判断能力を補うことで、身上保護、財産管理を行う。	本人が判断能力のあるうちに、財産管理、身上保護の事務について代理権を与える契約を公正証書により締結する。	判断能力が不十分な者が自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行うことにより、権利擁護に資する。
援助の内容	財産管理及び身上保護に関する契約等の法律行為 ①不動産、重要な動産の処分、預金の管理、借財、遺産分割 ②介護サービス利用契約、施設入所契約等、訴訟行為等	同左	・福祉サービス利用援助及びそれに伴う定期訪問・日常的金銭管理サービス ・預金通帳など財産関係書類等の預かりサービス ・定期的な訪問による生活変化の察知
請求権者・申立人等	本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人など、成年後見監督人など、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長	援助を受ける者（本人・委任者）が援助を行う者（受任者）に事務処理を委任する契約（公正証書）により成立	本人
援助者	成年後見人、保佐人、補助人	任意後見人	市町村社会福祉協議会 生活支援員
開始手続の本人同意	補助は必要、保佐・後見は不要	必要	必要
根拠法令等	民法	任意後見契約に関する法律	社会福祉法 日常生活自立支援事業実施要綱
監督機関	成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人	任意後見監督人	富山県福祉サービス運営適正化委員会運営監視部会
費用	報酬は家庭裁判所が決定する。（本人負担）	任意後見人の報酬は民法の委任の規定による。（本人負担） 任意後見監督人の報酬は家庭裁判所が決定する。（本人負担）	サービスごとの利用料等は、社会福祉協議会が設定する。（本人負担） ※公費助成あり
登記の有無	登記	登記（公証人が嘱託登記）	なし

資料：富山県

施策区分３ コミュニケーション支援体制の確立

【取組の方向性】

令和4（2022）年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨に基づき、障がいの有無にかかわらず、日常生活や社会生活に必要な情報に容易に接し、円滑に取得できる環境の整備に努めます。

また、障がいのある人の状態に応じた意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、人材の育成や確保、支援機器の提供等の取組を通じ、意思疎通支援の充実を図ります。

（1）情報のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

・県や各種支援団体等が行う情報機器に関する相談・援助を行う支援制度の周知及び情報提供サービスの周知・活用に努めます。

・県が実施する、障がいのある人の情報機器に関する相談・援助を行う障害者IT推進員の派遣事業の周知・活用に努めます。

・障がいのある人のICT（情報通信技術）を活用した情報リテラシー（操作能力）の向上支援に努めます。

・SNSを活用したオンライン窓口の推進に努めます。

・字幕放送、解説放送の普及を促進し、より多くの人が情報にアクセスできるように努めます。

・様々な情報が自由に利活用できるよう、オープンデータ化と情報のユニバーサルデザインの推進に努めます。

・福祉用具や生活用品においても、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、その周知・普及を図ります。

（2）情報アクセシビリティの向上

●行政情報の提供の充実

・視覚障がいのある人に配慮した「声の広報」や、アクセシビリティに配慮した誰もが使いやすい公式ホームページの作成を推進します。

・チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷物について、誰もが見やすい文字（ユニバーサルデザインフォント（UDフォント）の活用）や読みやすさ（文字サイズ、行間、コントラスト等）に配慮して作成するように努めます。

・視覚障がいのある人が必要な情報を得られるよう、「声の広報」、ホームページの読み上げ機能など、点字、音声等による情報提供の充実に努めます。

・聴覚障がいのある人が必要な情報を得られるよう、字幕放送や手話放送を実施します。

・聴覚障がいのある人に対する防災行政無線（音声情報）の文字表示化を推進します。

・行政窓口において、遠隔手話サービス、筆談、多言語対応を行えるタブレットを設置し、障がい特性に応じた円滑なコミュニケーション支援を推進します。

・職員を対象とした研修（手話講座等）を実施して、受講を促進し、行政窓口における円滑なコミュニケーション支援を推進します。

・「視覚障がい者用ポータブルレコーダー」、「視覚障がい者用活字文書読み上げ装置」、「点字図書」等コミュニケーション支援用具の購入費を助成します。

・図書館での図書の郵送貸出サービスの周知と活用の促進に努めます。

●情報提供サービスの充実

・公共施設等のバリアフリー情報の提供と「とやまバリアフリーマップ」の周知及び活用の促進に努めます。

・点字図書、朗読図書及び字幕（手話）入りビデオライブラリー等の充実に努めます。

●選挙に対する配慮

・障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供、投票所における合理的配慮、投票環境の向上に努めます。

（3）意思疎通支援の充実

●「意思疎通支援事業」の充実

・意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に対し、手話通訳者等の派遣を行う「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」を実施し、コミュニケーション支援の推進を図ります。【再掲】

・意思疎通を支援する手話奉仕員や朗読奉仕員等の養成と活動支援に努めます。

・重度障害のある人の入院時等に重度訪問介護等の利用により、本人の状況等に応じた適正な医療を受けることができるよう、意思疎通支援の推進に努めます。

・手話奉仕員養成講座を開催し、登録手話奉仕員の確保に努めます。【再掲】

・行政窓口において、遠隔手話サービス、筆談、多言語対応を行えるタブレットを設置し、障がい特性に応じた円滑なコミュニケーション支援を推進します。【再掲】

●簡易な書かない窓口の活用

・簡易な書かない窓口等の活用により、窓口での申請手続の負担軽減を図ります。

●補装具、日常生活用具給付事業の充実

・意思疎通支援に必要な補装具、日常生活用具等の購入費の助成により、コミュニケーション支援の充実を図ります。

●啓発・広報活動の推進

・「障がい者の福祉ガイド」、広報、ホームページ等を通じ、意思疎通支援に関する福祉サービスに係る情報提供の推進に努めます。

・点字、音声、代読、代筆、手話、要約筆記、触手話、指点字、その他のコミュニケーション手段の周知に努め、コミュニケーション支援の理解促進に努めます。

・県が設置する手話通訳者等が、インターネット回線を介して聴覚障がい者に遠隔手話通訳を行う「富山県遠隔手話通訳サービス」の周知、活用に努めます。

・聴覚や言語に障がいのある人が緊急時に 119・118 番通報できるよう、「NET119、NET118 緊急通報システム」の普及と、登録の促進に努めます。

・聴覚や発話に困難がある方（きこえない方）ときこえる方が、通訳オペレータを介して手話・文字と音声を通訳することで電話で意思疎通を行うサービスである「電話リレーサービス」の周知、活用に努めます。

施策区分４ 安心して暮らせる生活環境の整備

【取組の方向性】

障がいの有無に関わらず、誰もが主体的に社会活動を行うためには、誰にとっても分かりやすく、利用しやすいように配慮されたユニバーサルデザインの考え方に基づいた社会基盤の整備が求められます。

そこで、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進し、交通分野や公共施設のバリアフリー化等による、アクセシビリティの向上に努めます。

また、防災対策において、障がいのある人及び障がいのある子どもなど避難行動要支援者は被害を受けやすいことから、災害や避難後の生活に備えて防災支援体制を整備しておくことが重要であり、関係機関と連携しながら防災対策を推進します。

さらに、障がい特性に応じた適切な住まいの確保や防災・防犯・感染症対策、消費者トラブルの防止など、住み慣れた地域で安全・安心に暮らすために必要な生活環境の整備を推進します。

（１）住まいの確保・整備の促進

●住まいの確保の促進

・障がいのある人が入居できる賃貸住宅等の情報提供に努めます。

・市営住宅における、障がい者世帯の優先入居を推進します。

・障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする住宅セーフティーネット制度の活用を推進します。

●住まいの整備の促進

・障がいのある人の自立した生活を支援するグループホーム等の整備を促進します。

・「在宅重度障害者住宅改善費補助事業」、「住宅改修費給付事業」等による住宅のバリアフリー化を支援します。

・県の「住みよい家づくり資金融資制度」や黒部市社会福祉協議会が窓口となる「生活福祉金貸付制度」等の助成制度の周知に努めます。

●在宅福祉サービスの充実

・必要な在宅障害福祉サービスの確保と、事業者の確保を推進します。

・グループホーム入居者へ各種サービスを提供することにより、安定した生活の確保に努めます。

・一人暮らしに必要な支援を行う、地域定着支援、自立生活援助のサービス提供体制の整備に努めます。

●地域生活支援拠点等の強化

・障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えるとともに、親元での生活から一人暮らし等への移行を進めるため、居住支援等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の機能強化に努めます。

●「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

・精神障がいのある人が、地域の一員として、安心して自分らしく暮らせるよう、医療、障がい者福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に努めます。

（2）人にやさしいまちづくりの整備

●公共施設等のバリアフリー化の推進

・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「富山県民福祉条例」等に基づき新規及び既存の公共建築物、公園等のバリアフリー化を推進します。

・「黒部市都市計画マスタープラン」、「黒部市立地適正化計画」、「黒部市地域公共交通計画」等に基づき、公共施設、鉄道駅施設及び主要なバス停等でのバリアフリー化を推進します。

・障がいのある人等の意見を反映させた、公共施設のバリアフリー化を推進します。

●啓発・広報活動の推進

・福祉のまちづくりに関する、啓発活動を推進します。

・市民、事業者に対して障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等に関する理解の促進と普及啓発を推進します。【再掲】

・「ヘルプマーク」等の障がいのある人に関するマークの普及と理解の促進に努めます。【再掲】

（3）利用しやすい交通、移動手段の整備

●利用しやすい交通の推進

・「黒部市都市計画マスタープラン」、「黒部市立地適正化計画」、「黒部市地域公共交通計画」等に基づき、道路網や公共交通網の充実を図ります。

・幅の広い歩道の整備、道路の段差解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置、エスコートゾーン等の交通安全対策の充実に努めます。

・県と連携して「富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度」の普及促進と協力施設の拡大に向けた取組を推進します。

・交通安全協会等関係機関・団体と連携して巡回訪問指導、保護誘導・実施指導を実施し、交通安全啓発に努めます。

●移動手段の確保の推進

・屋外での移動が困難な障がいのある人等に外出のための支援を行う「移動支援事業」、「福祉タクシー・ガソリン共通券給付事業」、「自動車運転免許取得助成事業」、「自動車改造助成事業」等を実施し、移動手段の確保に努めます。【再掲】

・車椅子や杖等、移動に関する補装具、日常生活用具給付事業による、移動手段の確保の推進に努めます。

・障害者手帳所持者に対する、公共交通機関や民間企業等が実施している運賃や利用料の割引に関する情報提供を行います。

・身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の導入を促進します。

・健康管理や調理技術、金銭管理等、日常生活上で必要となる能力を身に付けるための講習会（生活訓練事業）を開催し、在宅生活や外出時に必要な生活能力の維持、向上を図ります。

・福祉タクシーや、全ての人が利用しやすい設備を備えたユニバーサルデザインタクシーなど、多様なニーズに応じた運送サービスの促進に努めます。

（4）ユニバーサルデザインの普及

・ユニバーサルデザインに関する普及啓発の充実に努めます。

・ユニバーサルデザインの推進に努めます。

・「ヘルプマーク」等の障がいのある人に関するマークの利用拡大と市民等への理解を促進します。【再掲】

・「富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度」、「身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）」等の配慮を必要とする人を支援する取組の普及啓発に努めます。【再掲】

・公共事業、計画等の策定に当たり、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

・施設の整備・改修に当たり、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

障がいのある人にかかわるマークの一例

	「富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度」 車椅子使用者や障がいのある方など歩行が困難な方が、障害者等用駐車場を円滑に優先利用できるように、公共施設や商業施設に協力駐車区画を設置するとともに、必要な方に利用証を交付する制度		「ヘルプマーク」 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク
	「ほじょ犬マーク」 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の啓発のためのマーク。公共施設、交通機関、民間施設は、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります		「マタニティマーク」 妊娠している人が周囲に妊娠していることを示すマーク。妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです

（5）防災対策の推進

●防災知識の啓発・広報活動の推進

・障がいのある人等に対する防災対策に関する知識の普及啓発に努めます。

・避難時や避難所での、障がいに対する理解、配慮の促進に努めます。

・社会福祉施設等における防災対策の促進に努めます。

●避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成の推進

・災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を推進します。

●地域防災体制の推進

・黒部市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治振興会、自主防災組織、消防団等との連携により、障がいのある人等の避難行動要支援者に関する情報共有と避難支援体制を推進します。

・医療的ケア児等に対する災害時に備えた体制の整備を推進します。

・障がいのある人等の避難行動要支援者と支援者等が参加する防災訓練を実施します。

・障がい特性に応じた火災警報器、自動消火器等の購入費を助成します。

●福祉避難所の整備の推進

・災害時に一般の避難所生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人など、特別な配慮を必要とする人々を受け入れるための福祉避難所の確保と、適切な運営に努めます。

●緊急時の受信・通報システムの推進

・黒部市防災・緊急メールの周知と登録を推進します。

・聴覚障がいのある人に対する防災行政無線（音声情報）の文字表示化を推進します。【再掲】

・福祉電話やファックスの貸与、情報・意思疎通支援用具の購入費助成により、緊急時の通報手段の確保支援に努めます。

・聴覚や言語に障がいのある人が緊急時に 119・118 番通報できるよう、「NET119、NET118 緊急通報システム」の普及と、登録の促進に努めます。【再掲】

・障がいのある人等の住居に、緊急通報装置、安否センサー、外出センサー、火災警報器の設置を促進し、緊急時の通報体制を確保します。

（6）防犯対策の推進

●防犯意識の啓発・広報活動の推進

・防犯意識向上のための啓発、広報に努めます。

●地域防犯体制の推進

・警察、黒部市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治振興会等と連携して防犯体制の強化に努めます。

・自治振興会、町内会その他の自主防犯団体が、防犯カメラ及び専用柱を新設した場合の費用の助成（防犯カメラ設置事業）を推進します。

●緊急時の通報システムの推進

・コミュニケーション支援ボードの活用を推進します。

・福祉電話やファックスの貸与、情報・意思疎通支援用具の購入費助成による緊急時の通報手段の確保支援に努めます。【再掲】

・聴覚や言語に障がいのある人が緊急時に 119・118 番通報できるよう、「NET119、NET118 緊急通報システム」の普及と、登録の促進に努めます。【再掲】

・障がいのある人等の住居に、緊急通報装置、安否センサー、外出センサー、火災警報器を設置し、緊急時の通報体制を確保します。【再掲】

（7）感染症対策の推進

・障害福祉サービス事業所や住民に対し、感染防止対策、感染症拡大防止について普及啓発に努めます。

・事業所等の感染対策マニュアルや事業継続計画等の作成を支援します。

・感染防止対策衛生資材の備蓄の推進に努めます。

・クラスター等が発生した際、必要な障害福祉サービスが継続して提供できるよう、事業所間の連携体制の構築に努めます。

（8）消費者トラブルの防止

●消費者トラブルの防止の啓発・広報活動の推進

・消費生活出前講座等により、消費生活意識向上のための啓発、広報に努めます。

・消費者保護制度の普及啓発と消費者教育を推進します。

・多様な場において、消費者教育の充実に努めます。

・行政機関、福祉関係団体、消費者団体等で構成される「くらしの安心ネットとやま」による消費者情報の共有と連携強化に努めます。

・障がい特性に応じた消費生活相談の推進と消費生活情報の提供に努めます。

・消費生活相談窓口の全国共通電話番号である消費者ホットライン「188」の周知に努めます。

●消費生活相談窓口の強化

・消費生活相談窓口の設置と、多様化・複雑化する相談に対応できるよう消費生活相談員の資質向上に努めます。

●通話録音装置等購入費助成事業等の推進

・「オレオレ詐欺」や「架空料金請求詐欺」、「還付金詐欺」等特殊詐欺の被害防止対策として有効な通話録音装置等購入費助成事業を推進します。

・迷惑電話等を拒否できる、各種通信会社のサービス利用を推奨します。

基本目標Ⅱ　保健・医療体制の充実

障がいのある人や障がいのある子どもが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、身近な地域で適切な保健や医療、リハビリテーション等の支援を受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。

また、ライフステージに応じた健康管理・疾病予防を行うとともに、適切な保健・医療サービスが提供される体制の整備を推進します。

現状・課題

市ではこれまで、各種健康教育事業や健康相談、特定保健指導等を通して疾病予防や生活習慣病予防等に努めてきました。

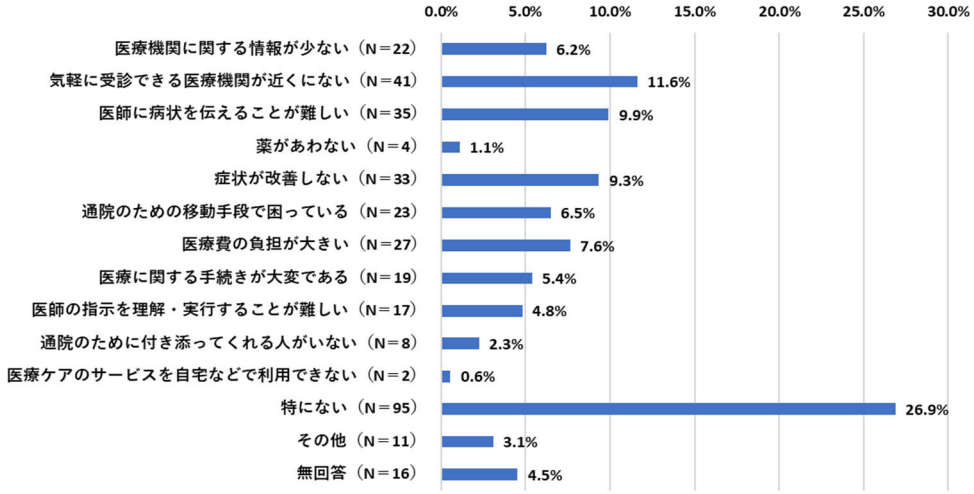
また、がん検診や特定健康診査、妊産婦健診、乳幼児健診等により、疾病の早期発見とその後の早期治療の推進に取り組んでいます。

しかしながら、身体障害者手帳所持者のうち、がんや心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病の重症化によって発生しやすい「肢体不自由」や「内部機能障害」のある65歳以上の高齢者数は、身体障害者手帳所持者全体の60.2%（12頁参照）を占めており、更に生活習慣病予防等の発症及び重症化予防対策を推進する必要があります。

また、人口の高齢化に合わせ障がいのある人の高齢化も進んでおり、障がいの重度化及び重複化、医療的ケアの必要性も増加してきています。医療的ケアを必要とする障がいのある人に対する訪問看護等の在宅医療の充実が求められているほか、増加している精神疾患に対して社会全体で「こころの健康」を守る取組が求められています。さらに、精神科病院等に長期入院している退院可能な精神障がいのある人に対して、医療機関や関係機関と連携しながら、地域生活への移行を支援する取組を促進する必要があります。

アンケート調査によると、医療に関して困っていることについて、「気軽に受診できる医療機関が近くにない」、「医師に病状を伝えることが難しい」、「医療費の負担が大きい」などの回答があり、医療費に係る経済的支援を図るとともに、県と連携して身近な地域で必要な医療やリハビリテーションが受けられるよう、地域医療体制の充実を図る必要があります。

｜医療に関して困っていること　※複数回答（N＝242 人）｜



資料：「アンケート調査」

｜評価指標と目標値

評価指標	基準値 令和7年度 （2025 年度）	目標値 令和 12 年度 （2030 年度）
国民健康保険の特定健康診査受診率	49.5% （令和 6 年度実施分）	60.0% （令和 11 年度実施分）
国民健康保険の特定保健指導実施率	37.5% （令和 6 年度実施分）	50.0% （令和 11 年度実施分）
認知症サポーターの養成者数（累計）	4,754 人 （令和 6 年度）	6,440 人

施策区分Ⅰ　保健・医療施策の充実

【取組の方向性】

障がいのある人や障がいのある子どもが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、身近な地域で適切な保健や医療、リハビリテーション等の支援を受けられることが重要です。

また、障がいの原因となる疾病の予防と早期発見・早期支援体制を整備する必要があります。そのために、妊産婦や新生児、未熟児等に対する母子保健対策やがん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の発症及び重症化予防対策の推進により、ライフステージに応じた健康管理や疾病予防を行うなど、保健対策を推進していく必要があります。

また、医療的ケアを必要とする障がいのある人や難病患者等に対する在宅医療や医学的リハビリテーションの充実を図るとともに、心の健康づくりや認知症予防、依存症対策を推進し、精神障がいの予防と適切な保健、医療、福祉サービスの提供を推進します。

さらに、保健・医療を支える人材の確保や資質の向上に努めます。

（１）障がいの原因となる疾病の予防と早期発見・早期支援体制の確立

①母子保健対策

●普及啓発の推進

・関係機関と連携して妊娠、出産、育児に対する正しい知識の普及と子育て支援を推進します。

・乳幼児期から正しい知識の普及啓発を行うことにより生活習慣病予防と歯科保健対策を推進します。

●相談支援体制の強化

・母子保健と児童福祉両部門の機能を有する「こども家庭センター」を中心として、子ども・妊産婦等への家庭の状況に合わせた切れ目のない対応をすることにより、地域相談体制の充実を図ります。

・未熟児や重症な疾患で医療機関との連携が必要な乳幼児に対して、「周産期地域連携ネットワーク事業」による、医療機関との連携体制の強化を図ります。

・母子保健推進員、民生委員・児童委員などとの連携の強化により、地域ぐるみの相談支援体制の充実を図ります。

・乳幼児に対する健康診査や健康相談等の機会、保育及び教育の場を通して、早い段階で障がいや発達特性に気づき、早期支援につなげることができるよう相談支援体制の充実を図ります。

●検査、乳幼児健診等の実施による疾病の予防と早期発見

・新生児訪問、乳幼児健康診査、健康相談、予防接種等の機会を通じた疾病の予防や障がいの早期発見、早期対応及び合併症や二次障がいの予防に努めます。

・先天性疾病の早期発見・早期対応のため、先天性代謝異常等検査、新生児聴覚検査等のマス・スクリーニングの推進、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

・歯科保健に対する意識の向上を図り、幼児の健全な口腔の育成を促すことを目的とした、妊婦歯科検診やむし歯予防フッ化物塗布を実施します。

●早期支援体制の強化

・妊娠、出産、育児期にある女性の精神問題を早期発見し、母子が心身ともに健やかに成長できるよう適切な個別相談支援を行います。

・健診等で個別支援が必要と判断した子どもや、子どもの発達に不安がある保護者を対象に、事後フォロー教室を開催し、子どもの発達支援や子どもに応じた保護者の関わり方の助言指導、専門機関等へのつなぎを実施します。

・発育や発達上の課題が発見された乳幼児に対して、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターや児童発達支援センター等関係機関と連携して早期治療・療育支援を推進します。

②成人保健対策の推進

●普及啓発の推進

・ライフステージに応じた健康づくりに関する正しい知識の普及啓発に努めます。

・フレイル（高齢者の虚弱）、オーラルフレイル（高齢者の口腔機能の虚弱）及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）の正しい理解の普及と予防の促進に努めます。

●各種健診・検診等の実施による、疾病の予防と早期発見

・各種健康診査やがん検診等による疾病の予防、早期発見・早期治療を推進します。

●早期支援体制の強化

・中途障がいの原因となるがん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の重症化予防と改善を目的とした健康教育・健康相談・保健指導等を推進します。

・中途障がいの原因となるがん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病等を早期発見し、専門機関等へのつなぎなど、適切な個別相談支援を実施します。

（2）保健・医療等の充実

●医療提供体制の推進

・黒部市民病院を中心とした新川地域医療連携ネットワーク「扇状地ネット」による質の高い医療提供体制を推進します。

・県、新川広域圏の構成自治体及び関係医師会等と連携して黒部市民病院内に設置している新川医療圏小児急患センターを中核として小児救急医療の充実を図ります。

・医療的ケアを必要とする人への医療、訪問看護等の充実により、在宅医療体制の整備促進に努めます。

・在宅療養者に対して、医療関係者と介護関係者が連携した医療・介護サービスの提供体制の整備促進に努めます。

・休日、夜間の救急医療情報など多様な医療機関情報を提供している「とやま医療情報ガイド」の周知と救急医療への対応の充実に努めます。

●相談支援体制の強化

・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターや富山県発達障害者支援センター、児童発達支援センター、児童相談所等と連携して発達障がい児（者）に対する保健、医療、福祉の連携強化による総合的な相談支援を推進します。

・富山県医療的ケア児支援センターや富山県難聴児センターと連携して医療的ケア児や難聴児に対する保健、医療、福祉の連携強化による総合的な相談支援を推進します。

・富山県難病相談・支援センターや新川厚生センターと連携して難病患者に対する保健、医療、福祉の連携強化による総合的な相談支援を推進します。

・富山県高次脳機能障害支援センターと連携して高次脳機能障がい患者に対する保健、医療、福祉の連携強化による総合的な相談支援を推進します。

・新川厚生センターと連携して保健、医療、福祉関係機関のネットワークづくりを推進します。

・医療機関と連携して医療講演会、研修、療育相談会、家族交流会等の情報提供に努めます。

●リハビリテーション提供体制の充実

・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターや新川厚生センター、新川地域リハビリテーション広域支援センター（黒部市民病院）、富山県地域リハビリテーション地域包括サポートセンター（丸川病院）、地域リハビリテーション協力機関、訪問看護ステーション、地域包括支援センター等と連携して地域リハビリテーション事業を推進します。

・訪問看護や訪問リハビリテーション等を利用した地域生活の支援に努めます。

・急性期、回復期、維持期（生活期）に至るまで、患者の症状に応じたリハビリテーション医療の提供体制の整備に努めます。

（3）精神保健施策の推進

●普及啓発の推進

・こころの健康や認知症に関する職員出前講座等により、正しい知識の普及啓発に努めます。

・新川地域精神保健福祉推進協議会と連携して精神保健福祉に関する知識の普及啓発に努めます。

【再掲】

●相談支援体制の強化

・こころの健康や認知症に関する相談体制の充実と早期発見、専門機関等へのつなぎなど、早期対応の推進に努めます。

・各種相談会（障がい児者相談会、認知症相談会、こころの健康相談、ひきこもり相談会等）の周知により、相談支援体制の強化に努めます。

・学校・職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実に努めます。

・関係機関と連携してひきこもり支援、自殺防止、依存症対策、うつ病等の精神疾患に対するアウトリーチ等支援の充実に努めます。

・認知症地域支援推進員及び認知症サポーター、地域支え合い推進員の養成により、地域の見守りと相談支援体制の強化に努めます。

・県と連携してメンタルヘルスサポーターや心のサポーター、ひきこもりサポーター及びピアサポーター等の養成促進と活動支援に努めます。【再掲】

・にいかわ認知症疾患医療センターと連携して認知症患者に対する保健、医療、福祉の連携強化による総合的な相談支援を推進します。

・若年性認知症相談・支援センターと連携して若年性認知症患者に対する保健、医療、福祉の連携強化による総合的な相談支援や就労、社会参加支援を推進します。

・精神科医療の緊急相談に 24 時間対応する県の「精神科救急情報センター」の周知に努めます。

・「心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の対象者に対して、医療や関係機関と連携して社会復帰の支援の推進に努めます。

●在宅福祉サービス等の充実

・精神科病院等と連携して地域生活への移行支援と移行後の安定した地域生活の支援を推進します。

・訪問系サービスや通所系サービスの充実、提供体制の整備に努めます。

・SOSネットワークに事前登録された高齢者等が行方不明になり、ご家族等より捜索願が提出された場合、市より協力事業所にメールで行方不明者の特徴などの情報を配信し、早期発見につなげる「黒部市徘徊高齢者SOSネットワーク事業」を推進します。

・認知症初期集中チームの機能強化と医療、福祉、介護が連携したサービス提供体制の整備促進に努めます。

・健康管理や調理技術、金銭管理等、日常生活上で必要となる能力を身に付けるための講習会（生活訓練事業）を開催し、在宅生活や外出時に必要な生活能力の維持、向上を図ります。【再掲】

（4）医療費支援の充実

●医療費支援の充実

・自立支援医療（更生、育成、精神通院）制度や療養介護医療、高額療養費制度及び高額療養費貸付制度に関する情報提供と適切な運用を推進します。

・黒部市重度心身障害者等医療費助成制度に関する情報提供と適切な運用を推進します。

・難病医療費助成制度及び小児慢性特定疾病医療費助成制度等の公費負担医療制度に関する情報提供と普及促進に努めます。

・妊産婦及び乳児から 18 歳到達後最初の年度末までの医療費を全額助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減と必要な医療を安心して受けられる環境を整備します。

・医療費控除による所得税の軽減に関する情報提供に努めます。

●「生活福祉資金貸付制度」の周知

・富山県社会福祉協議会が実施し、黒部市社会福祉協議会が窓口となる、「生活福祉資金貸付制度」の周知に努めます。

（5）保健・医療を支える人材の育成・確保

●人材育成の推進

・県と連携して保健・医療に従事する職員の資質向上に向けた各種研修やセミナー等の情報提供と受講の促進に努めます。

●人材確保の推進

・医療的ケア児等に関するコーディネーターの確保に努めます。

・認知症地域支援推進員及び認知症サポーター、地域支え合い推進員の養成を推進します。

・県と連携して医療機関で働く医師や看護職員、精神保健福祉士、心理士等の人材の確保に努めます。

・県と連携してメンタルヘルスサポーターや心のサポーター、ひきこもりサポーター及びピアサポーター等の養成促進と活動支援に努めます。【再掲】

●奨学資金の貸付、給付等の周知

・学資の支弁が困難な人に対し、奨学資金の貸付、給付等の情報提供に努めます。

基本目標Ⅲ 個々のニーズに応じた支援の充実

障がいのある人が自らの意思決定に基づき、必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で自立した生活を営むためには、乳幼児期から高齢期に至るライフステージの各段階で必要となる多様な支援ニーズに対して、切れ目のない包括的な支援が必要です。さらに、家族等の介護負担を軽減するためのレスパイト支援も重要になります。

そのため、相談支援体制の強化や保健・医療・福祉・教育等の各分野の連携によるきめ細やかな支援の提供を推進します。

現状・課題

障害福祉サービス、障害児通所支援の受給者証所持者は年々増加しており、ニーズも複雑多様化してきています。そのため、多様な福祉ニーズに対応した、安定的なサービス提供体制の維持、拡充を図るためには、福祉人材の確保が大きな課題となっています。

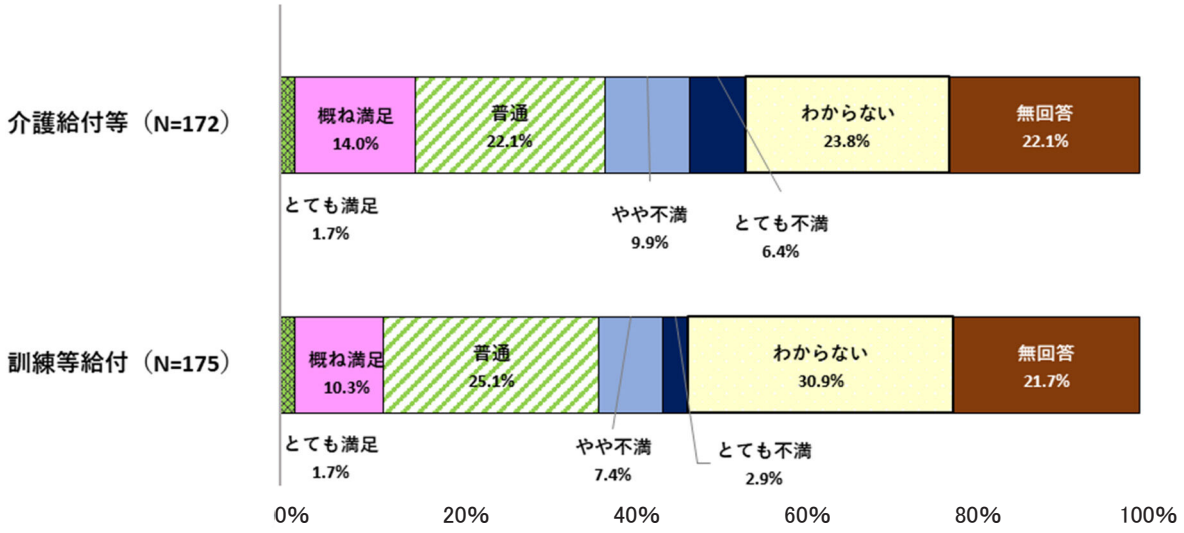
アンケート調査の「障害福祉サービスの供給量に対する満足度」では、サービス未利用者を除いたサービス利用者のうち、「サービス供給量に不満がある（「やや不満」「とても不満」の合計）」は、介護給付等で16.3%、訓練等給付で 10.3%であったのに対し、「サービス供給量に不満がない（「とても満足」「概ね満足」「普通」の合計）は、介護給付等で 37.8%、訓練等給付で 37.1%となっており、全体としては、概ね満足されている状況がうかがえます。しかしながら、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）、医療的ケアが必要な人への支援については、サービス量の増加やニーズに対応した通所事業所等の増加を求める声も寄せられており、今後のサービス提供体制の強化に努める必要があります。

このほか、必要な時に必要な情報と適切な助言を提供するとともに、緊急時の対応や障がいがある人とその家族を取り巻く状況や支援ニーズに応じて、適切な支援につなげる相談支援体制を整備していく必要があります。

教育に関しては、学校等に望むこととして、「相談体制の充実」や、「子どもの状態に適した指導」があげられており、学校等での活動の希望では4割の人が、「同じような障がいのある子と一緒のクラスで活動しながら、障がいのない子と活動する機会を持ちたい」と回答しています。相談支援体制を強化し、個別の教育的ニーズに応じ、子ども一人ひとりに対して切れ目のない包括的な支援が必要です。

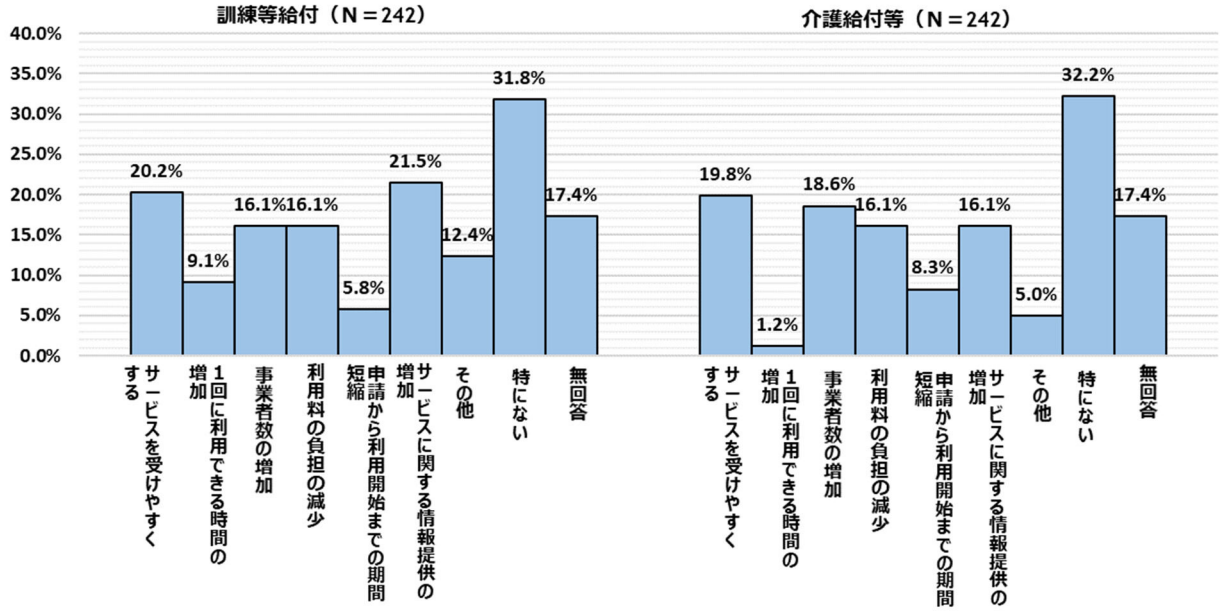
また、子ども、障がい、高齢、生活困窮などといった、要支援者ごとの属性に分けていた支援体制では必要な支援が届かない状況にある人がいます。地域共生社会の実現に向けて取り組む、包括的支援体制の整備促進を図る必要があります。

障害福祉サービスの供給量に対する満足度（介護給付等 N＝172、訓練等給付 N＝175）



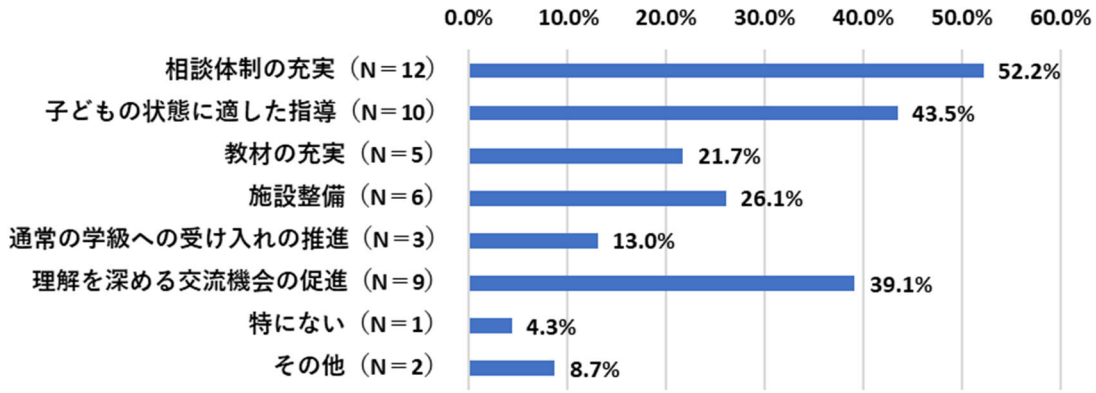
資料：「アンケート調査」

障害福祉サービスに対して改善してほしいこと　※複数回答　（N＝242）



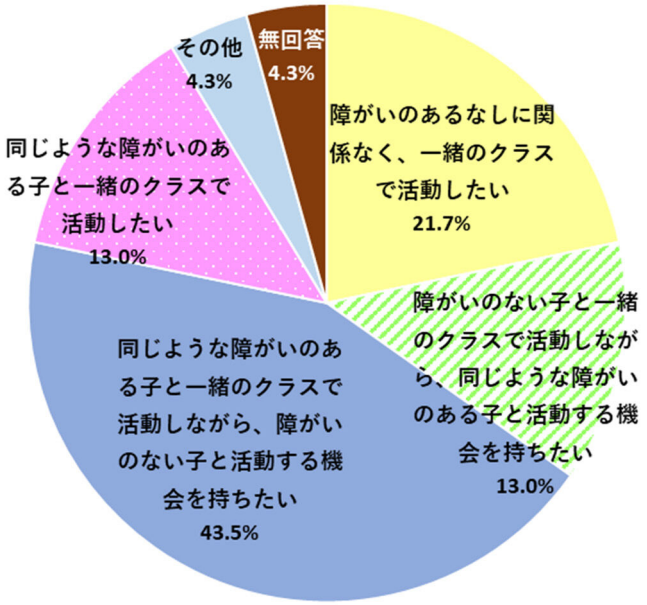
資料：「アンケート調査」

学校等に望むこと　※複数回答　（N＝23）



資料：「アンケート調査」

学校等での活動時の希望　（N＝23）



資料：「アンケート調査」

評価指標と目標値

評価指標	基準値 令和7年度 （2025 年度）	目標値 令和 12 年度 （2030 年度）
指定障害福祉サービス事業所に対する介護人材の確保及び定着を促進する補助金の交付件数（累計）	9件 （令和6年度）	20 件

施策区分Ⅰ 相談支援体制の整備

【取組の方向性】

障がいのある人が地域で自立した生活を営めるよう支援していくためには、ライフステージの各段階で生じる多様な支援ニーズに対して、障がい特性や家庭環境に応じて地域資源を最大限に活用したケアマネジメントが重要です。

そのため、身近な地域における相談支援の充実を図り、障がいのある人やその家族が、必要な時に必要な場所で自らの意思決定を尊重した相談支援を推進するとともに、緊急時に対応した相談支援体制を整備します。

さらに、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制の整備に取り組みます。

(1) 自己決定の尊重及び意思決定の支援

・福祉サービスの意向、適性、障がいの特性に配慮したサービスの情報提供に努めるとともに、その利用促進、提供体制の充実を図ります。

・障がいのある人にとっての最善の利益を追求した意思決定の支援と、適切な成年後見制度の利用支援（成年後見制度利用支援事業）を推進します。【再掲】

・相談支援専門員の意思決定支援の質の向上を図るとともに、障がいのある人の自己決定を尊重した相談支援を推進します。

・「意思決定ガイドライン」の普及により、意思決定支援を推進します。

・福祉サービスの苦情解決の支援を促進します。

(2) 相談支援体制の充実

●こども家庭センター機能の充実

・母子保健と児童福祉両部門の機能を有する「こども家庭センター」を中心として、子ども・妊産婦等への家庭の状況に合わせた切れ目のない対応をすることにより、地域相談体制の充実を図ります。【再掲】

●包括的支援体制の整備

・全庁的な相談支援体制の充実を図るとともに、地域住民、関係団体、関係機関等が協力して取り組む包括的支援体制を整備し、相談支援体制の充実を図ります。

●障がい児・者相談支援の充実

・計画相談支援において、障がいのある人の意思を尊重し、障がい特性や家庭環境等に応じた適切なケアマネジメントの推進に努めます。

・「障害児相談支援事業」、「障害児等療育支援事業」を行う、児童発達支援センターを中心として、障がい児及び家族に対する総合的支援の充実に努めます。

・地域移行支援、地域定着支援において、入所施設や病院等から地域生活への移行支援と移行後の安定した地域生活の支援を推進します。

●地域生活支援事業の充実

・障がいのある人やその家族の相談に応じる「障害者相談支援事業」、「障がい児者相談会」において、障がいのある人やその家族が気軽に相談できる体制を推進します。

・ 「障害者相談支援事業」、「障がい児者相談会」において、アウトリーチ相談等の充実に努めます。

・障がいのある人の生活相談、創作活動、地域交流等の事業を担う、地域活動支援センターによる相談支援の充実に努めます。

・障がいのある人やその家族、地域住民等が悩みを共有したり、情報交換したりする自発的な取組（自発的活動支援事業）を推進します。【再掲】

●新川地域自立支援協議会の活用

・新川地域自立支援協議会が中心となって、相談支援専門員の資質・専門性の向上を図り、相談支援体制の強化・充実に努めます。

●地域生活支援拠点等の充実

・地域生活支援拠点等により、相談機能の強化・充実を図ります。

・地域生活支援拠点等により、専門的人材の確保・養成等の機能の強化・充実を図ります。

●「基幹相談支援センター」の整備

・相談支援事業者への専門的指導や人材育成、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である、「基幹相談支援センター」の整備に努めます。

●専門的な相談支援体制の整備

・発達障がい、高次脳機能障がい、難病、ひきこもり、依存症、医療的ケア等の支援に関する専門機関と連携して専門的な相談支援の充実に努めます。

・関係機関と連携して就労に関する相談支援の充実に努めます。

・相談支援専門員等により、障がいのある人にとっての最善の利益を追求した意思決定の支援と、適切な成年後見制度の利用支援（成年後見制度利用支援事業）を推進します。【再掲】

・黒部市障害者虐待防止センターを中心として、障がい者虐待に関する相談支援の推進と、障がい者虐待の通報、相談、人権侵害及び権利擁護に関する相談支援の充実に努めます。

・黒部市社会福祉協議会と連携して「日常生活自立支援事業」の普及啓発を通じて、金銭管理等が必要な人への利用支援に努めます。【再掲】

・障がいのある人が契約トラブル等による被害に遭わないよう、関係機関及び団体と連携して情報提供に努めるとともに、障害福祉サービス等利用時における苦情対応体制の充実に努めます。

●各種相談員活動の充実

・民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員等の周知に努めるとともに、研修の強化を図り、活動の充実に努めます。

・同じ障がいのある仲間による相談活動（ピアカウンセリング）や自助グループ等の組織育成の支援に努めます。

・メンタルヘルスサポーター、心のサポーター、ひきこもりサポーター、認知症地域支援推進員及び認知症サポーター、地域支え合い推進員の周知に努めるとともに、相談活動の充実に努めます。

●黒部市社会福祉協議会が実施する「くろべネット事業」の推進

・地域住民、自治組織、行政機関、民生委員・児童委員、専門職、企業等が連携した「くろべネット事業」により、相談支援体制の強化を図ります。

施策区分２ 障がいのある子どもに対する支援の充実

【取組の方向性】

障がいのある子どもが、自らの能力や可能性を最大限に伸ばし、将来の自立した生活に必要な力を培い、健やかな成長を支援するためには、本人や家族の障がいの受容を支え、障がいに対する正しい理解を促進し、保健・医療・福祉・教育・雇用等の各分野の連携による発達段階に応じた切れ目のない支援が重要です。

そのため、乳幼児期から成人期までの各発達段階で必要となる支援ニーズに応じた適切な支援や教育等を提供するとともに、多様な関係機関による重層的な支援を継続的に行い、保護者の子育てを支援します。

また、子ども達が、障がいの有無にかかわらず、「ともに遊び、ともに学ぶ」体験を通して、お互いを尊重し支え合う心を育み、豊かな人間性の育成と生きる力を身につける教育を推進します。

（１）地域療育体制の整備

●こども家庭センター機能の充実

・母子保健と児童福祉両部門の機能を有する「こども家庭センター」を中心として、子ども・妊産婦等への家庭の状況に合わせた切れ目のない対応をすることにより、地域相談体制の充実を図ります。【再掲】

●療育体制の充実

・保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関の連携により、障がいのある子どもやその保護者に対し、発達段階に応じた切れ目のない支援の提供に努めます。

・子ども達の安全を守るため、学校等と保護者、地域住民等による地域ぐるみのネットワークづくりを推進します。

・障がいのある子どもとその家族同士の交流の促進に努めます。

・「児童福祉法」に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び「障害者総合支援法」に基づく居宅介護、短期入所、日中一時支援事業、補装具、日常生活用具給付事業等、障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられるよう、体制整備を推進します。

・児童発達支援センターを中心とした、重層的な障害児通所支援の体制整備を推進します。

・保育所、こども園、幼稚園及び放課後児童クラブの職員に対する研修の強化を図るとともに、保育所等訪問支援、「障害児等療育支援事業」を推進し、障がいのある子どもの受入促進と、質の高い保育を提供します。

●専門的支援の充実

・県と連携して児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の職員に対する専門的な研修や療育等に関する情報提供により、障がいのある子どもに対する支援の質の向上と支援内容の適正化の推進に努めます。

・強度行動障がいや医療的なケアが必要な子、難聴や重症心身障がいのある子に対して、身近な地域で適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等が連携して体制整備を推進します。

・重症心身障害児等に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う居宅訪問型児童発達支援を促進します。

●レスパイト機能の充実

・居宅介護、短期入所、児童発達支援や放課後等デイサービス、日中一時支援事業等の活用により、家族の介護負担の軽減を図ります。

●「軽・中度難聴児補装具等給付事業」の推進

・「障害者総合支援法」の対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、早期からの補聴器の装用を促すことで、言語の習得や社会性の向上を図ることを目的とした、補聴器の購入費を助成します。

（2）インクルーシブ教育システムによる特別支援教育の推進

●多様な学びの場の整備

・通常の学級、通級による指導、特別支援学級など、多様な学びの場を整備し、子どもたちの教育的ニーズに合わせた柔軟な支援を提供します。

●心のバリアフリー教育の推進

・計画的な交流及び共同学習等を通した心のバリアフリー教育を推進します。

・保育所等や小中学校において、手話に対する理解が促進されるように努めます。

●支援体制の整備・充実

・専門家の指導、助言を得ながら、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、質の高い合理的配慮の提供に努めます。

・インクルーシブ教育システムの理念に基づき、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り共に学ぶことを目指し、柔軟で多様な仕組の整備に努めます。

・特別支援教育を担当する教員をはじめ、全ての教職員が適切な指導や支援をできるよう研修の充実を図ります。

・スタディ・メイトの配置及び研修を行い、個に応じた支援の充実に努めます。

・保育所等や小中学校に看護師等を配置して、医療的ケアの実施体制の充実に努めます。

●ICT等の活用

・障がいのある児童生徒の教育に有効な教材備品等の整備に努めます。

・教育内容の充実を図るため、ICT機器の整備を図るとともに、ICT機器を効果的に活用した授業を推進します。

（3）教育相談体制の充実

・幼児期を含む早期からの教育相談や就学相談により、本人及び保護者へ必要な情報の提供に努め、就学先の決定に向けて、不安や悩みに寄り添った教育相談体制の充実に努めます。

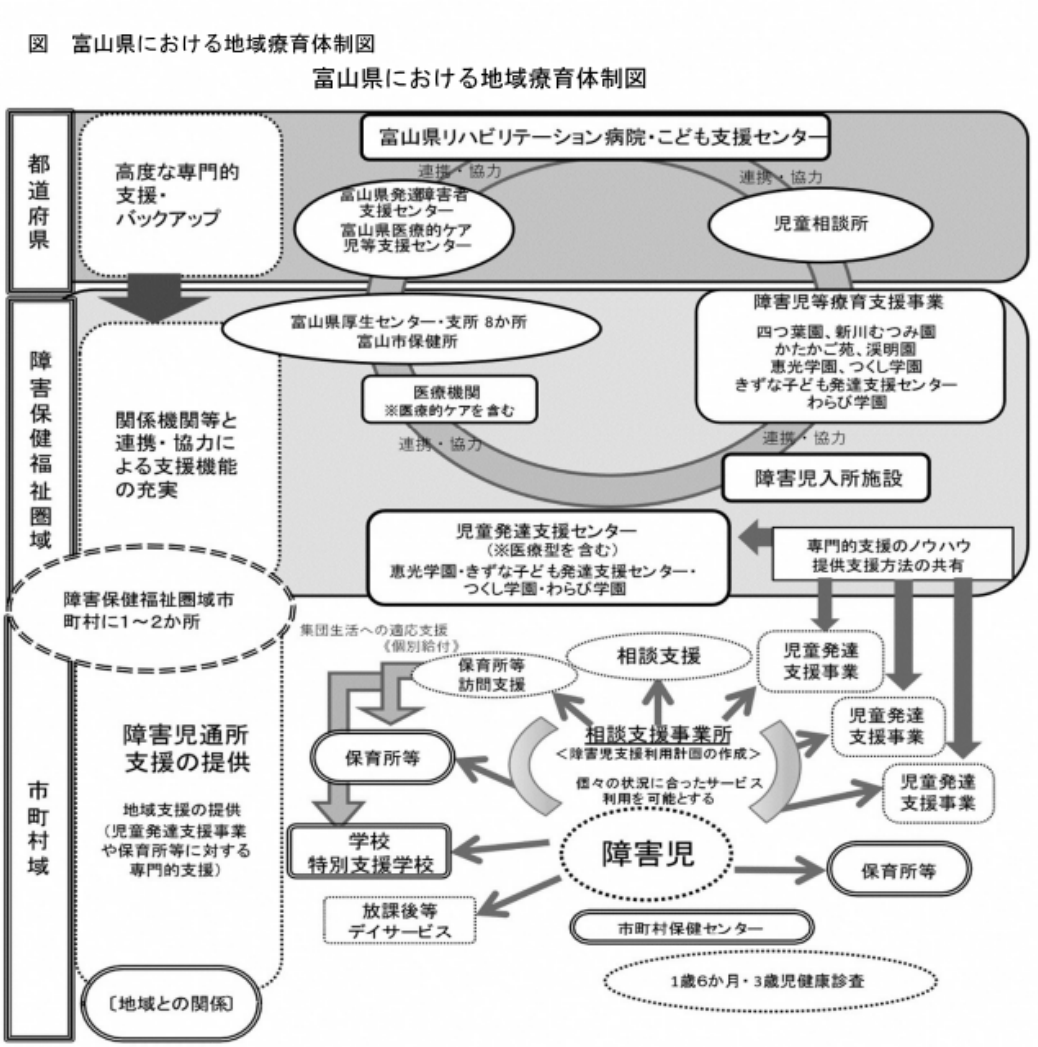
・個別の教育支援計画を活用し、幼児期を含む早期からの支援が、小学校・中学校へと適切に引き継がれるよう、切れ目ない相談支援体制の整備に努めます。

・児童発達支援センター等の専門機関と連携して就学後の状況に応じて、本人にとって最適な「学びの場」が選択できるよう、柔軟な教育相談を推進します。

・特別支援教育コーディネーターの巡回による、相談支援の充実を図ります。

・発達や生活・行動・学習・進路などの相談に応じる「にこにこ相談会」を開催し、相談支援体制の充実に努めます。

図　富山県における地域療育体制図



出典：「富山県障害者計画（第５次）」

施策区分３　地域生活を支援するサービス提供体制の整備

【取組の方向性】

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立し、生きがいのある生活を実現するためには、障がい特性や家庭環境、ライフステージの変化等によって異なる多様な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を整備する必要があります。

また、障がいのある人を介護する保護者・家族の負担を軽減するため、家族支援の施策に取り組むとともに、日常生活の質を向上させる福祉機器等の購入費助成や経済的支援に関する各種制度の活用により、経済的に安定した暮らしを確保することも大切です。

また、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」に基づく各種サービスの提供体制の強化や質の向上に努めるとともに、県等と連携して質の高い支援従事者の確保・養成、各種障がい福祉関係制度の周知を図ります。

さらに、障がいのある人が地域で活動するための日中活動の場を充実させ、障害者支援施設や病院等に入所・入院している人の地域移行を推進します。

（１）障害福祉サービスの充実・質の向上

①サービスの充実

●在宅福祉サービス等の充実

・移動や訪問系に関するサービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）、日中活動系サービス（短期入所、療養介護、生活介護、各種自立訓練）の充実を図ります。

・就労系サービス（就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A、B型）、就労定着支援）の充実を図ります。

・障害児通所支援（児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の充実を図ります。

・補装具の購入・修理・貸与、日常生活用具の給付等の充実を図ります。

・介護保険制度等の他制度、他施策と連携して適切な福祉サービスの提供に努めます。

・複合的な生活課題を抱える世帯に対する保健・医療・福祉・教育等の各分野と連携して包括的な支援体制の推進に努めます。

●地域生活支援事業の充実

・日中活動の場（地域活動支援センター、日中一時支援事業）の充実を図ります。

・外出時に必要な移動支援（移動支援事業、生活訓練事業、福祉タクシー・ガソリン共通券給付事業、自動車運転免許取得助成事業、自動車改造助成事業）の充実を図ります。

●地域生活支援拠点等の強化

・障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えるとともに、親元での生活から一人暮らし等への移行を進めるため、居住支援等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の機能強化に努めます。【再掲】

●「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

・精神障がいのある人が、地域の一員として、安心して自分らしく暮らせるよう、医療、障がい者福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に努めます。【再掲】

・「心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の対象者に対して、医療や関係機関と連携して社会復帰の支援を推進します。【再掲】

●レスパイト機能の充実

・居宅介護、短期入所、児童発達支援や放課後等デイサービス、日中一時支援事業等の活用により、家族の介護負担の軽減を図ります。【再掲】

●福祉機器の普及促進、障がい福祉関係制度の普及促進

・「障がい者の福祉ガイド」、市のホームページや各種媒体を通じ、各種福祉（介護）機器、福祉用具、福祉関係制度等の情報提供に努めます。

②サービスの質の確保

●各種研修等の推進

・県や各種支援団体と連携して研修、講習会等の情報提供に努めるとともに、研修等を実施し、サービスの質の向上に努めます。

・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や、従事者への虐待防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置の徹底等、虐待の早期発見や防止に向けた取組を推進します。【再掲】

・高齢者施設、障害福祉サービス事業所の職員が、互いに連携して知識やスキル等を学び合うことにより、資質の向上に努めます。

●指導監査等の実施

・県と連携して事業者等に対する指導監査を実施します。

・指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者、基準該当障害福祉サービス事業者等に対する実地指導を実施します。

●事業所におけるサービス提供体制の強化

・障害福祉サービス事業者等の自己評価及び第三者評価の実施と評価結果の公表の促進に努めます。

・障害福祉サービスにおける個人情報の適切な管理とプライバシー保護の推進に努めます。

・施設等における苦情処理及び紛争解決に関する適切な対応の推進に努めます。

●新川地域自立支援協議会の活用

・新川地域自立支援協議会が中心となり、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所職員の資質・専門性の向上に努めます。

・新川地域自立支援協議会が中心となり、福祉サービスに関するニーズ調査等の実施により、サービスの質の向上のための体制構築を図ります。

●新規事業者の確保

・サービス提供事業者の確保・充実に努めます。

・身近な地域で障がい者、高齢者、子ども等を区別なく一緒に福祉サービスを提供する共生型サービスを推進します。【再掲】

・「富山型デイサービス施設支援事業費補助金」の周知を行い、事業者の確保に努めます。【再掲】

（2）障がい特性に応じた専門的支援の充実

①発達障がい

●普及啓発の推進

・発達障がいに対する支援制度や障害福祉サービスに関する情報の提供と利用の支援、普及啓発に努めます。

●支援体制の充実

・乳幼児に対する健康診査や健康相談等の機会、保育及び教育の場を通して、早い段階での障がいや発達特性に気づき、早期支援につなげる相談支援体制の充実を図ります。【再掲】

・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターや富山県発達障害者支援センター、児童発達支援センター、児童相談所等と連携して発達障がい児（者）に対する保健・医療・福祉の連携強化による総合的な相談支援を推進します。【再掲】

・保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関の連携により、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制の整備の推進を図ります。

●研修等の受講の推進

・保健師等の研修受講により、障がいの早期発見、療育支援技術の向上に努めます。

・保育所等の職員に対する研修の強化を図るとともに、保育所等訪問、障害児等療育支援事業を推進し、障がいのある子どもの受入促進と、質の高い保育を提供します。【再掲】

②高次脳機能障がい

・高次脳機能障がいに対する支援制度や障害福祉サービスに関する情報提供と利用の支援、普及啓発に努めます。

・富山県高次脳機能障害支援センターと連携して高次脳機能障がい患者に対する保健・医療・福祉の連携強化による総合的な相談支援を推進します。【再掲】

・関係機関と連携して就労支援の充実に努めます。

③難病

・難病に対する支援制度や障害福祉サービスに関する情報提供と利用の支援、普及啓発に努めます。

・富山県難病相談・支援センターや新川厚生センターと連携して難病患者に対する保健・医療・福祉の連携強化による総合的な相談支援を推進します。【再掲】

・病態の変化に対応した、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関の連携により、総合的な支援を推進します。

④その他

・多様な障がいに対して、その特性に応じた適切な対応を検討します。

・専門機関と連携して多様な障がい、複合的な障がいについて、正しい知識の普及や障がい特性に応じた専門的な相談、支援体制の整備に努めます。

・制度に位置付けられていない支援ニーズへの適切な対応の検討に努めます。

（3）障害福祉サービス事業所の整備の方向と機能の充実・活用

●整備の方向

・日中活動の場や住まいの場のバランスに配慮した障害福祉サービス事業所の整備に努めます。

・身近な地域で障がい者、高齢者、子ども等を区別なく一緒に福祉サービスを提供する共生型サービスを推進します。【再掲】

・「富山型デイサービス施設支援事業費補助金」の周知を行い、事業者の確保に努めます。【再掲】

・新川地域自立支援協議会が中心となり、福祉サービスに関するニーズ調査等の実施により、サービスの提供体制の構築を図ります。

●地域移行の促進と、地域生活支援拠点等の強化

・障害者支援施設や病院と連携して地域生活への移行が可能な障がいのある人の、地域移行支援を推進します。

・障害者支援施設や病院から地域への移行後に、地域で安心して暮らせるよう、地域定着支援のサービス提供体制の整備に努めます。

・障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えるとともに、親元での生活から一人暮らし等への移行を進めるため、居住支援等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の機能強化に努めます。【再掲】

・地域生活支援拠点等による、緊急時の連絡体制の機能の充実に努めます。

・地域生活支援拠点等による、体験の場・機会の機能の充実に努めます。

●支援体制の充実、職員の負担軽減

・新川地域自立支援協議会において、強度行動障がいを有する障がいのある人の支援ニーズの把握や関係機関の連携により、障害福祉サービス事業所の支援体制の充実に努めます。

・障害福祉サービス事業所利用者の利便性、職員の生産性の向上を図るため、ICT機器や介護ロボットなどの情報提供に努めます。

（4）福祉を支える人材の育成・確保・定着

●人材育成の推進

・新川地域自立支援協議会が中心となり、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所職員の資質・専門性の向上に努めます。【再掲】

・高齢者施設、障害福祉サービス事業所の職員が、互いに連携して知識やスキル等を学び合うことにより、資質の向上に努めます。【再掲】

・県と連携して福祉に従事する職員の資質向上に向けた各種研修やセミナー等の情報提供と受講の促進に努めます。

●人材確保の推進

・手話奉仕員養成講座を開催し、登録手話奉仕員の確保に努めます。【再掲】

・強度行動障がい、依存症等に対応できる人材の確保に努めます。

・認知症地域支援推進員及び認知症サポーター、地域支え合い推進員の養成を推進します。【再掲】

・医療的ケア児等に関するコーディネーターの確保を推進します。【再掲】

・認知症ジュニアサポーター養成講座や小学生介護体験、「社会に学ぶ『14 歳の挑戦』」、職員出前講座等により福祉に関わる仕事の魅力をPRすることで、若者の福祉分野への参入を促進します。

・県と連携して福祉分野への従事を希望する人に対して、各種養成研修等への参加を促進し、人材確保に努めます。

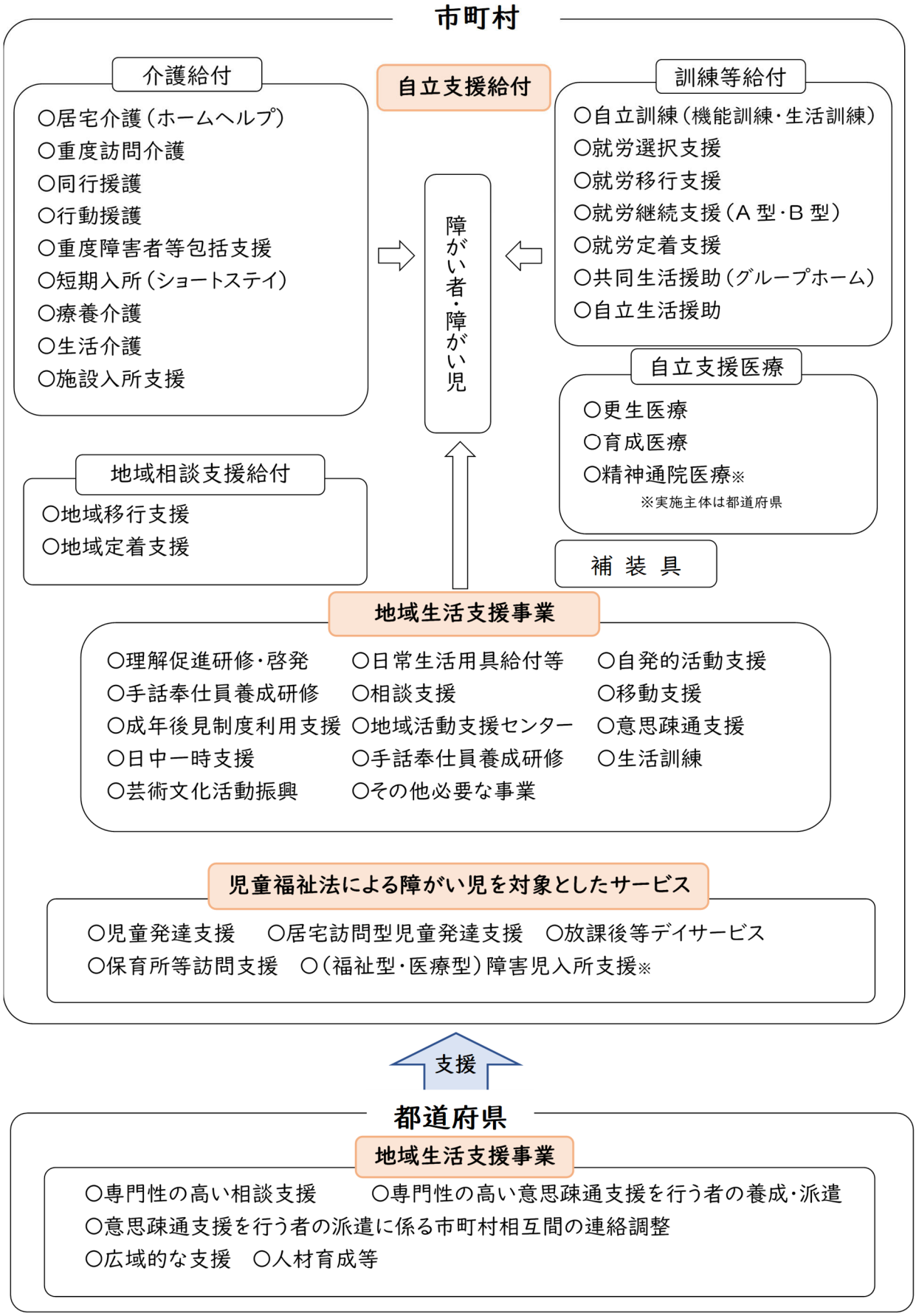
・県と連携してメンタルヘルスサポーターや心のサポーター、ひきこもりサポーター及びピアサポーター等の養成促進と活動支援に努めます。【再掲】

●職場定着支援の充実

・市内事業所の人材確保、定着を促進する補助制度を継続します。

・障害福祉サービス事業者等に対する労働法規の遵守とサービス従事者の処遇改善を促進します。

｜障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系図｜



基本目標Ⅳ　生きがいのある暮らしの支援

障がいのある人が地域で自分らしく充実した生活を営むためには、社会活動に主体的に参加し、自己実現を図るとともに、障がいのある人と地域住民が、支援の「受け手」「支え手」といった関係を超えて、地域の一員として互いに支え合い、交流することが大切です。

そのため、働く意欲のある障がいのある人が、その能力を最大限に発揮して、やりがいのある仕事に従事できるよう、関係機関と連携しながら雇用・就業の促進に取り組むとともに、経済的負担の軽減等により、障がいのある人の経済的自立を支援します。

また、生涯を通じて地域活動やスポーツ、文化芸術活動等の社会活動への参加を支援し、生きがいをもって暮らせる地域づくりを推進します。

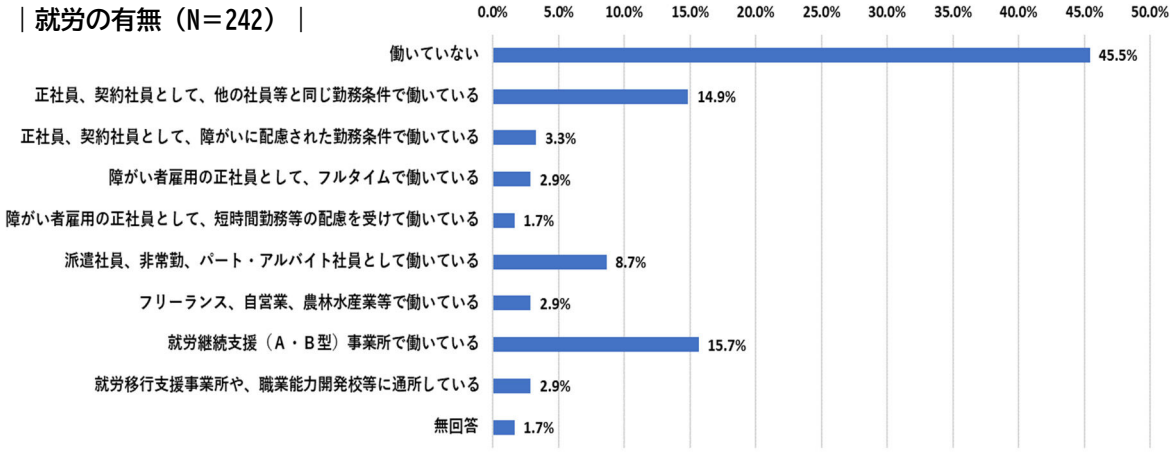
現状・課題

魚津公共職業安定所（ハローワーク魚津）管内における障がい者雇用の現状は、特に精神障がいのある人の雇用が増加しています。また、法定雇用率を達成している企業の割合が増加するなか、国においては、令和6（2024）年4月以降、段階的に法定雇用率の引上げと雇用義務の対象となる企業の規模の引き下げを行っており、障がいのある人の就労を支援する制度面の整備が充実してきています。

アンケート調査では、回答者の45.5%の人が「現在働いていない」と回答していますが、いずれの障がい種別においても、今後収入を得る（増やす）ために「働きたい」、「配慮や支援があれば働きたい」と回答した人の割合が高くなっています。また、いずれの障がい種別においても、障がいのある人の就労に必要だと思う支援として、「職場内に障がいに対する理解があること」と回答しており、その障がい特性に応じて、必要な配慮や支援を受けながら、自らの能力を最大限に発揮し、生きがいを感じながら働ける労働環境を実現する必要があります。

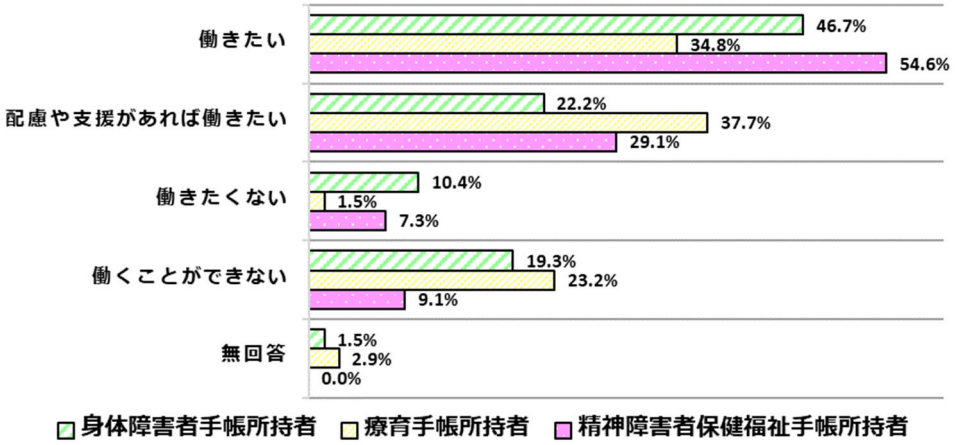
また、外出頻度においては、「ほとんど外出しない」と約1割の人が回答しており、「どのような活動に参加しているか」との問いでは、いずれの障がい種別においても、「行ったことはないし、興味もない」と回答した人の割合が高くなっています。市では、障がいのある人の社会参加と理解促進を図るため、学校教育、生涯学習、スポーツ交流等の様々な場面で、障がいのある人とない人が共に参加し、活動する機会の提供に努めてきましたが、真の共生社会の実現に向けて、より一層の取組を推進する必要があります。

｜就労の有無（N＝242）｜



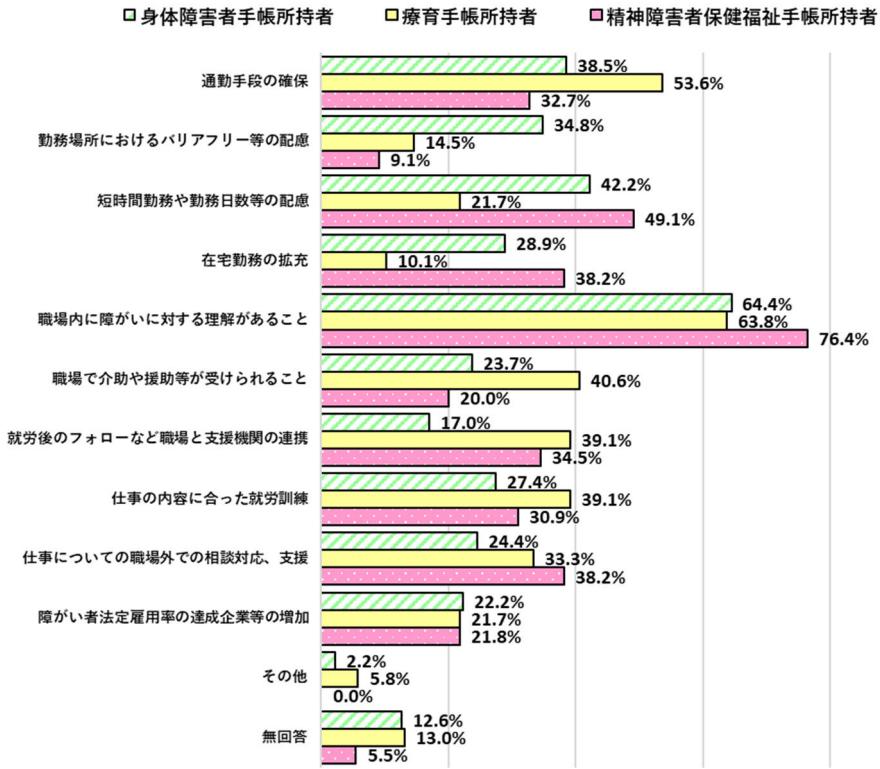
資料：「アンケート調査」

｜今後、収入を得る（増やす）ために働きたい人の割合（N＝242）｜



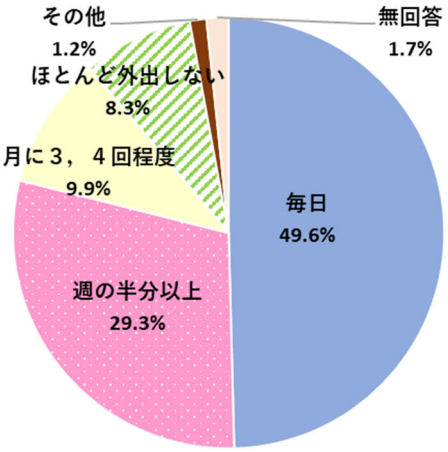
資料：「アンケート調査」

｜障がいのある人の就労に必要だと思う支援　※複数回答（N＝242）｜



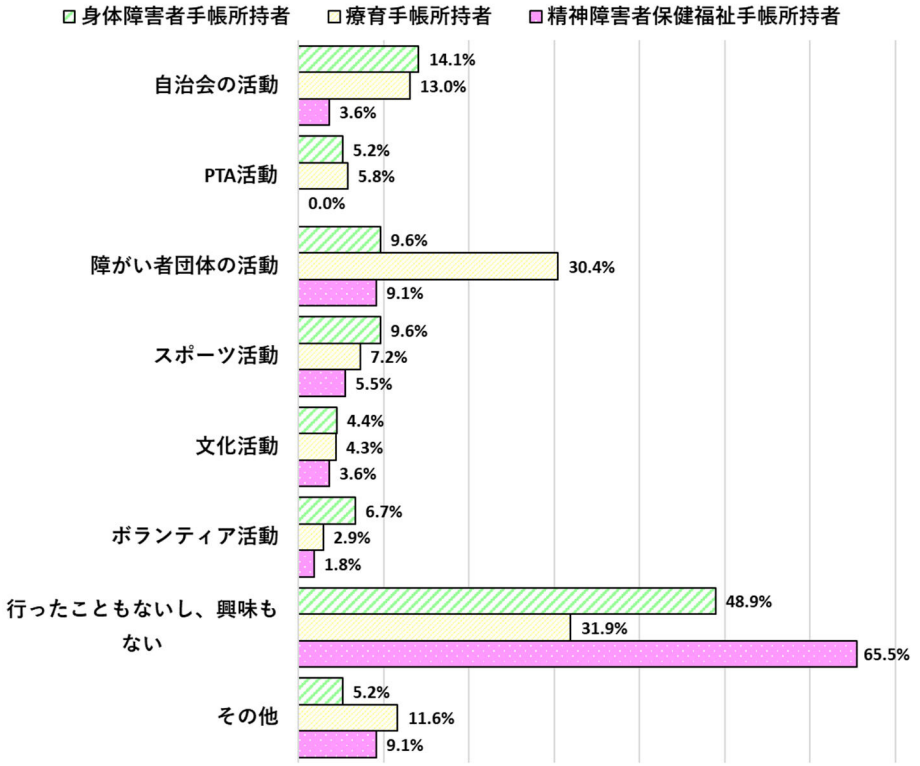
資料：「アンケート調査」

｜外出頻度（N＝242）｜



資料：「アンケート調査」

｜現在参加している活動の種類　※複数回答（N＝242）｜



資料：「アンケート調査」

｜評価指標と目標値

評価指標	基準値 令和7年度 （2025 年度）	目標値 令和 12 年度 （2030 年度）
障害者優先調達推進法に基づく就労支援事業所等からの優先的な物品等の調達額	10,261,487 円 （令和6年度）	10,774,000 円
障がい者スポーツ大会への出場者数	実人数 23 人	実人数 30 人
障がい者アート展への出展者数	実人数 194 人	実人数 220 人

施策区分Ⅰ　雇用・就労の促進、経済的自立の支援

【取組の方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を維持するためには、経済的な自立が重要です。そのため、働く意欲のある障がいのある人が、その能力を最大限に発揮して、やりがいのある仕事に従事できるよう、関係機関と連携しながら、個々の就労意欲と障がい特性に応じた適切な就労支援を行います。また、事業主に対する障がい者雇用の理解促進と就労定着に向けた支援を推進します。

さらに、企業や福祉事業所等に雇用されることが困難な障がいのある人に対して、経済的基盤を安定させる各種年金や手当等に関する周知と活用の促進に努めます。

（1）就労の支援

●障がいのある人を対象とする就労支援に関する情報の広報・啓発活動の推進

・公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関等と連携して障がい者雇用に関する理解促進（障がい者に対する差別禁止、相談支援体制の整備、合理的配慮の提供義務）と、法定雇用率の達成に向けた啓発活動を推進します。

・職場内で精神・発達障がいのある同僚を見守る、精神・発達障害しごとサポーターの養成講座の情報提供と、活動支援に努めます。

・県の「障害者チャレンジトレーニング事業」による短期就業体験の周知と利用促進に努めます。

・障がいのある人を一定期間試行雇用する障害者トライアル雇用の周知と利用促進に努めます。

・事業所に対して、障がい者雇用に関する各種助成制度や支援制度の普及啓発に努めます。

・障がい者合同企業面接会等の雇用に関する情報提供に努めます。

●相談・就労支援体制の強化

・障害者就業・生活支援センター等と連携して就労相談と就労支援の充実を図ります。

・特別支援学校と連携して高等部の生徒に対する就労相談、就労支援の充実を図ります。

・富山県技術専門学院新川センター等と連携して障がいのある人の職業訓練の促進に努めます。

●就労の場の拡充

・県の「農福連携コーディネーター」の活用等により、農業分野と福祉分野のマッチングの支援を行い、就労先の充実を図ります。

・特別支援学校の高等部の生徒を対象に、黒部市役所における職場体験の受入れを実施します。

●就労後の定着支援の強化

・ジョブコーチ（職場適応援助者）の活用等により、就労後における支援機関と連携した継続的なフォロー体制を推進します。

・障害者就業・生活支援センターや就労定着支援事業所による、継続的なフォロー体制の強化を図ります。

・障害者就業・生活支援センター等と連携して企業と就労支援事業所の職員が互いに連携し、知識やスキル等を学び合う機会の確保に努めます。

●一般就労が困難な障がいのある人に対する支援の充実

・障がいのある人及びその家族に対して、ニーズに合わせた福祉的就労に関する情報提供の充実を図ります。

・障がい特性やニーズに応じた福祉的就労（就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A、B型）、就労定着支援）の充実に努めます。

●市における障がい者雇用の推進

・「障害者雇用促進法」に基づき、市及び教育委員会における障がい者雇用を積極的に進め、本人からの申し出に応じた合理的配慮の適切な提供・実施に努めます。

（2）就労支援事業所等への支援

●優先調達方針の推進

・市が調達する役務や物品について「障害者優先調達推進法」に基づき、障がいのある人を多数雇用する事業所や就労支援事業所等への優先的な発注の拡大に努めます。

・市等のイベントを通じて役務の提供や製品の販売により、役務や製品の販路の確保・拡大に努めます。

・市内の就労支援事業所等の事業活動等を紹介し、就労支援事業所等の理解促進に努めます。

●工賃の向上の推進

・市内の就労支援事業所等の提供する物品や役務の紹介と販路拡大の支援等により、工賃の向上に努めます。

・県の「農福連携コーディネーター」の活用等により、農業分野と福祉分野のマッチングの支援を実施し、農福連携事業の推進及び工賃の向上に努めます。

｜障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス｜

	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	就労選択支援
事業概要	①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援 ②求職活動に関する支援 ③その適性に応じた職場の開拓 ④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援	①雇用契約の締結等による就労の機会の提供 ②生産活動の機会の提供 ③その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援	①雇用契約の締結等によらない就労の機会の提供 ②生産活動の機会の提供 ③その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援	①障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整 ②障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援	①障害者本人が就労能力や適性を客観的に評価するとともに、本人の強みや課題を明らかにし、就労に当たって必要な支援や配慮を整理 ②就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援 ③事業者等との連絡調整
利用期間	2年（最大1年の更新可能）	制限なし	制限なし	3年	原則1か月（最長2か月）
対象者	・企業等への就労を希望する者（原則65歳未満であること） ・通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者（原則65歳未満であること） ①移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ④通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者 ①就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ②50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者 ④通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者	・就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者 ・現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者 （※別表）

（※別表）

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者

（3）生活の自立に向けた支援

●年金・共済・手当の支給

・各種障害者手帳の交付等の機会を通じて、公的年金制度や富山県心身障害者扶養共済制度、特別障害者手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉金等の各種給付制度に関する情報を提供し、その活用及び申請手続を支援します。

●税や公共料金等の減免

・税等の各種減免制度や、公共施設の利用料の割引に関する情報を提供し、その活用及び申請手続を支援します。

●交通費・利用料の負担軽減

・福祉タクシー・ガソリン共通券の交付や、通学、通所費に係る費用の助成を行います。

・公共交通機関や民間企業等が実施している運賃、利用料の割引に関する情報を提供し、その活用及び申請手続を支援します。

●その他

・医療費助成制度等、低所得者に対する障害福祉サービスにおける利用者負担の無償化の周知を実施します。

・「生活福祉資金貸付制度」等の情報を提供し、その活用及び申請手続を支援します。

施策区分２ 社会参加活動の推進

【取組の方向性】

障がいのある人が地域の一員として、地域活動に参加したり、スポーツや文化芸術活動等に参加したりすることは、心身の健康増進と生活の質の向上につながります。また、こうした活動を通して障がいのある人とない人が交流することで、心のバリアフリーの促進が期待されます。

そのため、障がいのある人とない人が、日常的にスポーツや文化芸術活動に親しみ交流できる機会の拡大と社会活動への参加に必要な支援の提供に努めます。

また、障がいのある人の当事者団体等の活動を支援することで、障がいのある人の社会参加を支援します。

（１）スポーツ活動や文化芸術活動の振興

●障がい者スポーツ活動や文化芸術活動の広報・普及促進

・スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動に関する情報提供の充実に努め、参加と交流機会を促進し、普及啓発に努めます。

・県や連携してパラスポーツ指導員や障害者スポーツ審判員の養成講座の情報提供に努めます。

●イベントの開催、イベント開催時の支援

・関係機関、各種団体等と連携してカーター記念黒部名水マラソン、障がい者アート展、ティータイムコンサート等、スポーツ活動や文化芸術活動を実施します。

・障がいの有無にかかわらず参加できるスポーツ活動や文化芸術活動の体験会を実施するなど、スポーツ活動や文化芸術活動に触れることのできる機会の創出に努めます。

・市等が主催する行事やイベントにおいて、障がい特性に応じた合理的配慮の提供に努めます。

・障害福祉サービス事業所や各種団体が実施するスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動の紹介や活動を支援します。

●活動への参加の推進

・スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動への参加を推進します。

・全国大会・ブロック大会等に出場する監督・選手に対し、激励費を支給します。

●施設のバリアフリー化等の推進

・スポーツ活動や文化芸術活動施設等におけるバリアフリー化を推進します。

・障がいのある人のスポーツ施設や文化芸術施設の利用に関する減免制度の周知に努めます。





写真：「みらい☆アート 2024」

（2）地域活動への参加の促進

●地域活動の広報活動の推進

・地域活動に関する情報提供に努め、参加機会の確保・充実に努めます。

●合理的配慮の提供

・市等が主催する行事やイベントにおいて、障がい特性に応じた合理的配慮の提供に努めます。【再掲】

●移動手段の確保の推進

・屋外での移動が困難な障がいのある人等に外出のための支援を行う「移動支援事業」、「福祉タクシー・ガソリン共通券給付事業」、「自動車運転免許取得助成事業」、「自動車改造助成事業」等を実施し、移動手段の確保に努めます。【再掲】

・車椅子や杖等、移動に関する補装具、日常生活用具給付事業による、移動手段の確保の推進に努めます。【再掲】

・障害者手帳所持による、公共交通機関や民間企業等が実施している運賃や利用料の割引に関する情報提供を行います。【再掲】

・健康管理や調理技術、金銭管理等、日常生活上で必要となる能力を身に付けるための講習会（生活訓練事業）を開催し、在宅生活や外出時に必要な生活能力の維持、向上を図ります。【再掲】

●コミュニケーション支援の推進

・意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に対し、手話通訳者等の派遣を行う「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」を実施し、コミュニケーション支援の推進を図ります。【再掲】

（3）障がい者団体等の活動支援

●団体等への加入促進の支援

・「障がい者の福祉ガイド」、市のホームページ等で障がい者団体等の活動紹介等を行い、障がい者団体への加入の促進を支援します。

●障がい者団体等の活動支援

・障がいのある人やその家族、地域住民等が悩みを共有したり、情報交換したりする自発的な取組（自発的活動支援事業）を推進します。【再掲】

・障がい者団体等が実施するスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動の紹介や活動を支援します。

・障がい者団体等と協働し、各種研修等の企画、運営、講師の派遣等を実施します。

●団体相互のネットワークづくりの支援

・各障がい者団体のネットワークづくりを支援し、地域課題の抽出や情報共有を図ります。

●意見交換の場の充実

・各障がい者団体と意見交換を行い、制度等について周知するとともに、課題やニーズの把握を行います。



写真：「体験型ワークショップ：すてっぷサポートわんぱく工房」

第５章　計画の推進体制

１ 推進体制について

障がい者施策は、保健・医療・福祉・都市基盤・雇用・教育など幅広い分野にわたることから、各分野に存在する諸課題の解決に向けて連携しながら取組を推進します。

また、市民、企業、関係機関、行政等が適切な役割分担の下、連携と協力を図り、協働して障がい者福祉の向上に努めます。

２ 全庁的な施策の推進

本計画の推進にあたり、庁内関係各部局との連携を強化し、障がい特性に応じた多様なニーズに応えられるよう全庁一体となって各種施策を総合的かつ効果的に推進します。また、必要に応じて障がいのある人やその家族、関係者等の意見を聴取しながら、障がいのある人に寄り添った施策の推進に努めます。

３ 広域的な施策の連携

障がいのある人に必要な支援は、障がい特性に応じて多様であるとともに、高度な専門性を要する場合もあります。そのため、市だけでは対応できない取組や広域的に推進した方が効果的な施策もあります。

そこで、国、県及び新川圏域の2市2町による広域的な連携と協力体制を強化し、施策を推進します。

４ 計画の進捗管理

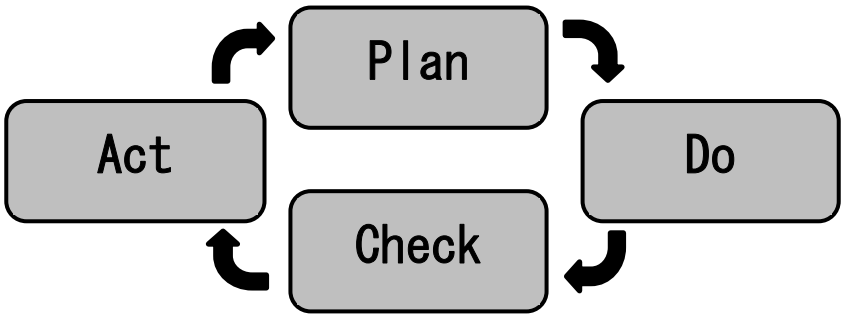
評価指標と目標値の進捗状況を把握し、新川地域自立支援協議会等へ報告し、PDCA サイクルによる施策の進捗管理を図ります。また、障がいのある人を取り巻く社会情勢等の変化があったときは、必要に応じて計画の見直しを行います。

|PDCAサイクルとは|

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施するもの。

業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要となります。

■障がい者計画におけるPDCAサイクルによる施策の進捗管理（イメージ）



計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しをする

巻　末　資　料

◆資料1 黒部市障がい者計画策定経過

年 月 日	内　　容
令和7年　5月1日～ 5月30日	黒部市障がい者計画策定委員会委員の公募及び選定
5月1日～ 5月30日	アンケート調査実施
7月17日	第1回黒部市障がい者計画策定委員会 ・委員の委嘱、委員長選出、副委員長の指名 ・基本理念と施策体系等について
10月28日	第2回黒部市障がい者計画策定委員会 ・黒部市障がい者計画（案）について
12月23日	第3回黒部市障がい者計画策定委員会
令和8年　1月23日～ 2月24日	パブリックコメントの実施
3月31日	黒部市障がい者計画策定・公表

◆資料2 黒部市障がい者計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく黒部市障がい者計画の策定に関し必要な事項を検討するため、黒部市障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討する。

(1) 黒部市障がい者計画の策定に関すること。

(2) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 福祉事業・団体の関係者

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市民から公募した者

(5) 前4号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画策定に係る事項の協議が終了する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（報告）

第7条 委員長は、第2条に掲げる所掌事項の協議検討結果を市長に報告するものとする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

◆資料3 黒部市障がい者計画策定委員会名簿

区　分	役　　職	氏　名
委員長	黒部市小学校校長会 代表	藤田 美智子
副委員長	社会福祉法人新川むつみ園 園長	白又 康宏
	社会福祉法人くろべ福祉会 相談支援事業所らいとはうす 管理者	山本 登志美
	社会福祉法人せせらぎ会 せせらぎハウス黒部 サービス管理責任者	川田 多紀子
	黒部市身体障害者協会 事務局長	中村 早苗
	黒部市手をつなぐ育成会 会長	中川 律子
	ほほえみ家族会 会長	小島 志保子
	黒部市社会福祉協議会 事務局長	長田 行正
	黒部市民生委員児童委員協議会 会長	中田 美智子
	新川厚生センター 主幹・保健予防課長	亀山 敦子
	魚津公共職業安定所 統括職業指導官	片口 裕美
	公募委員	吉野 豊明
	公募委員	木下 陽子
	公募委員	高倉 健二

◆資料4 障がい者施策に関する制度改正等の主な経緯

年 月	事項・内容
平成23年6月	「障害者虐待防止法」成立 ①障がいのある人に対する虐待の防止 ②発見者の市町村への通報義務 ③市町村長の立入調査 ④市町村障害者虐待防止センターの設置 ⑤都道府県障害者権利擁護センターの設置等
平成23年7月	「障害者基本法の一部を改正する法律」成立 1.総則関係 ①目的規定の見直し（障害の有無にかかわらず個性と人格を尊重する社会の実現等） ②障がい者の定義の見直し（「社会モデル」の考え方、「制度の谷間」のない包括的な定義） ③基本理念の見直し（基本的人権の享有主体としての尊厳、生活を保障される権利等） ④「差別の禁止」に関する条文の新設等 2.基本的施策関係 医療・介護、教育、療育、就労、住宅、公共的施設のバリアフリー化、防災・防犯など、障がいのある人の暮らしに関する分野の基本的な取組の方向性を示すもの 3.障害者政策委員会等 国に障害者政策委員会を設置し、施策の実施状況を監視等
平成24年6月	「障害者優先調達推進法」成立
平成24年6月	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」成立 ①題名：「障害者自立支援法」⇒「障害者総合支援法」 ②改正障害者基本法を踏まえた「目的規定」の改正と「基本理念」の創設 ③障がい者の範囲に「難病等」を追加（平成25年4月施行） ④「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める（平成26年4月施行） ⑤ケアホームとグループホームの一元化（平成26年4月施行） ⑥重度訪問介護の対象拡大（平成26年4月施行）等
平成25年6月	「障害者差別解消法」成立（平成28年4月施行） ①差別を解消するための措置（差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止） ②差別を解消するための支援措置（相談・紛争解決の体制整備、普及・啓発活動の実施など）
平成25年6月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立 ①雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務 （平成28年4月施行） ②法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を追加（平成30年4月施行）等
平成25年6月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」成立 ①精神障がい者の医療に関する指針の策定　②保護者制度の廃止 ③医療保護入院における入院手続等の見直し（保護者の同意要件を外し、家族等のうちのいずれかの者の同意を要件とする）等

平成26年1月	「障害者の権利に関する条約」批准
平成26年2月	「障害者の権利に関する条約」締結
平成26年5月	「難病の患者に対する医療等に関する法律」成立（平成27年1月施行） ・難病に係る医療その他難病に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を策定
平成26年12月	「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」成立（平成28年4月施行） ①障がいを理由とする差別に関する相談体制や紛争解決体制の整備 ②富山県障害者差別解消ガイドラインの策定
平成28年4月	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」成立（平成28年5月施行） ・成年後見制度の利用の促進に関する基本理念、基本方針を定め、国等の責務を規定
平成28年5月	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」成立（平成28年8月施行） ・個別の教育支援計画の作成や就労定着に向けた支援、情報共有の促進など教育・就労・権利利益の擁護等に関する支援を規定
	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」成立（平成30年4月施行） ①新たなサービスの創設（自立生活援助、就労定着支援等） ②高齢者の介護保険サービスの円滑な利用の促進（利用者負担の軽減） ③障がい児を対象としたサービスの創設（居宅訪問型児童発達支援）等
平成29年2月	「ユニバーサルデザイン2020行動計画」策定 ・「心のバリアフリー分野」と「ユニバーサルデザインの街づくり分野」を推進
平成30年3月	「障害者基本計画（第4次）」閣議決定
	「富山県第5期障害福祉計画（第1期障害児計画）」策定
	「富山県手話言語条例」成立（平成30年4月施行）
平成30年5月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）の一部を改正する法律」成立（平成30年11月施行） ①基本理念を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化 ②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
平成30年6月	「障害による文化芸術活動の推進に関する法律」（障害者文化芸術活動推進法）の交付、施行 ・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 ・地方公共団体に「障害者による文化芸術活動の推進関する基本的な計画」策定の努力義務
令和元年6月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の交付、施行 ・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進 ・地方公共団体に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」策定の努力義務

◆資料5 アンケート調査結果

1 調査の概要

(1)調査の目的

障害者手帳所持者を対象に、アンケート調査を実施し、障がい福祉に関する意見や意向を把握し、計画策定や今後の施策を推進する基礎資料とすることを目的とする。

(2)調査の設計

調査対象者 黒部市内の障がい児・者(身体・知的・精神)

標本数 500 人

調査期間 令和7年5月1日～令和7年5月 30 日

調査方法 郵送法 Web 回答

(3)回収結果

回収数 242 人

回収率 48.4%

(4)調査の見方

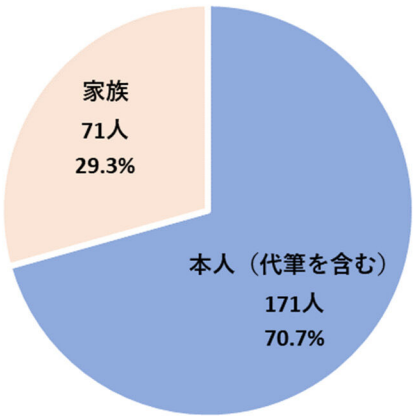
・結果は百分比で表示し、小数第2位を四捨五入した。したがって個々の比率の合計と全体を示す数値とは一致しないことがある。

・図表中に「N」と記してあるのは、質問に対する回答者総数で、回答比率(%)が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。

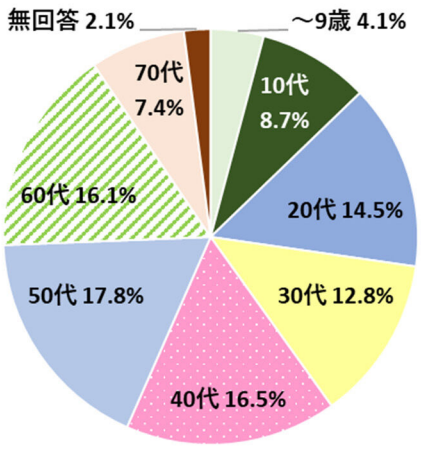
・1つの質問に対して2つ以上の回答(複数回答)を求めた場合の回答比率は、回答数の合計を回答者数(N)で割った比率であり、その値は 100.0%を超える。

2 調査対象者の特性

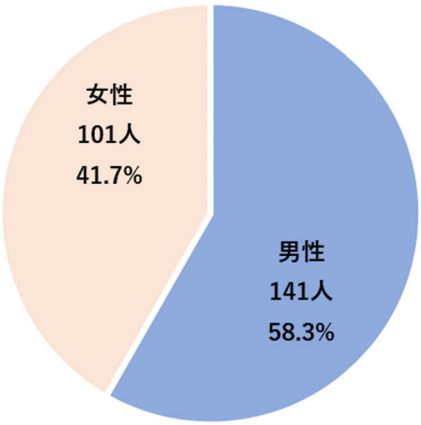
問1.回答者の属性(N=242)



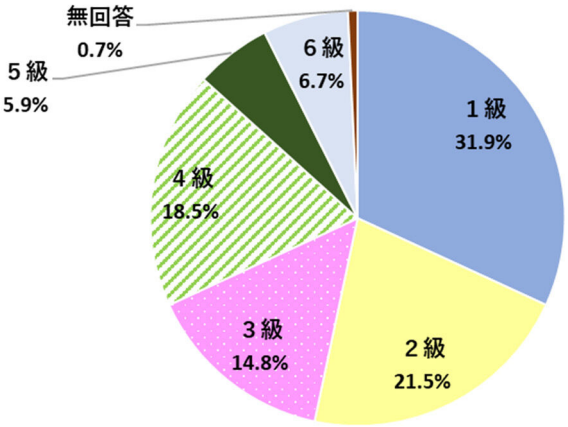
問2.年齢区分(N=242)



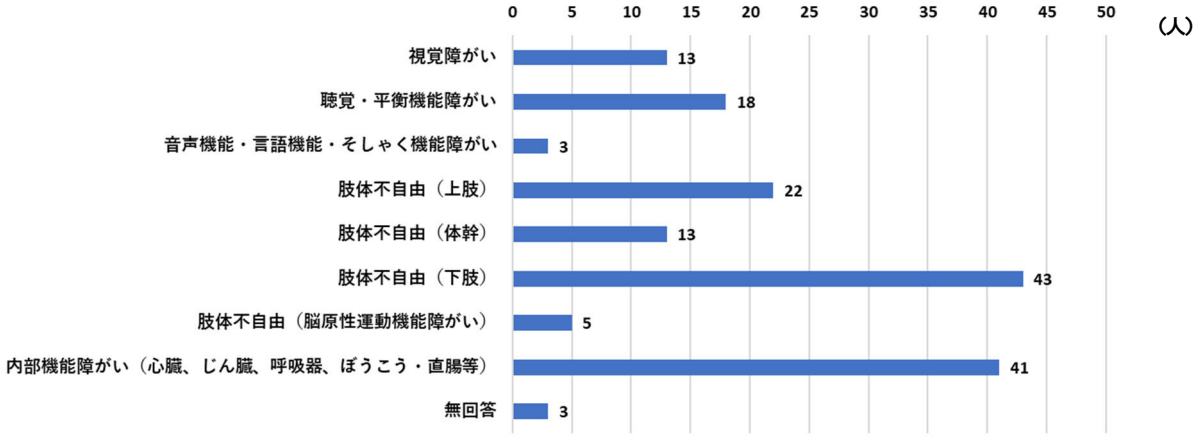
問3. 性別 （N=242）



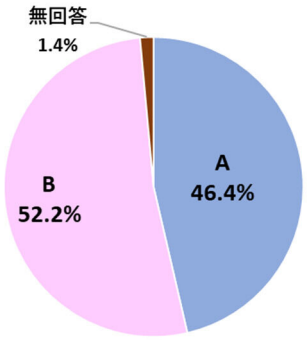
問4-1. 身体障害者手帳の等級（N=135）



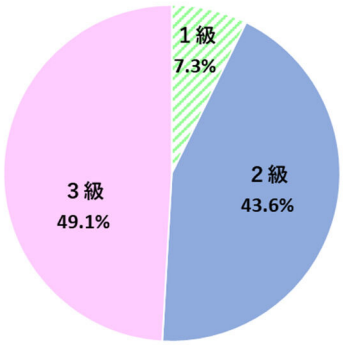
問4-2. 身体障害者手帳の部位 ※複数回答（N=135）



問4-3. 療育手帳の等級（N=69）

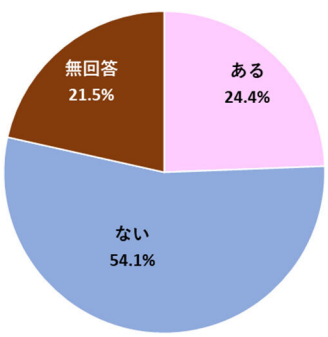


問4-4. 精神障害者保健福祉手帳の等級（N=55）

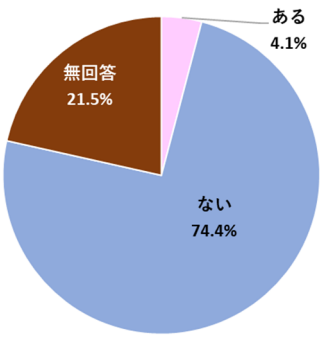


問5. あなたは、発達障がい、高次脳機能障がいがあると診断されたことがありますか。（N=242）

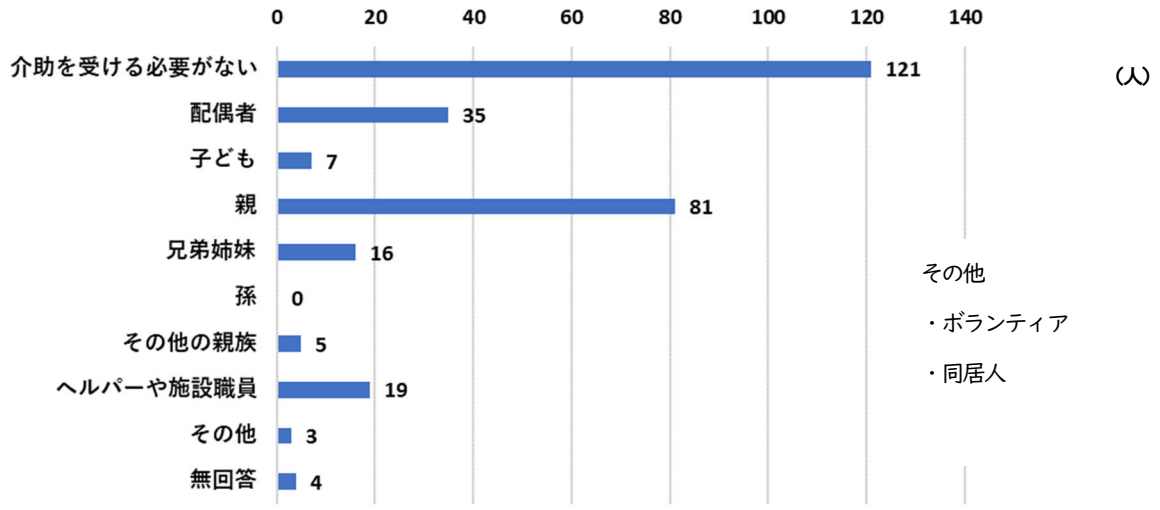
発達障がい



高次脳機能障がい



問6.あなたを主に介助している人はどなたですか。(最大3つまで) (N=242)

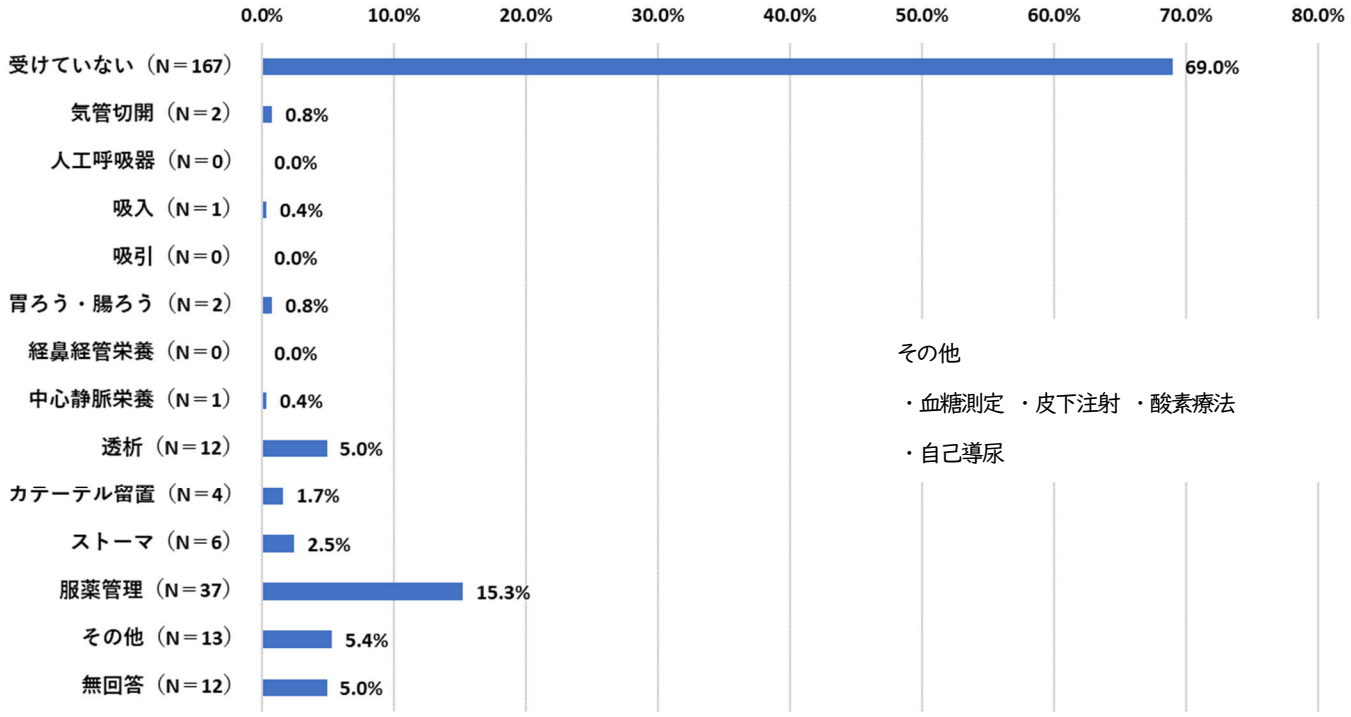


3 医療について

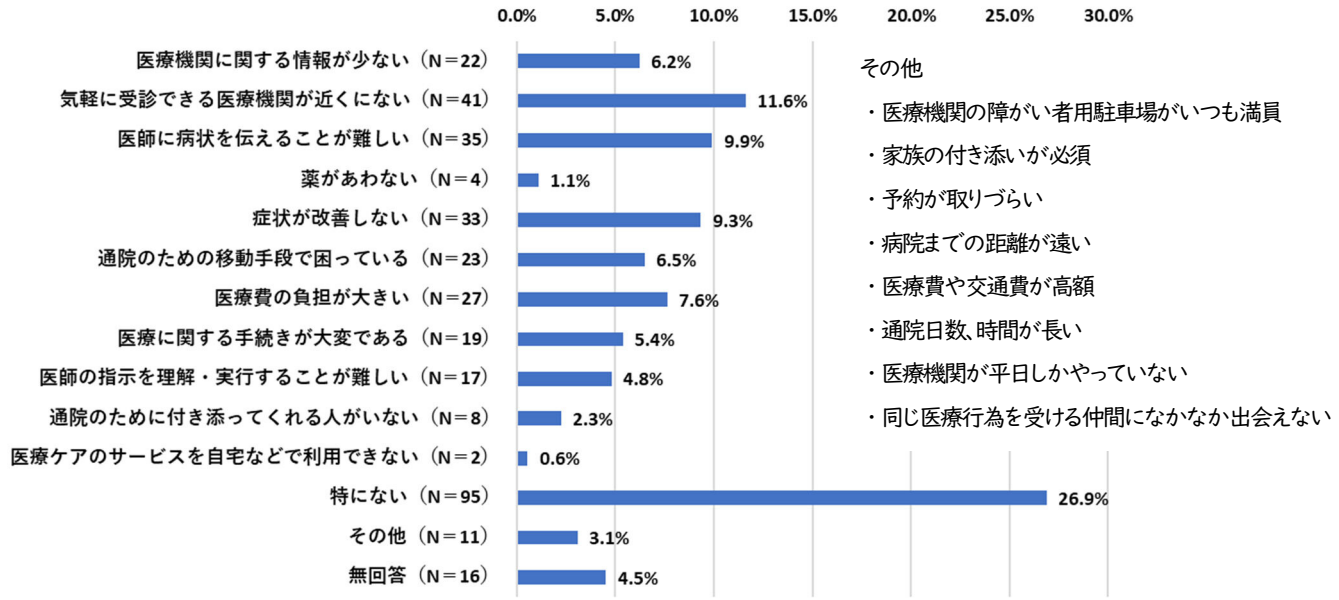
問7.あなたは現在、次の医療費の支給認定を受けていますか。(N=242)

項目	受けている(人)	%
更生医療	18	7.4%
育成医療	1	0.4%
精神通院	49	20.2%
特定医療費(指定難病)	22	9.1%
小児慢性特定疾病医療費	4	1.7%

問8.現在あなたが受けている医療的ケアをお答えください。※複数回答(N=242)

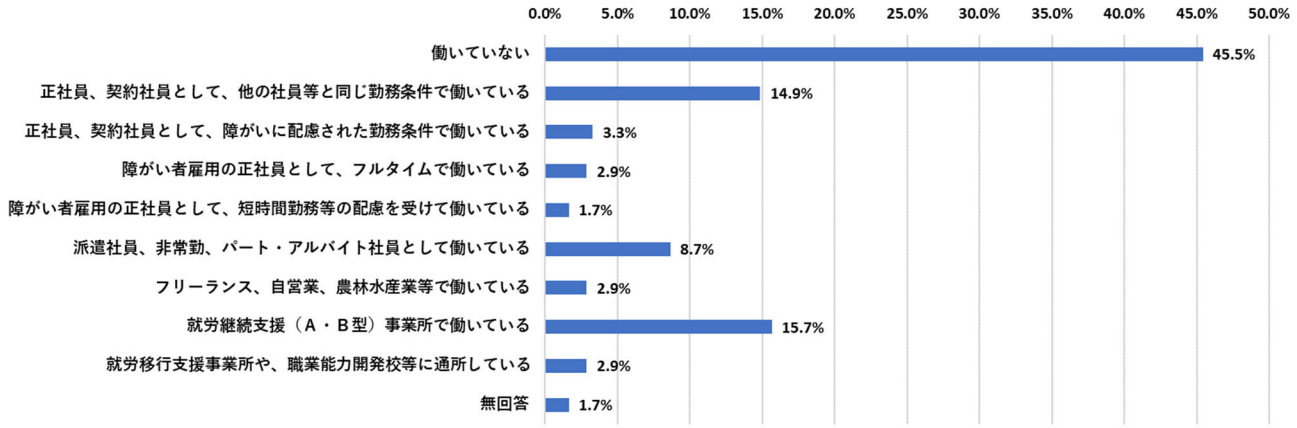


問9. 医療に関して困っていることはありますか。※複数回答（N=242）

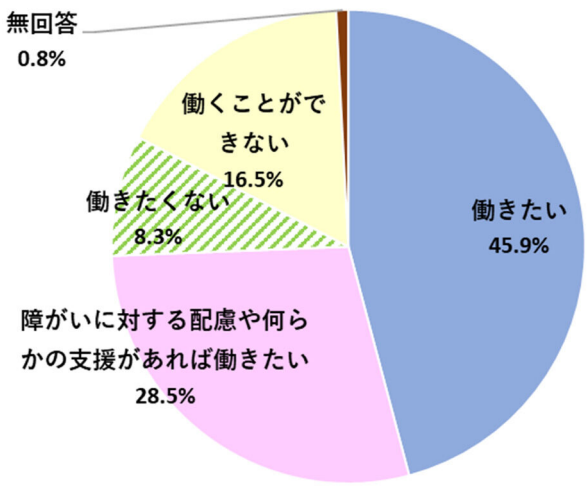


4 仕事について

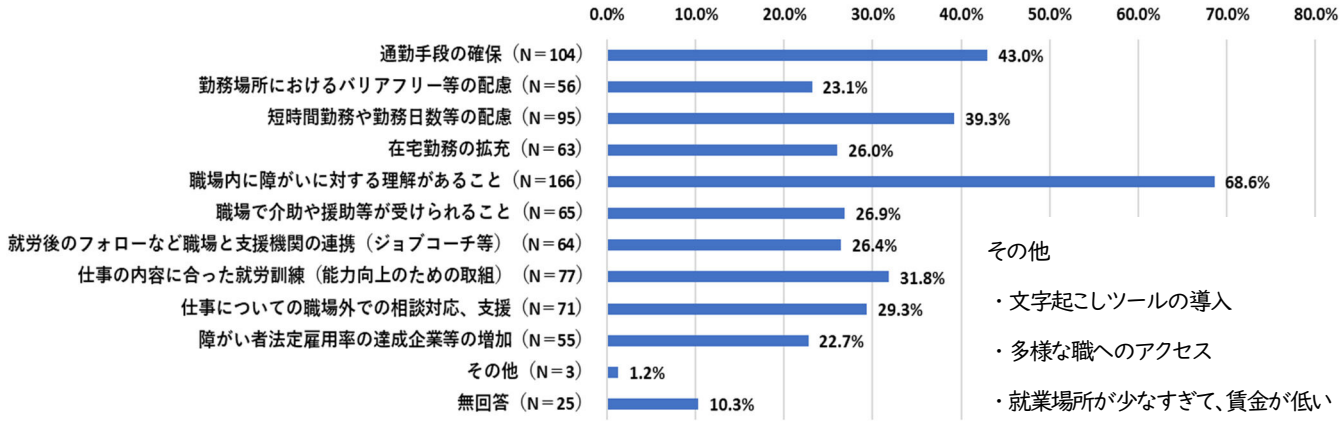
問 10. あなたは現在、どのような勤務形態で働いていますか。（N=242）



問 11. あなたは今後、収入を得る（増やす）ために働きたいと思いますか。（N=242）



問12.あなたは、障がいのある人の就労について、どのような支援が必要だと思いますか。※複数回答（N=242）



その他

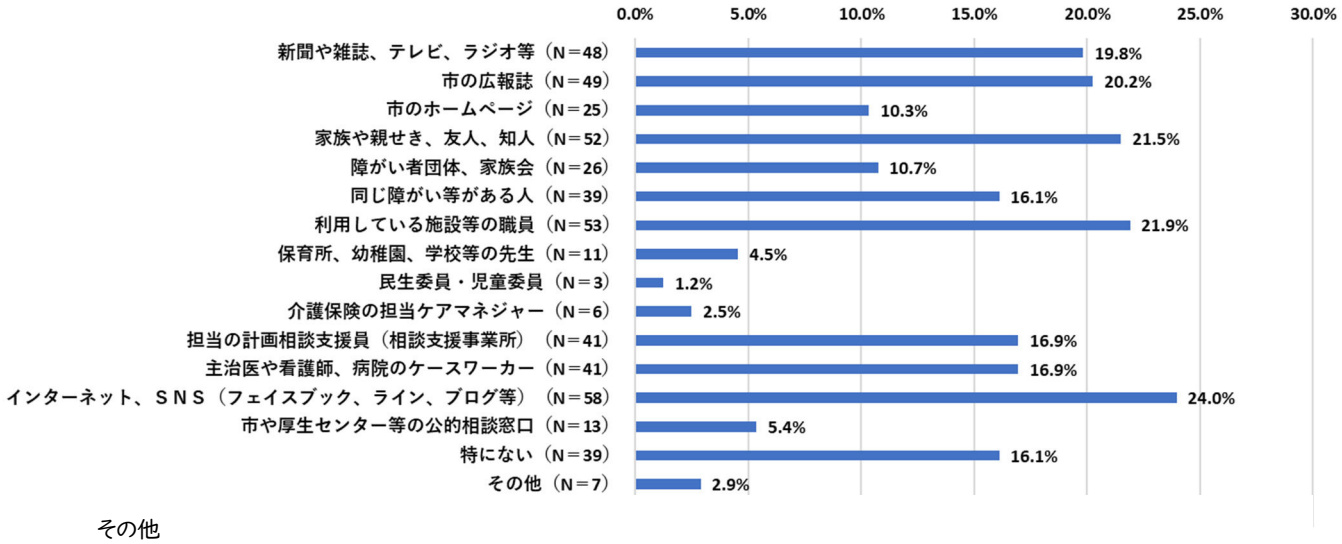
・文字起こしツールの導入

・多様な職へのアクセス

・就業場所が少なすぎて、賃金が低い

5 情報・相談について

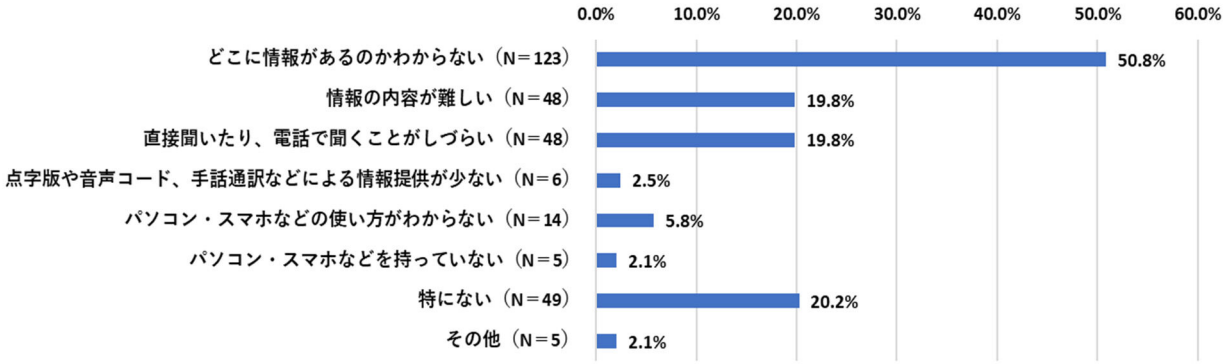
問13.あなたは、障がいのことや福祉サービス等に関する情報をどこから得ることが多いですか。※複数回答（N=242）



その他

・病院、病院のヘルパー　・どこからも得ることができない　・障がい者スポーツ大会等　・ハローワーク

問14.情報を入手する時に困ることは何ですか。※複数回答（N=242）

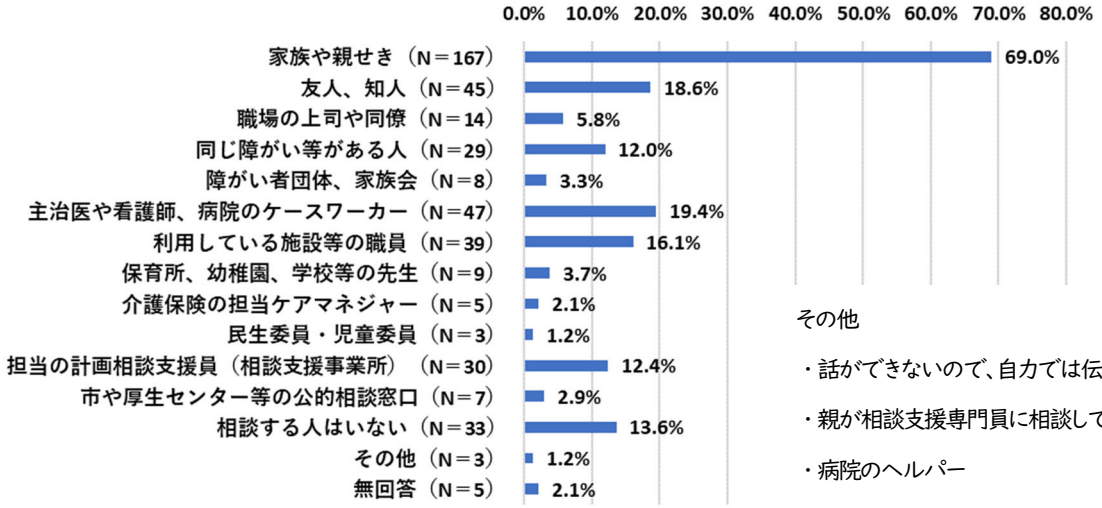


その他

・何を聞いてよいか分からない　・情報が少ない　・本人は分からないので、親が情報を入手している　・知りたいことが出てこない

・相談員が情報に精通しておらず、自力で情報収集しないといけない　・自分の障がいに該当する情報が少ない

問15.あなたは困ったことや将来の心配について、どなたに相談していますか。※複数回答（N=242）



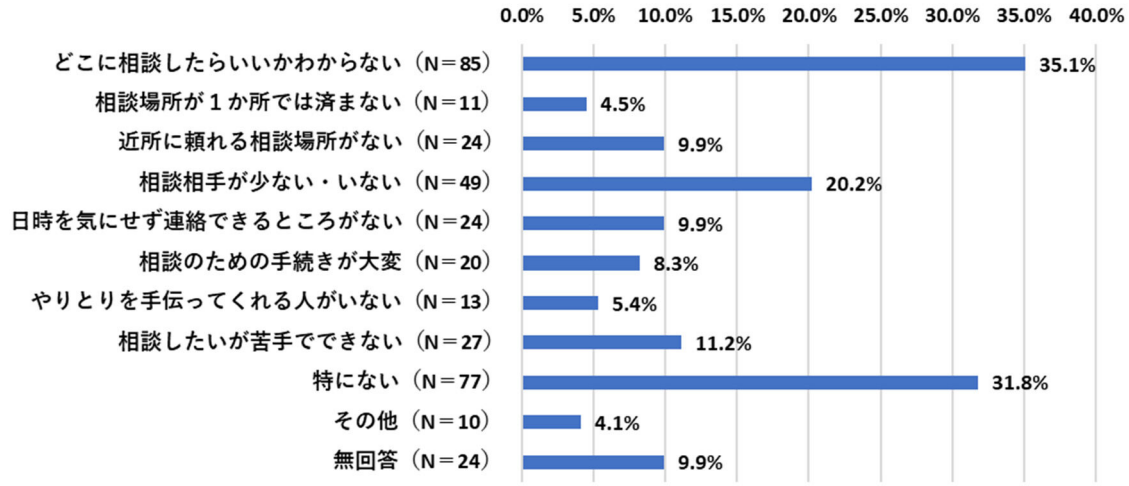
その他

・話ができないので、自力では伝えることができない

・親が相談支援専門員に相談している

・病院のヘルパー

問16.あなたが相談したい時に困ることは何ですか。※複数回答（N=242）



その他

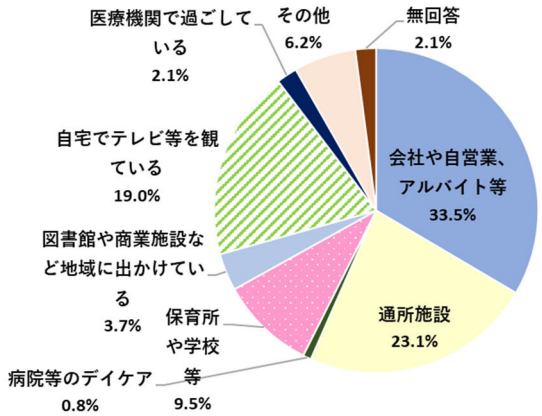
・本人は話せないので、伝えることができない　・病院以外で手軽に相談に乗ってもらえるような場所があれば助かる

・親が間に入っている　・セカンドオピニオンを取れない　・結論が出たとしても実行が難しい

・プライベートなことを相談してよいかわからない　・市役所や医療機関が平日だけのため、仕事を休む必要がある

6 外出・社会参加について

問17.あなたは、日中の生活を主にどのように過ごしていますか。（N=242）

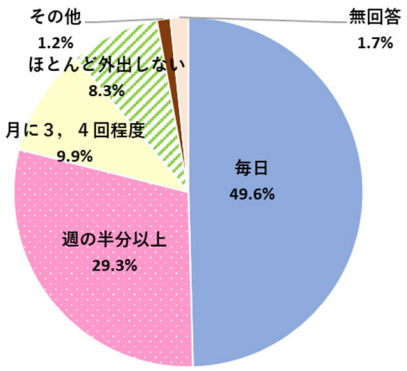


その他

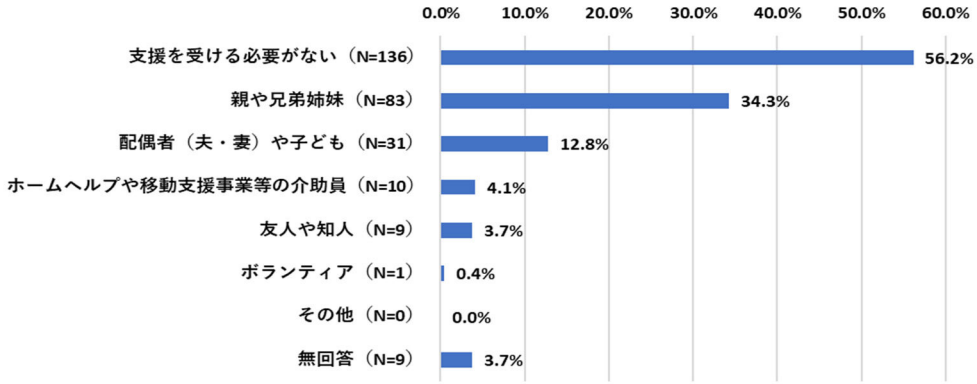
・家事　・趣味　・テレビやラジオ　・畑仕事

・子育て　・就職活動　・読書　・ゲーム

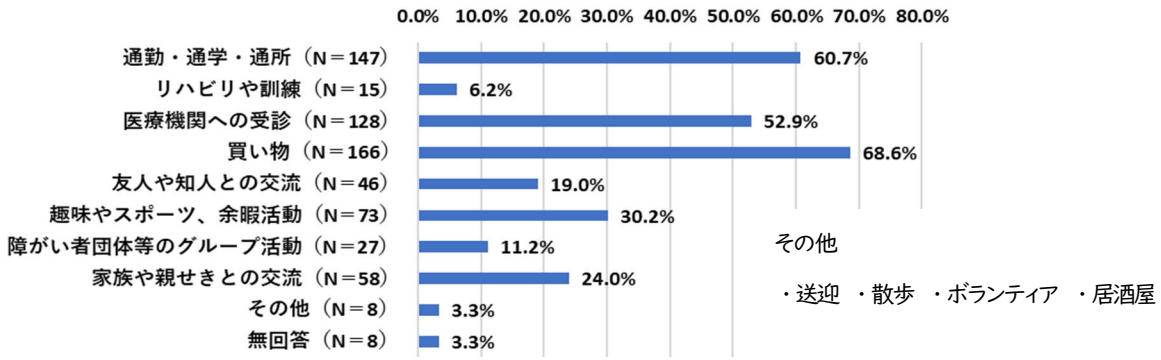
問 18.あなたは、どれくらいの頻度で外出しますか。(N=242)



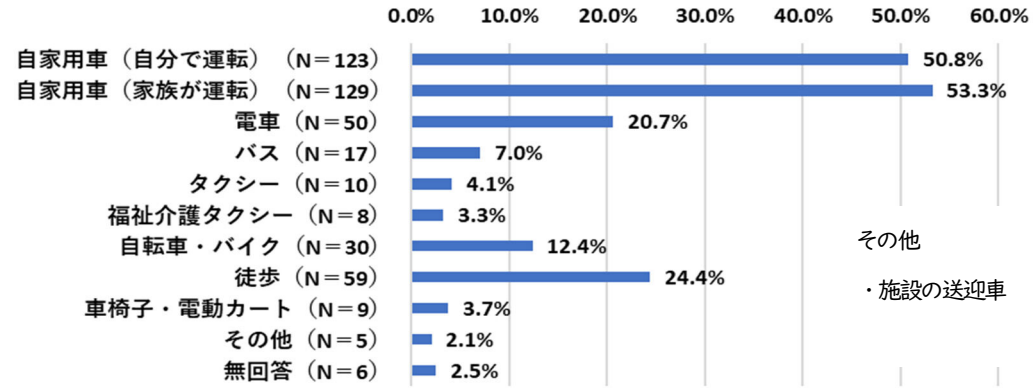
問 19.あなたは、外出する際にどなたかの支援を受けていますか。※複数回答(N=242)



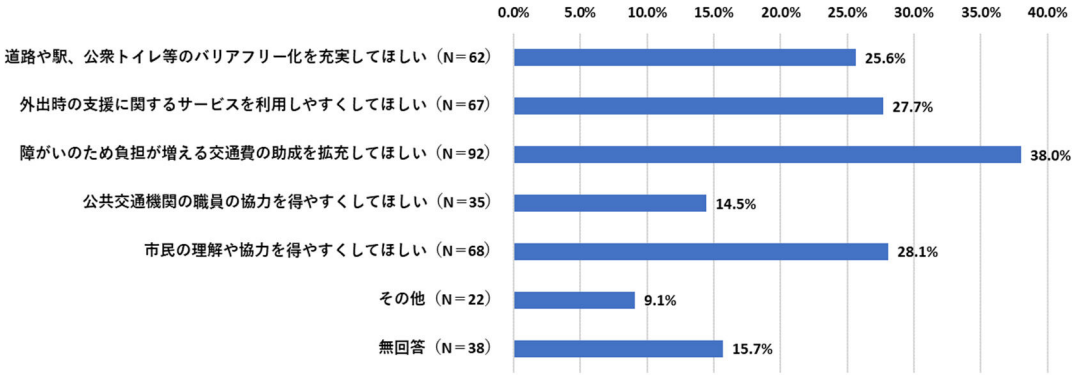
問 20.あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。※複数回答(N=242)



問 21.外出する時の交通手段は何ですか。※複数回答(N=242)



問 22.あなたが外出しやすくなるために改善して欲しいことは何ですか。※複数回答（N=242）



その他

・自分で車を運転する回数が減らせると嬉しい　・大人のオムツ交換ができるトイレがほしい

・障がい者用駐車場の増と屋根の設置　・ガソリン代が安くなって欲しい

・パニックを起こしたときに息子の面倒を見てほしい　・バスの時刻、本数、明示等の充実、安全確保

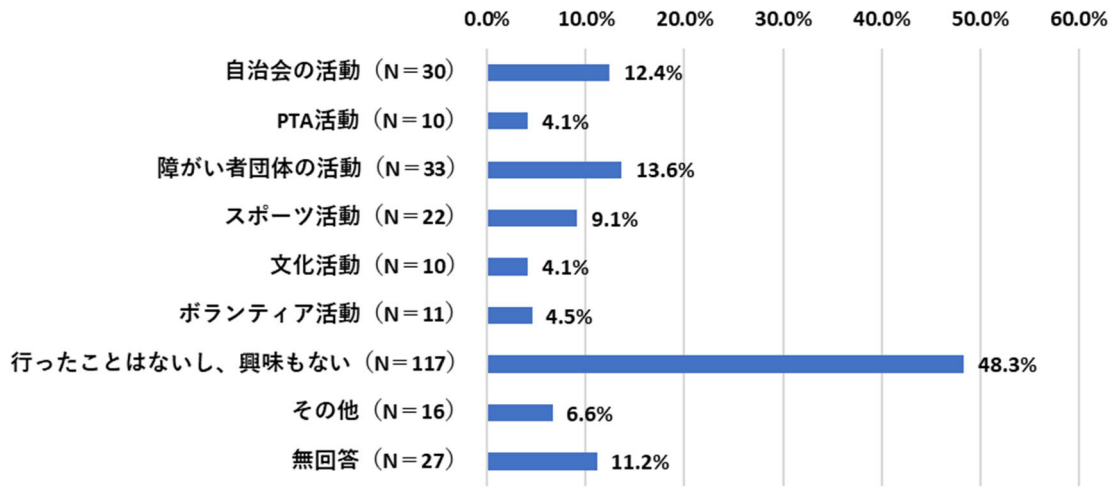
・歩道が狭い　・あいの風鉄道の乗り継ぎ時間が合わない　・障がい者用のトイレが増えて欲しい

・障がい者ができる競技（モルック・ボッチャ等）の開催　・月 1 回宣伝活動も SNS に流す

・飲食店などは入口と客席、トイレ、接客などでウェルカムな体制が取られるべき

・商業施設等施設整備に伴う助成

問 23.あなたは現在、どのような活動に参加していますか。※複数回答（N=242）



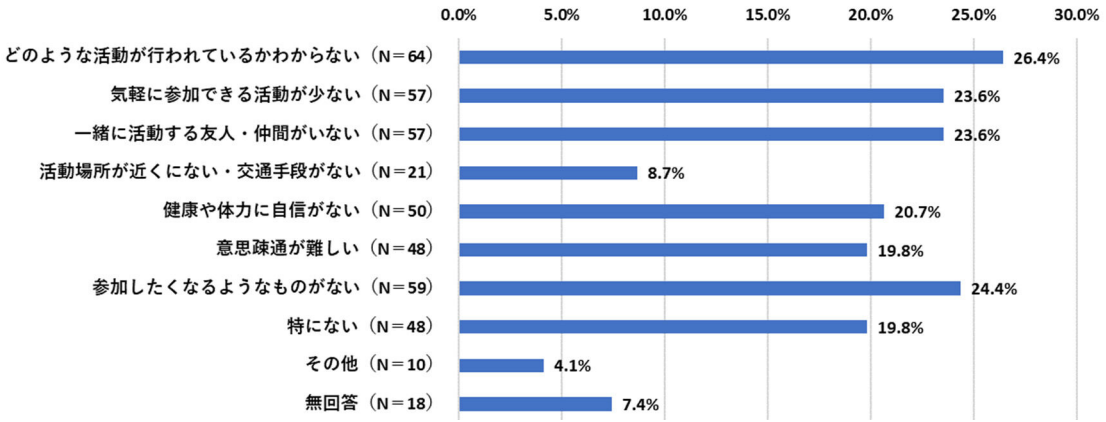
その他

・通所施設の行事　・音楽鑑賞

・こだわりが強く外出できない

・宗教活動

問 24.あなたが地域で行われている行事や余暇活動に参加しようとした場合、妨げになることはありますか。
※複数回答（N=242）



その他

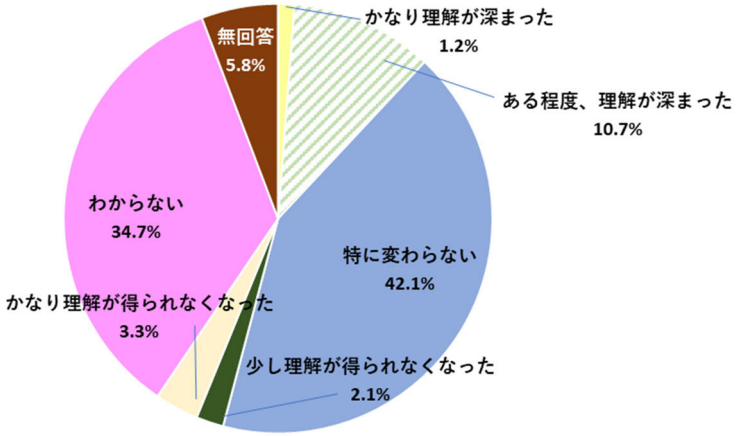
・平日で参加できない　・病状や状態のために参加できない　・一人では参加できない

・地域の活動に一切かかわらないという選択肢がない　・気管切開のため水源を使うイベントには参加できない

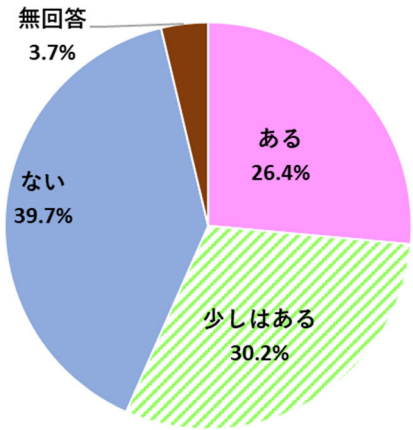
・病気のことに対して隠さなければならないこと、移動が妨げになっている　・毎年変わらない内容でつまらない

7 権利擁護について

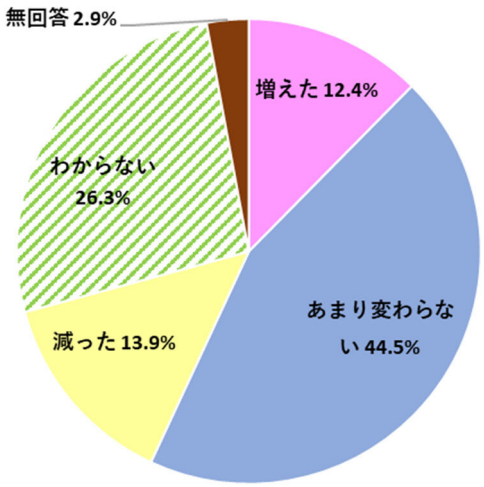
問 25.あなたは、障がいに対する市民の理解度について、この5年間で変化があったと思いますか。(N=242)



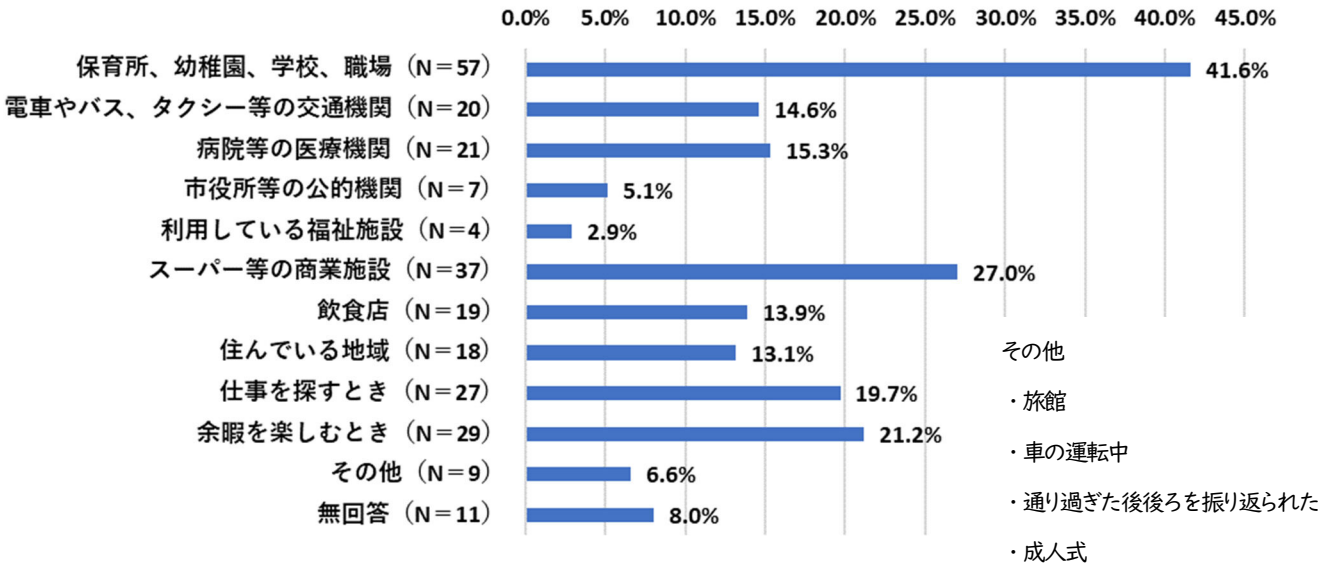
問 26-1.あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。(N=242)



問 26-2.問 26-1 で「1.ある」「2.少しはある」と回答された方にお聞きします。この5年間で差別や嫌な思いをする回数に変化はありましたか。(N=137)



問 26-3.問 26-1 で「1.ある」「2.少しはある」と回答された方にお聞きします。どのようなところで差別や嫌な思いをしましたか。※複数回答(N=137)



その他

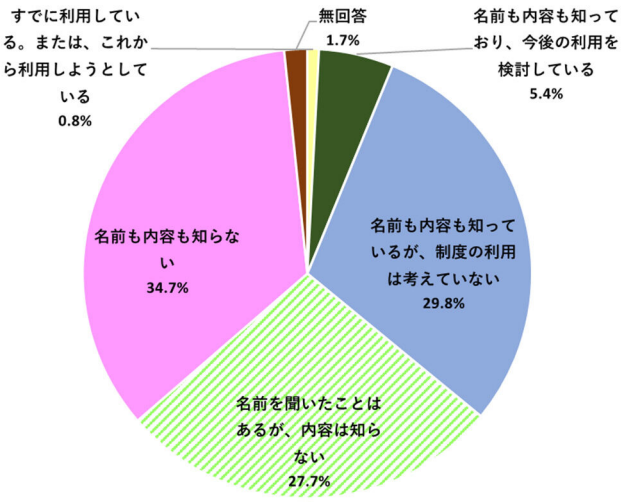
・旅館

・車の運転中

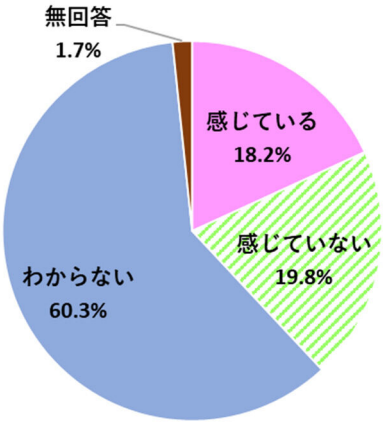
・通り過ぎた後後ろを振り返られた

・成人式

問 27.あなたは成年後見制度について知っていますか。(N=242)

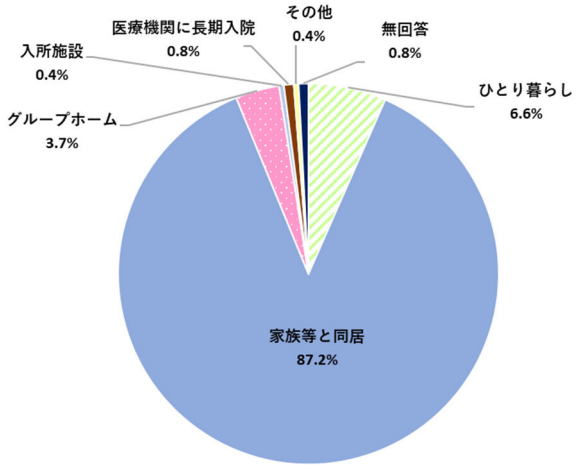


問 28.あなたは成年後見制度の必要性を感じていますか。(N=242)

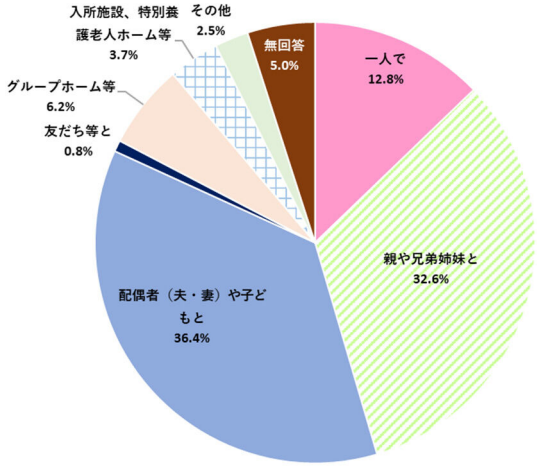


8 住まいについて

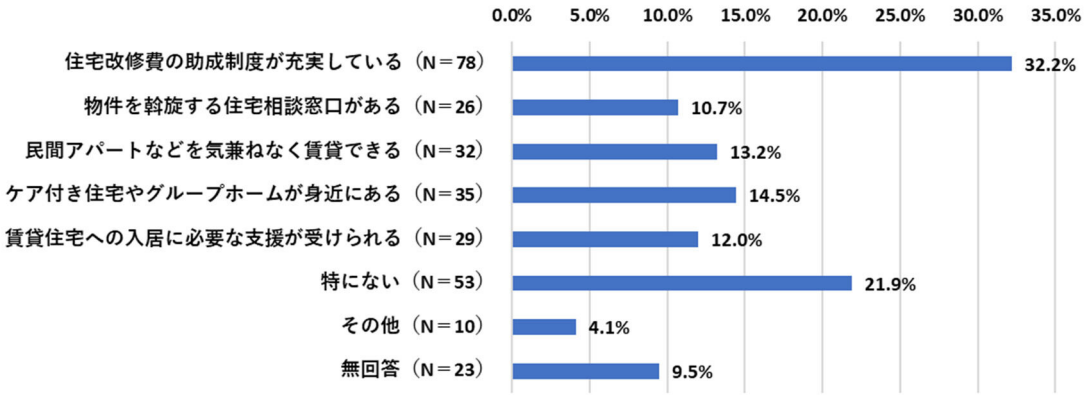
問 29.現在あなたはどのように暮らしていますか。(N=242)



問 30.あなたはどのように暮らしたいと思っていますか。(N=242)



問 31.そのためにはどのようなことが必要ですか。※複数回答(N=242)



その他

・親が元気でいること　・助成の拡充　・自立と就労

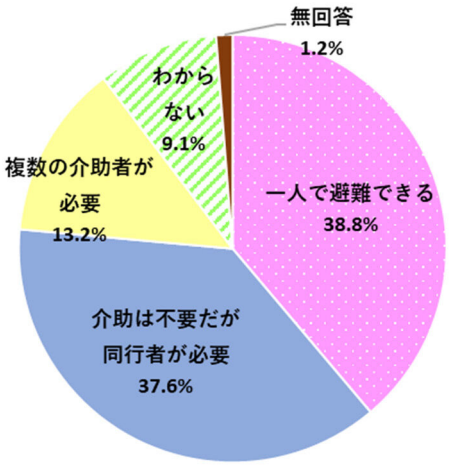
・安心できる生活環境づくり　・施設が増えること

・バリアフリーまたは改修可能な民間アパートがあること

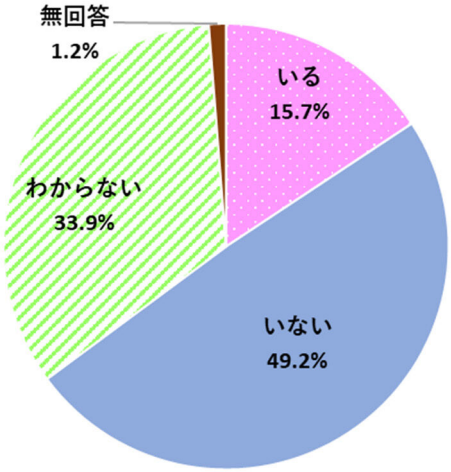
・障がいに配慮した公的住宅への入居

9 災害対策について

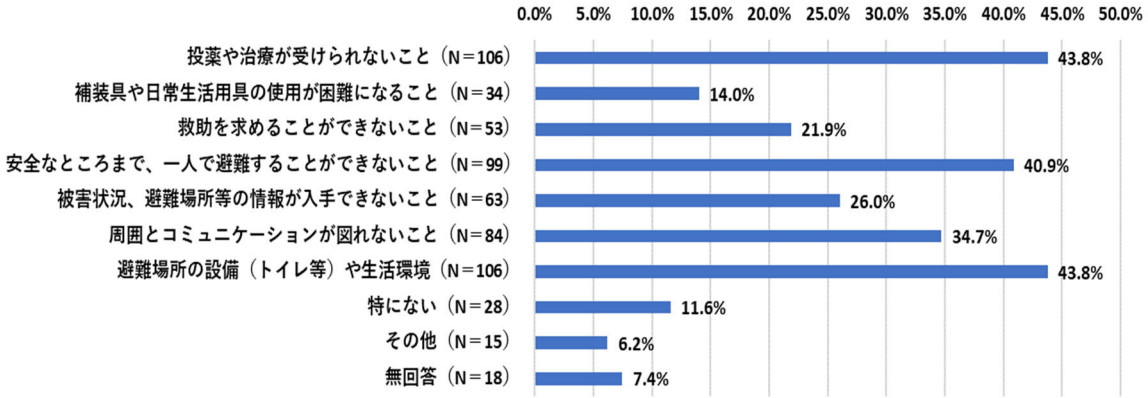
問 32.あなたは、火事や地震、風水害等の災害時の避難に支援が必要ですか。(N=242)



問 33.家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人はいますか。(N=242)



問 34.火事や地震、風水害等の災害時に困ることは何ですか。※複数回答(N=242)



その他

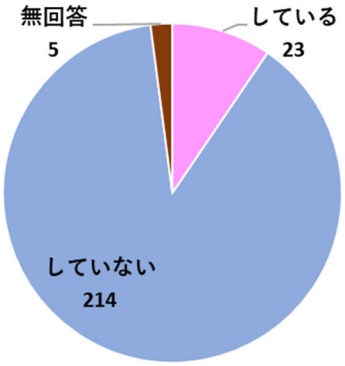
・避難場所がわからない　・薬の確保や医療的ケアの継続

・病状や症状によるメンタル面の悪化　・通常の避難場所での生活が困難

・聴覚障がいのため情報収集が不安　・食物アレルギーがある

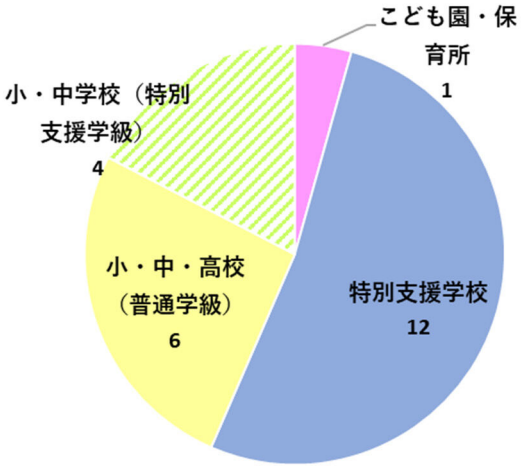
10 教育について

問 35-1.現在、こども園等や学校に通園・通学していますか。(N=242)



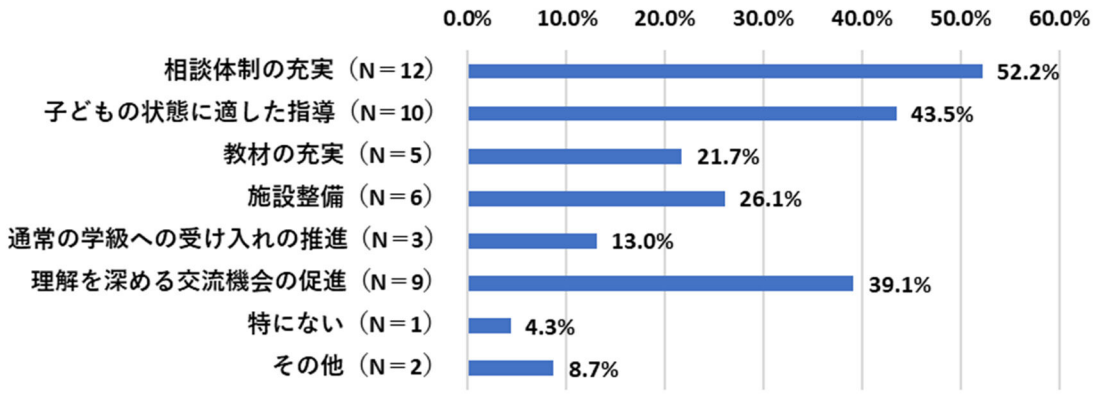
(人)

問 35-2.問 35-1 で「1.している」と回答された方にお聞きします。通園・通学先は次のどれに当てはまりますか。(N=23)



(人)

問 35-3.問 35-1 で「1.している」と回答された方にお聞きします。こども園や学校に望むことはどのようなことですか。※複数回答(N=23)

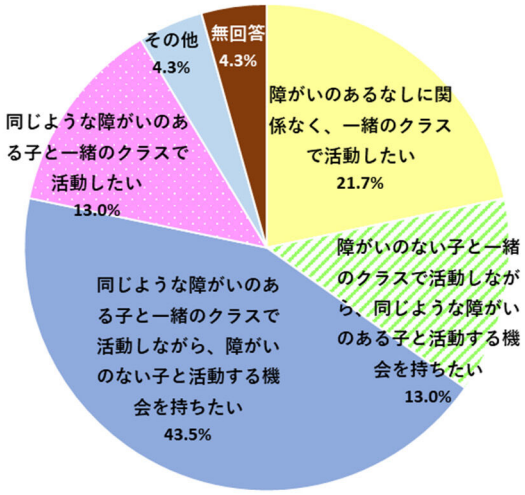


その他

・通級指導の時間を増やしてほしい

・子どものやりたいことを自分たちのリスクで制限しないこと、最初からダメではなく、様子を見て判断してほしい

問 35-4.問 35-1 で「1.している」と回答された方にお聞きします。あなたは、こども園や学校で活動する場合に、どのような形を望みますか。(N=23)

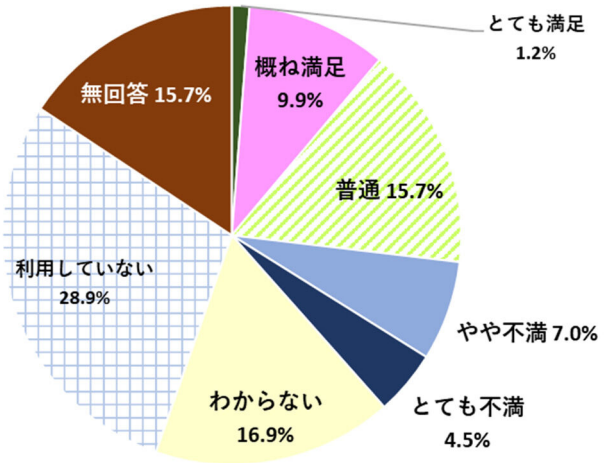


11 障害福祉サービスについて

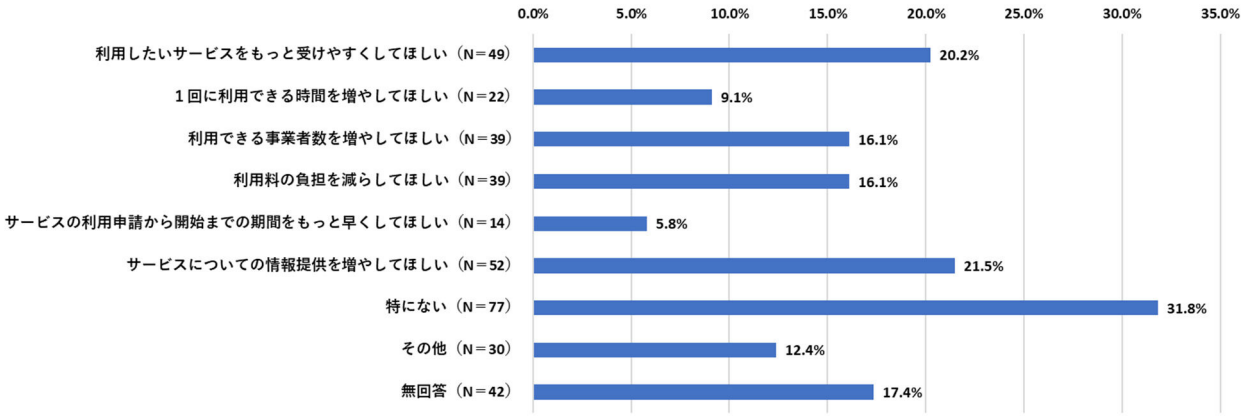
問 36.障害福祉サービス(介護給付等)の利用の有無と今後の利用の意向について。(N=242)

サービス種別	利用有(%)	今後利用の意向有(%)
居宅介護	6(2.5%)	53(21.9%)
重度訪問介護	4(1.7%)	24(9.9%)
同行援護	7(2.9%)	31(12.9%)
行動援護	7(2.9%)	48(19.8%)
短期入所	13(5.4%)	57(24.5%)
療養介護	4(1.6%)	34(14.0%)
生活介護	24(9.9%)	55(22.7%)
施設入所支援	5(2.1%)	48(19.8%)
児童発達支援	8(3.3%)	7(2.9%)
放課後等デイサービス	17(7.0%)	18(7.4%)
居宅訪問型児童発達支援	0(0%)	4(1.7%)
保育所等訪問支援	8(3.3%)	8(3.3%)
障害児入所施設	0(0%)	2(0.8%)

問 37.あなたは、障害福祉サービス(介護給付等)の供給量について、どの程度の満足感がありますか。(N=242)



問 38.障害福祉サービス（介護給付等）について、改善して欲しいと思うことは何ですか。※複数回答（N=242）



その他

・所得制限をなくしてほしい　・利用料が高額、助成が少ない　・安い弁当があるとよい

・コミュニケーション支援をしてほしい　・医療的ケアが必要な人が利用できるショートステイが必要

・個別のニーズを理解して改善してほしい　・親亡き後が不安

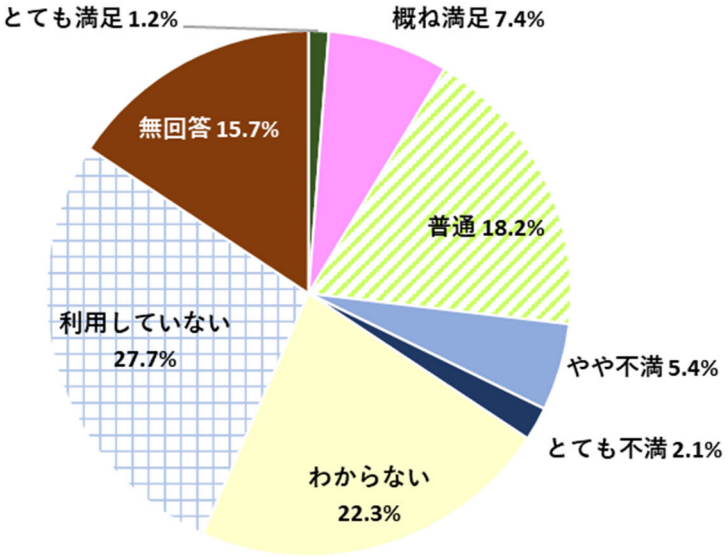
・居宅介護で病院に同行してほしい　・生活介護で機能訓練型のデイサービスを増やして欲しい

・日中一人きりになる時間に活動がほしい

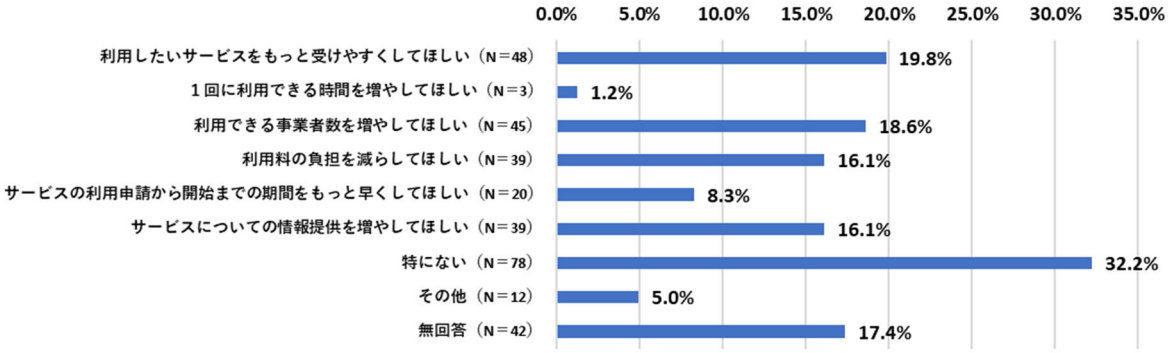
問 39.障害福祉サービス（訓練等給付）の利用の有無と今後の利用の意向について。（N=242）

サービス種別	利用有（%）	今後利用の意向有（%）
自立生活援助	9（3.7%）	49（20.2%）
共同生活援助	7（2.9%）	44（18.8%）
自立訓練	10（4.1%）	44（18.8%）
就労移行支援	15（6.2%）	50（20.7%）
就労継続支援（A 型・B 型）	40（16.5%）	69（28.5%）
就労定着支援	11（4.5%）	36（14.9%）

問 40.あなたは、障害福祉サービス（訓練等給付）の供給量について、どの程度の満足感がありますか。（N=242）



問41.障害福祉サービス（訓練等給付）について、改善して欲しいと思うことは何ですか。※複数回答（N=242）



その他

・福利厚生もつけてほしい　・就労継続支援Ｂ型で経験できる作業の種類を増やしてほしい

・自宅で働きたい人への支援がほしい　・生活力に不安のある人をもっと交流に参加させてほしい

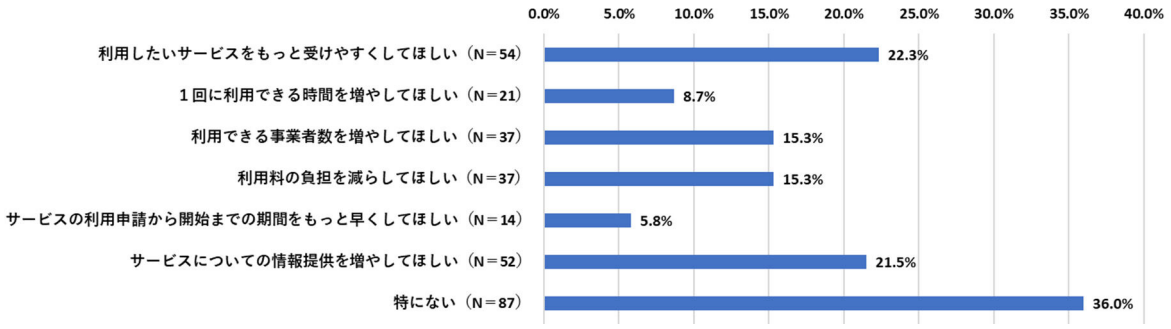
・将来的に自立できる効果的な政策を打って欲しい

・障がい者の立場に立った支援が一つもない

問42.障害福祉サービス（地域生活支援事業）の利用の有無と今後の利用の意向について。(N=242)

サービス種別	利用有（%）	今後利用の意向有（%）
移動支援事業	10（4.1%）	52（21.5%）
日中一時支援事業	17（7.0%）	54（22.3%）
地域活動支援センター	8（3.3%）	44（18.2%）
生活訓練事業	4（1.7%）	35（14.5%）
意思疎通支援事業	3（1.2%）	32（13.2%）
声の広報	4（1.7%）	20（8.3%）
日常生活用具給付事業	17（7.0%）	42（17.4%）

問43.障害福祉サービス（地域生活支援事業）について、改善して欲しいと思うことは何ですか。
※複数回答（N=242）



その他

・場所が少ない 現在、利用するほど重い障害ではないので分からない　・ひきこもりをなくしてほしい

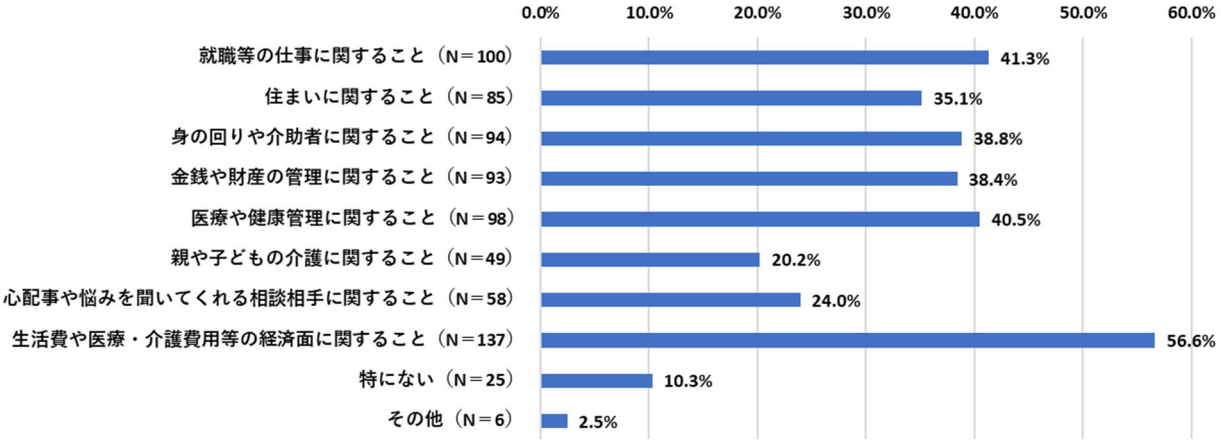
・日常生活用具の品目をもっと増やしてほしい　・給付条件の緩和　・福祉サービスの確実な情報提供

・自分がどのような支援を受けられるのかが、そもそも分からない　・市営住宅利用の推進を図ってほしい

・障がい者の種別によってサービスを提供するのはやめてほしい

12 地域生活について

問44.あなたは、将来の生活で心配なことはありますか。※複数回答（N=242）



その他

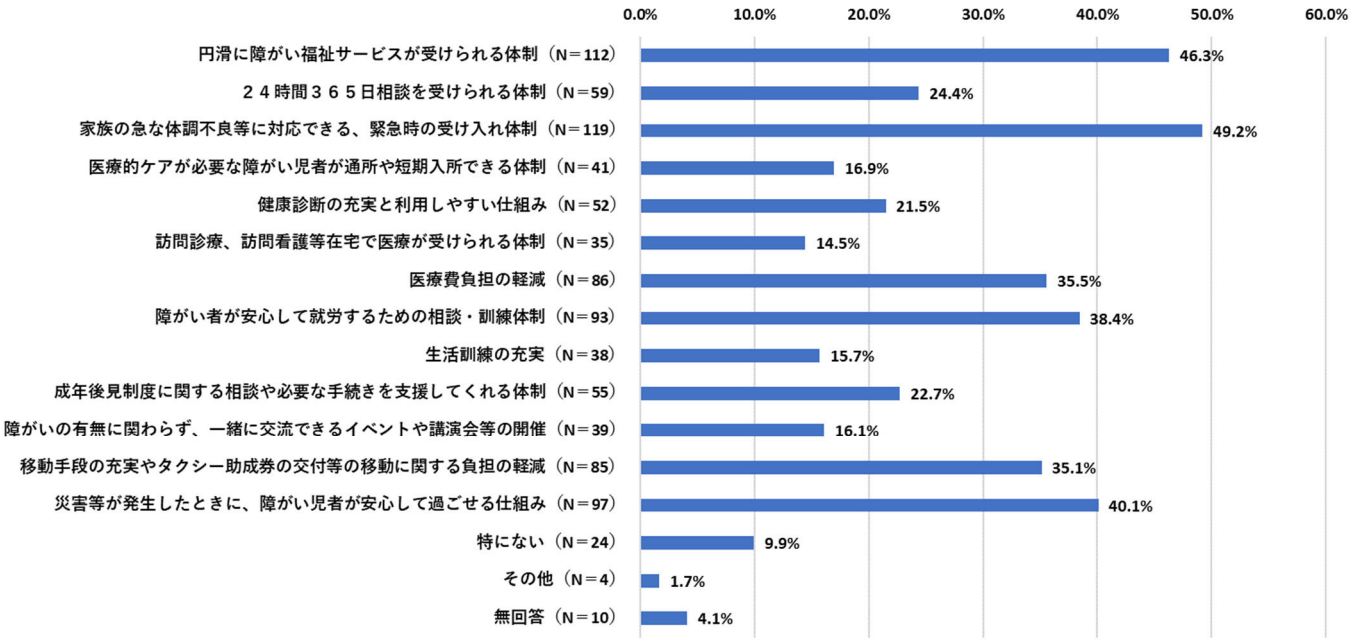
・自分で車の運転ができなくなったとき、地域に公共交通がない　・病気は治らないので、施設に入れるか心配

・介護者が入院や急病の時に、どうしたら良いのかと不安

・心配事を相談しても解決はしてくれないので時間の無駄

・結局自分でどうにかするしかない　・親がいなくなってからのこと

問45.これからも地域で安心して生活するためには、どのような体制や仕組が必要だと思いますか。※複数回答（N=242）



その他

・障がい者が一般的な職場で就労継続するため支援

・相談体制、障がい者が自立できる就労環境や収入の充実

・障がいに配慮した公的住居への入居

・成年後見制度の抜本的な見直し

自由記載

<意見・要望>

・タクシー・ガソリン券など、色々と配慮いただけるのがありがたい。
・医療費助成のおかげで受診や服薬ができ、感謝している。
・ゆずりあいパーキング利用者証があるので、助かっている。
・障がいを持つと、自分の理想と現実が違っていく虚しさを感じている人は多いと思うが、それでも社会ができるだけうまく回るよう、自分自身は福祉の力を借りてきちんと生きていたいと思う。市の情報発信にもちゃんと目を通そうと思う。
・アンケートにより、障がい者一人ひとりの困り事を聞き、現状を把握し、計画策定や施策の推進に役立てるというスタイルはとてもありがたく思う。ぜひ結果を集計していただき、障がい者の皆さんへ共有してもらえると嬉しい。
・発達障がい児が利用できる病児保育施設があったらよいと思う。市だけでは難しい場合は、広域で検討してほしい。
・小さい頃（保育所）から発達障がいへの適切な対応・支援・指導を導入してほしい。支援の充実がなければ成長につながらないと思う。また、保護者の勉強会、親育てもあったら良いかと思う。
・障がい児と幼稚園・小学校から一緒に関わることができる学校を増やしてほしい。
・インクルーシブ公園を作ってほしい。放課後等デイサービスの定員を増やしてほしい。
・子どもの障がいは年齢に応じて必要なケアが違う。出生当時から3歳くらいまでは、本当に情報が少なく大変だった。今は改善されていることを期待している。
・教育の中で、小さい時から障がい（児・者）に対する学習を深めてほしいと思う。

（医療）

・障がい等級が低い人への援助・助成（医療費等）が少ない。

（外出）

・タクシー・ガソリン券の金額を増やしてほしい。
・公共交通機関をもっと増やしてほしい。土日だけでもバスの増便をお願いしたい。
・黒部市内に同行援護の事業所がないため、事業者へ働きかけてほしい。
・安心して歩ける道路環境の整備（音響信号の設置、道路・バス停の縁石の修繕等）をお願いしたい。
・周りに障がいを持っていることを知られたくないため、タクシー・ガソリン券をもらっても使えない。口座振込など、別の方法にしてほしい。
・市内の飲食店や商店はまだバリアフリー化が進んでいない。バリアフリーが必要な人口割合（障がい・高齢化等）が増えていくであろう黒部市の先行投資として、商業に関する補助金などの要件にバリアフリー化を加えるなど、先を見据えた施策を望む。
・障がい者スポーツ大会の各種競技（陸上・水泳・フリスビー等）に参加する方（選手）が少ない。市の役員も応援もいない。障がい者は外へ出るだけでも勇気がいる。

（仕事）

・障がい者枠の求人や就職先の選択肢を増やしてほしい。
・就労継続支援事業所Ａ型・Ｂ型をもっと増やしてほしい。
・黒部市も他の市町村や他県を見習って、障がい者雇用のマッチングの場を設けて欲しい。
・障がい者の勤務内容の多数、ほとんどが単純労務のように感じる。障がい者が選択できる多様な働き方、自立した生活ができる収入が得られるようになってほしい。
・障がい等級が低いと得られるメリットが少ない。障がい等級が低いとはいえ、通院のために仕事を休む必要があり、健常者と同じような職種や時間で働けず、大変なことを理解してほしい。

（住まい）

・障がい者が入れるグループホームをもっと作ってほしい。
・将来、誰も生活介護してくれる家族がいなくなるため、生活介護サービスが充実したらよいと思う。
・入所施設の定員数の増床と入所施設の職員数の増員をお願いしたい。

（情報）
・同じ障がい者の方との繋がりが「一人じゃない」と安心できる事や生きる勇気にも繋がるため、福祉課が主体となり障がい者交流の場の提供などをしていただけたら嬉しい。
・コミュニケーション能力が低く、友達がいない。同年代の友達と話せて訓練になる場があればと思う。
・障がい者で自動車免許を持っている人がどのように取得したのか、難易度はどうだったのか知りたい。情報交換の場がほしい。
・行政や事業所は土日等が休みの場合が多く、急な対応や相談がしにくい。気軽に相談に乗ってもらえるサービスがあったらよいと思う。
・このアンケートで、障害福祉サービスが〈介護給付等〉〈訓練等給付〉〈地域生活支援事業〉など種類がたくさんあることを初めて知った。今はまだ必要なくても、やがて必要になるかもしれない時のために、障害福祉サービスの種類・内容・相談窓口・利用できる事業所・利用料金等をひとつにまとめた冊子があると大変ありがたく、サービスを受けやすくなると思う。
・障害福祉サービスは原則「申請」しないと何も受けられないが、「障がい者の福祉ガイド」を読んでも用語が難しくてよく分からない。
・情報や移動手段がないため、何をしたらよいのかわからない。
・行政手続を代行してほしい。または、手続に最後まで付き添ってほしい。
・障がい児、障がい者が増えている現状なのでアンケートの回答をしっかり反映してほしい。障がい者がいる家族にとっては、多すぎるくらいの情報量が味方になる。
・親亡き後、様々な書類の内容について本人に読み聞かせる支援をしてほしい。
・どのような福祉サービスがあるのか自分たちで調べないと分からないので、障がいがある人にもっと分かりやすい資料を送ってほしい。
（権利擁護）
・障がい・福祉の部署で働く職員には、手話を覚えてもらいたい。
・差別や偏見の少ない社会になるように改善策を打ち出してほしい。
・ヘルプマーク等の障がい者マークがもっと市民に理解され、対応を考えてくれる黒部市になると「人に優しい市」と言えると思う。
・後天的な原因で障がいを持つようになっても、堂々と様々な支援を安心して受けることができる黒部市を目指してほしい。
・年齢にかかわらず、障がいに対しての意識がない。全員でできるゲームをイベントごとにアピールしてほしい。
・障がい者福祉の担当の方は障がいについての知識がないと思う。毎年ある障がい者のイベントも毎年内容が変わらず、面白みもない。参加するメリットも見出せない。障がい者のディスカッションの場を設けて、本当に必要な政策を考えて欲しい。
・他県に比べて、富山県や黒部市は障がい者に対する助成・補助金が少ない気がする。
・子育て支援のように当事者をサポートする家族への支援も拡充してほしい。本人の生活の質の向上とともに家族が社会生活を送れるよう理解が広がっていくと、社会全体が豊かになるのではないかと思う。
（その他）
・本人に確認しながらこのアンケートに回答しているが、質問の数が多く大変だと感じる。設問の数を少なくしてほしい。

◆資料6 用 語 解 説

あ 行

ICT（情報通信技術）

「Information and Communication Technology」の略称。IT（Information Technology）よりも通信によるコミュニケーションの重要性を強調した言葉で、ネットワーク通信を利用した情報・知識の共有を重要視しています。

アウトリーチ

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に対し、支援機関等の側からアプローチし、支援を届けることをいいます。

アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが情報や製品、施設、サービス等を支障なく利用できることをいいます。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人の自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行う事業です。

医療的ケア

痰の吸引や経管栄養の注入など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為をいいます。

医療的ケア児等に関するコーディネーター

医療的ケアが必要な障がい児者（以下「医療的ケア児等」という。）に対する専門的な知識と経験に基づき、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることができる体制を構築し、医療的ケア児等の支援を総合的に調整する役割を担う支援員のことをいいます。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある人が「教育制度一般」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり何事にも興味が持てなくなったりして強い苦痛を感じ、日常の生活に支障が現れるまでになった状態を示します。基本的な症状として、強い抑うつ気分、興味や喜びの喪失、食欲の障がい、睡眠の障がい、精神運動の障がい、疲れやすさ、気力の減退、強い罪責感、思考力や集中力の低下などがあります。

エスコートゾーン

道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるために、横断歩道上に設置され、視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のことをいいます。

オーラルフレイル（高齢者の口腔機能の虚弱）

口から食べ物をこぼしたり、うまく呑み込めなかったり、噛めないものが増えるなど、ささいな口腔機能の低下から始まる、心身の機能低下につながる危険性が高くなる口腔機能の虚弱な状態のことをいいます。オーラルフレイルを放置すると、心身の運動機能や認知機能等の低下が進み、要介護状態や死亡などの危険性が高くなるといわれています。

か 行

介助犬

身体障害者補助犬の一種で、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障がい者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請などの補助を行う犬をいいます。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。総合的な相談業務や障がいのある人の虐待防止の支援、成年後見制度の利用促進などの業務を行います。

共生型サービス

介護保険または障害福祉サービスのいずれかの指定を受けた事業所が他方の制度の指定を受けやすくするもの。障がいのある人が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするとともに、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、平成30（2018）年度に創設されました。

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護の必要性が認定されている人にはサービスも提供されます。

強度行動障がい

自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起きるため、特別に配慮された支援が必要となっている状態をいいます。

居宅介護（ホームヘルプ）

自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助を行うサービスです。

緊急時の通報手段（ファックス110番、メール110番）

聴覚障がいのある人が、ファクシミリや携帯電話のメール機能を利用して警察等への緊急通報を送信するシステムをいいます。

くらしの安心ネットとやま

福祉関係団体、消費者団体等、協力機関（弁護士会等）、行政機関等がネットワークを形成し、最新の消費者被害情報の共有や連携を通じて消費者問題に適切かつ迅速に対応し、被害の未然防止、早期救済を図ることで安全・安心な消費生活の実現を目指す仕組みをいいます。

黒部市権利擁護ネットワーク運営委員会

高齢者及び障がい者の虐待防止及び成年後見制度利用促進等の権利擁護の推進に向けた取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関の連携体制を整備することを目的として開催する委員会です。

黒部市高齢者福祉計画

老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者の心身の健康の保持と生活の安定などを図ることを目的に策定する計画。全ての高齢者を対象として、必要な福祉サービスの事業量や、福祉関連事業の推進方法等を在宅、施設施策それぞれに策定し、高齢者福祉施策の推進を図るものです。

黒部市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図るために策定する計画。子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備のため、今後取り組むべき子育て支援策や目標を定めるものです。

黒部市総合振興計画

黒部市の最上位計画に位置付けられている計画。長期的な展望の下で総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるものです。

黒部市地域福祉計画

高齢者や障がい者など個別の福祉計画の上位計画に位置付けられている計画。社会福祉法第107条に基づき策定され、地域福祉の推進に向けた取組の方向性を定めるものです。

くろべネット事業

本市のケアネット活動として実施している事業の名称。地域住民、自治組織、行政機関、民生委員・児童委員、専門職、企業などさまざまな関係者が連携しながら、住民が地域社会から孤立することを防ぎ、誰もが安心して生活できる地域づくりを目指しています。

ケアネット活動

一人暮らしの高齢者や障がいのある人等の地域の要支援者一人ひとりに、地域住民自らがチームを結成し、見守りや声かけ、買い物代行等の個別支援を行う活動をいいます。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護者の相談に応じ、心身の状況等に応じ適切なサービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者であって、介護支援専門員証の交付を受けた者をいいます。

計画相談支援

「サービス利用支援」を行い、利用する障害福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案を作成します。支給決定後には、障害福祉サービス事業者等と連絡調整し、サービス等利用計画を作成します。サービス利用後は、「継続サービス利用支援」を行い、サービス利用状況等を検証し、その結果等を勘案のうえ、必要に応じてサービス等利用計画の変更やサービス利用者及びその家族に助言等を行うサービスです。

高次脳機能障がい

頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として生じる記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の認知障がいのこと。これらによって、日常生活・社会生活への適応が困難となる場合があります。

行動援護

知的障がいや精神障がい等により、行動する時に危険を回避することが困難な人に必要な支援や外出時の介助を行うサービスです。

合理的配慮

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったときに、過重な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことをいいます。

心のサポーター

メンタルヘルスや精神疾患についての正しい知識と理解に基づき、家族や同僚等など身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行うことができる人をいいます。

さ 行

視覚障がい者用誘導ブロック（点字ブロック）

視覚障がいのある人に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいいます。

事業継続計画

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画をいいます。

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行うサービスです。

児童発達支援センター

障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行う施設をいいます。

社会に学ぶ「14歳の挑戦」

中学2年生が、5日間学校外で職場体験活動や福祉・　ボランティア活動等に参加することにより、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、生涯にわたってたくましく生き抜く力を身に付ける本件独自の取組をいいます。

重症心身障害

他の障がいとあわせて重度の肢体不自由及び重度の知的障がいが重複している状態をいいます。

重度障害者等包括支援

常に介護が必要で、意思疎通を図ることが困難であり、行動上の困難がある人に居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

重度訪問介護

重度の肢体不自由で行動上の困難があり、常に介護が必要な人に入浴、排せつ、食事、外出時の介助を総合的に提供するサービスです。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。

就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。（雇用型）

就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。（非雇用型）

就労支援事業所

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対して、就労の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供する事業所をいいます。

就労選択支援

就労移行支援または就労継続支援の利用を希望する方に、就労に関する能力や適性の評価、本人の意向や必要な配慮などの整理を行い、就労先選択のための支援を行うサービスです。

就労定着支援

就労支援を受けて一般就労に移行した障がい者に就労の継続に必要な支援や就労に伴う生活上の課題等について、一定の期間、支援するサービスです。

手話通訳士

厚生労働省令に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者です。政見放送の手話通訳を担うことができます。

手話通訳者

都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された者です。

手話奉仕員

市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了し、「手話奉仕員」として登録された者です。手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得しています。

障害児相談支援

「障害児支援利用援助」を行い、利用する障害児通所支援（「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「居宅訪問型児童発達支援」、「保育所等訪問支援」）の種類や内容等を定めた障害児支援利用計画案等を作成します。支給決定後には、障害児通所支援事業所等と連絡調整し、障害児支援利用計画等を作成します。サービス利用後は、「継続障害児支援利用援助」を行い、サービス利用状況等を検証し、その結果等を勘案のうえ、必要に応じて利用計画の変更や保護者等に助言等を行うサービスです。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者を対象として、身近な地域で雇用・福祉・教育等の関係機関との連絡の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を一体的に実施する機関です。

障がい者相談員

障がい者の福祉の増進を図るため、障がい者の相談に応じ、その人の更生のために必要な補助を行う者をいいます。社会的信望があり、かつ、障がい者の更生援護に熱意と識見を持っている者に市町村が委託します。

障害者トライアル雇用

事業主が障がい者を原則3か月間試行的に雇用（トライアル雇用）することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとなることを目的とした制度です。事業主は、労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障害者雇用への不安を解消することができるほか、制度の利用に当たって、一定の要件を満たせば助成金が支給されます。

障害者１１０番

一般社団法人富山県手をつなぐ育成会に常設相談窓口を設置し、障がいのある人の権利擁護の関する相談等を受け付

ける事業で、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成して専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関への依頼を行っています。

（℡ 076-441-7214、Fax 076-441-7255）

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例

障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）と相まって、全ての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする条例です。平成28（2016）年4月1日から施行しています。

触手話

盲ろう者とのコミュニケーション方法の一つで、送り手のする手話に受け手が触れて、内容を読み取る方法をいいます。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障がいのある人が職場の環境、職務、人間関係等に慣れていけるように支援するほか、企業が障がいのある人本人の特性や配慮事項を理解したうえで雇用管理や技術指導を行えるよう、職場訪問を通じて、障がいのある人と企業への助言・提案を一体的に行う職場適応援助者のことです。

自立訓練（機能訓練）

障がい者が自立した生活ができるよう、一定の期間、身体機能の維持向上のために必要な訓練を行うサービスです。

自立訓練（生活訓練）

障がい者が、自立した生活ができるよう、一定の期間、生活能力の維持向上等のために必要な訓練を行うサービスです。

自立支援医療（精神通院）

通院による精神医療が継続的に必要な人に対して、その通院医療に係る医療費負担を軽減するための公費負担医療制度です。

自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人や現に一人暮らしの人で、理解力や生活力等に不安のある人が、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時対応により、相談や支援を行うサービスです。

心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、当該保護者が死亡、又は重度障がいとなったとき、当該心身障がい者に終身一定額の年金を支給する制度をいいます。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障がい（視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓）がある人に対して交付される手帳。障がいの程度によって1級から6級まで区分されます。

身体障害者補助犬

身体障害者補助犬法に規定する「盲導犬」、「介助犬」及び「聴導犬」の総称です。公共施設、公共交通機関、不特定多数が利用する施設、障がいのある人を雇用する事業所では、身体障がい者による身体障害者補助犬の同伴を拒んではならないとされています。

生活介護

常に介護を要する障がい者が、通所施設で入浴や排せつ、食事等の介護を受けるほか、創作的活動等に参加できるサービスです。

生活福祉資金貸付制度

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、自立した生活が送れるように必要な資金の貸付けを行う制度です。資金の種類には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金及び不動産担保型生活資金があります。富山県社会福祉協議会が実施し、黒部市社会福祉協議会で申請ができます。

精神科救急情報センター

緊急の精神科医療相談を希望する人を対象に、24時間対応で相談を受付けています。必要に応じて医療機関も案内してくれます。（電話 076-433-3996）

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付され、精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。精神障がいの程度に応じて、1級から3級まで等級があります。

成年後見サポートセンター

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用を支援するとともに、地域連携ネットワークによる被後見人及び成年後見等に対する広報・啓発活動の実施や、市民後見人の養成及び活動支援を行う機関です。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な人の権利や財産を守り、支援するための制度です。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と判断能力が不十分な状態になったときに備えてあらかじめ本人が後見人を選ぶ「任意後見」があります。成年後見制度の利用を申立てる人がいない場合は、市町村長等が申立てを行うことができます。

総合的な学習の時間

変化の激しい社会に対応して自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとした学習の時間をいいます。

た 行

短期入所（ショートステイ）

自宅で障がい者を介護する人が病気等の理由で一時的に介護が困難になった場合に、障がい者が一時的に施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるサービスです。

地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人に対して、地域生活に移行する際の相談や必要な支援等を行います。

地域活動支援センター

障がい者に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設です。

地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の居住支援のために必要な機能を備えた場所や支援体制のことです。地域生活支援拠点等の整備手法には、拠点となる施設の整備のほか、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を整備する面的整備等があります。

地域定着支援

ひとり暮らし等の人に対して、連絡体制を確保し、障がい特性により生じた緊急の事態等に対応し、訪問や相談等の必要な支援を行います。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域において、支援が必要な高齢者等が自立した生活を送ることができるよう介護・医療・住まい・見守り等の総合的な体制を、住民参加を得ながら地域社会全体で支える仕組みのこと。

聴導犬

身体障害者補助犬の一種で、聴覚障がいにより日常生活に著しい支障がある身体障がい者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声等の情報を伝え、必要に応じて音源への誘導を行う犬をいいます。

通級指導教室

小中学校等において、通常の学級に在籍し、殆どの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態に応じた特別な指導を特別な指導の場で行うもの。言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、肢

体不自由、病弱・身体虚弱を対象としています。高等学校は平成30年度より制度化されました。

点字図書

視覚障がいのある人のために点字などで記述された図書をいいます。

同行援護

視覚障がいにより移動が困難な人等に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、排せつ及び食事等の介護等を行います。

統合失調症

幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患です。それに伴って、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障がいを受ける（生活の障害）という特徴を併せもっています。

特別活動

初等教育（小学校等）、中等教育（中学校、高等学校等）における教育課程の一領域であり、学級活動，児童会活動・生徒会活動、クラブ活動及び学校行事から構成されます。それぞれ構成の異なる集団での活動を通して，児童生徒が学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力を育む活動です。

特別支援学級

小中学校等において、障がいの種別ごとの少人数学級で、障がいのある子ども一人ひとりに応じた教育を行うもの。知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がいを対象としています。

特別支援学校

障がいの程度が比較的重い子どもを対象として、専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、幼稚部、小学部、中学部、高等部で実施しています。視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象としています。

特別支援教育コーディネーター

障がいのある子ども一人ひとりに応じた教育を推進するため、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者として位置付けられている人です。

富山型デイサービス

年齢や障がいの有無にかかわらず、高齢者、障がいのある人、子どもなど誰もが住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気の下で、きめ細やかなケアが受けられる小規模なデイサービスをいいます。

富山県手話言語条例

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与することを目的とする条例です。平成 30（2018）年4月1日から施行しています。

富山県高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障がい者又はその家族を支援するため、相談支援や高次脳機能障がいに係る普及啓発及び研修を行っている機関です。富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内に設置されています。

富山県難病相談・支援センター

難病患者の療養生活に関する相談や必要な情報の提供及び助言等を行い、難病患者の療養生活の質の維持向上を支援することを目的とした機関です。

富山県発達障害者支援センター

発達障がいのある児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、乳幼児から成人期までのライフステージを通じた切れ目のない支援等を行います。富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内に設置されています。

富山県民福祉条例

少子・高齢社会への対応や高齢者、障害のある人等の自立と社会参加を積極的に進めていくため、平成8（1996）年に制定。この条例に定める基本理念に基づき、様々な福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場） 利用証制度

障がい者や高齢者、妊産婦、けがにより一時的に歩行が困難になった人など移動に配慮を要する人が、公共施設や商業施設の障害者等用駐車場を円滑に優先利用できるよう対象となる人に利用証を交付し、車内に掲示することで、対象駐車区画の適正利用を誰もが確認できる県の制度です。同様の制度を導入している他府県でも相互利用ができます。

な 行

新川地域自立支援協議会

障害者総合支援法第 89 条の3の規定に基づき、設置された協議会。新川地域の市町村（魚津市、黒部市、入善町、朝日町）の障がい者福祉に関わる関係機関や関係団体等で構成され、障がいのある人の支援体制に関する課題についての情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域課題の解決に向けた体制の整備等について協議を行う組織です。

新川地域精神保健福祉推進協議会

新川厚生センターに設置されており、地域住民の精神保健福祉に関する知識の普及啓発や精神障がい者等の自立と社会参加に対する理解を深め、その協力・支援のための基盤づくりを進める組織です。

二次障がい

本来抱えている様々な障がい特性を一時障がいと捉えると、環境やかかわりに起因する適応困難な状態は二次障がいと捉えられます。二次障がいを引き起こさせないような予防的対応を常に意識しておくことが重要です。

日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活を送ることができるよう、市町村社会福祉協議会と本人の契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業です。

日常生活用具

在宅の障がい児者及び難病患者等に対して、日常生活の便宜を図る為に給付又は貸与する用具のことで、特殊寝台、ストーマ装具等があります。

日中一時支援事業

障がい児者の日中活動の場を確保し、障がい児者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族等の一時的な休息を目的とする事業です。

認知症サポーター

認知症のことを正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かく見守る人のことです。

認知症疾患医療センター

認知症の速やかな鑑別判断や行動・心理状態（BPSD）と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談、関係機関との連携、研修会の開催等の役割を担う専門医療機関をいいます。

農福連携

障がいのある人の工賃向上や働く場の確保、農業の担い手不足の解消などを図るため、農業者と福祉団体が連携して障がい者の農業分野での就労を支援する取組をいいます。

ノーマライゼーション

障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念です。今日では、障がい者福祉の理念にとどまらず、社会福祉の理念として考え方が浸透しています。

は 行

発達障がい

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。知的

な遅れが伴う場合や伴わない場合があるほか、複数の種類が重なって現われたり、障がいの程度や年齢（発達段階）、生活環境などによっても気になる症状が違ってきたりすることがあります。

バリアフリー

障がいのある人、高齢者、妊婦や子ども連れの人々が社会生活をしていく上で障壁（バリア）を取り除くとともに、新しいバリアを作らない考え方をいいます。一般に「物理的なバリア」、「制度的なバリア」、「文化・情報面のバリア」、「意識上のバリア」の4つのバリアがあるといわれています。

ピアサポーター、ピア・フレンズ、ピアカウンセリング

当事者やその家族が、ピア（仲間）として、同じ問題を抱える人の悩みや不安などを共有し、共に考え、支援（サポート）を行う人です。

ひきこもりサポーター

ひきこもり本人や家族等の状況に対する適切な理解に基づき、身近なサポートや正しい支援につなげるための基本的なスキルを身につけた人です。

避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難を確保するため、特に支援を必要とする人のことです。

避難行動要支援者名簿

市町村が作成する避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、支援が必要な理由などをまとめた名簿のことです。

福祉タクシー

道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障がい者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のことをいいます。

福祉のまちづくり

県民ひとりひとりが互いに支え合い、協働しながら一体となって、ハード・ソフト両面における取組を行うことにより、人に優しい安全で安心なまちづくりを推進することをいいます。

福祉避難所

災害発生時に、一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障がいのある人等の方々が特別な配慮を受けられる二次的避難所（社会福祉施設や学校の教室などの福祉避難スペース等）のことです。

福祉用具

障がいのある人の生活、学習、就労と高齢者の生活介護・介助の支援のための用具または機器。障がいのある人等の生活の質の向上と自立促進を目的とします。

フレイル（高齢者の虚弱）

加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語。要介護状態に至る前段階と位置付けられますが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性など多面的な問題を抱えやすく、自立障がいや死亡を含む健康障がいを招きやすいハイリスク状態のことをいいます。

保育所等訪問支援

保育所等に支援者が訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。

放課後等デイサービス

学校の放課後や長期休暇中に通所施設で、生活能力の向上のための訓練を受けたり、社会との交流を促進したりするサービスです。学校在学中の障がいのある児童の放課後の居場所としても利用されています。

法定雇用率

障害者雇用促進法に基づき、民間企業、国、地方公共団体等の事業主に対し、その雇用する労働者に占める障がい者の割合が一定率以上になるよう義務付ける制度です。

訪問看護ステーション

病気や障がいのある人が住み慣れた地域や自宅で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師等が生活の場へ訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行う事業所です。

補装具

身体障がい者、身体障がい児及び難病患者等（告示に定める疾病に限る。）の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、義肢、装具、車椅子など厚生労働大臣が定めるものをいいます。

ま 行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことなどにより、社会福祉の増進に努める役割を担う人です。身分は特別職の地方公務員とされ、児童委員を兼ねることになっています。

メンタルヘルスサポーター

精神障がい者等からの相談に応じ、又は心の健康に関する普及啓発を行う心の健康づくりのボランティアをいいます。

盲導犬

身体障害者補助犬の一種で、視覚障がいのある人が安全に歩行できるよう、障害物を避けたり、段差や角を教えたりするなど、歩行の補助をする犬をいいます。

や 行

ユニバーサルデザイン

「全ての人々のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、最初から全ての人が利用しやすいように配慮した製品、建築物、生活空間、情報等をデザイン（設計）しようとする考え方。対象を障がいのある人や高齢者等に限定しない点が、「バリアフリー」の考え方と異なります。

ユニバーサルデザインタクシー

車いすのままでの乗降や、補助ステップや握りやすい手すり等による安全でスムーズな乗降ができるなど、身体障がい者や高齢者、妊産婦、子ども連れの人といった様々な人が利用できる構造となっているタクシー車両をいいます。

要約筆記、要約筆記者

聴覚障がいのある人に対する情報保障の方法の一つで、聴覚障がいのある人に話の内容、会議・講義の内容などをリアルタイムで文字通訳することをいいます。要約筆記者は、要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得している者をいいます。

ら 行

療育手帳

療育手帳制度要綱に基づき交付され、知的障がい児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的とした手帳です。富山県においては、知的障がいの程度によってA（重度）とB（中・軽度）に区分されています。

療養介護

医療と常時介護を要す人が、医療機関に入院しながら機能訓練や療養上の管理、医学的な管理下における介護等を受けるサービスです。

レスパイト

「一時休止」、「休息」、「息抜き」という意味を持ち、障がいのある人等を日常的に介護している家族等が、心身を癒すため一時的に介護を離れることをいいます。

朗読奉仕員

録音図書の増刷・普及に協力するほか、広報活動、文化活動などに協力する者をいいます。

ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

運動器（体を支え、動かす役割をする器官（骨、関節、筋肉・腱、末梢神経等）の総称）の障がいにより要介護になる危険の高い状態になることをいいます。

黒部市障がい者計画

令和8年度 ～ 令和 12 年度
（2026 年度 ～ 2030 年度）

令和8年3月発行

発 行　黒部市
編 集　黒部市市民福祉部福祉課
〒938-8555
富山県黒部市三日市 1301 番地
TEL 0765-54-2111 FAX 0765-54-4115
http://www.city.kurobe.toyama.jp


黒部市